

第百九十回国会 衆議院 厚生労働委員会 議 録 第三号

平成二十八年三月九日(水曜日)

午前九時七分開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君

理事 秋葉 賢也君 理事 江渡 聡徳君

理事 小松 裕君 理事 後藤 茂之君

理事 白須賀貴樹君 理事 初鹿 明博君

理事 山尾志桜里君 理事 古屋 範子君

理事 赤枝 恒雄君 理事 井上 貴博君

大串 正樹君 大西 宏幸君

金子万寿夫君 木村 弥生君

新谷 正義君 田中 英之君

田畑 裕明君 田村 憲久君

高橋ひなこ君 谷川 とむ君

中川 俊直君 永岡 桂子君

長尾 敬君 長坂 康正君

丹羽 秀樹君 丹羽 雄哉君

比嘉奈津美君 福山 守君

堀内 詔子君 牧原 秀樹君

松本 純君 三ッ林裕巳君

村井 英樹君 山下 貴司君

井坂 信彦君 大西 健介君

岡本 充功君 郡 和子君

中島 克仁君 西村智奈美君

柚木 道義君 伊佐 進一君

角田 秀穂君 中野 洋昌君

高橋千鶴子君 堀内 照文君

浦野 靖人君 重徳 和彦君

議員 山尾志桜里君

議員 初鹿 明博君

議員 高橋千鶴子君

議員 塩崎 恭久君

議員 高島 修一君

内閣府副大臣 竹内 譲君

厚生労働副大臣 木村 弥生君

厚生労働副大臣 とかしきなおみ君

厚生労働大臣政務官 三ッ林裕巳君

厚生労働大臣政務官 太田 房江君

国土交通大臣政務官 津島 淳君

政府参考人 木下 賢志君

政府参考人 内閣府子ども・子育て本

政府参考人 部審議官 中島 誠君

政府参考人 内閣府子ども・子育て本

政府参考人 部審議官 小野田 壮君

政府参考人 内閣府子ども・子育て本

政府参考人 部審議官 掛江浩一郎君

政府参考人 警察庁長官官房審議官

政府参考人 総務省大臣官房審議官

政府参考人 厚生労働省雇用均等・児

政府参考人 童家庭局長 内藤 尚志君

政府参考人 厚生労働省社会・援護局

政府参考人 石井 淳子君

政府参考人 厚生労働省老健局長

政府参考人 三浦 公嗣君

政府参考人 厚生労働省年金局長

政府参考人 鈴木 俊彦君

政府参考人 国土交通省大臣官房技術

審議官 潮崎 俊也君

厚生労働委員会専門員 中村 実君

委員の異動

二月二十五日

辞任

松野 頼久君

三月九日

辞任

大串 正樹君

補欠選任

木村 弥生君

補欠選任

井坂 信彦君

補欠選任

長坂 康正君

大西 宏幸君

田畑 裕明君 金子万寿夫君

高橋ひなこ君 井上 貴博君

同日

辞任

井上 貴博君 補欠選任

大西 宏幸君 高橋ひなこ君

金子万寿夫君 木村 弥生君

長坂 康正君 田畑 裕明君

大串 正樹君

三月八日

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別

措置法案(中島克仁君外八名提出、衆法第一二

号)

雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提

出第九号)

同日

介護報酬の緊急再改定に関する請願(岸本周平

君紹介)(第五三三、三四号)

保険でよい歯科医療の実現を求めることに関す

る請願(牧義夫君紹介)(第五三三、三五号)

同(志位和夫君紹介)(第五四四、四五号)

同(近藤昭一君紹介)(第五四九、五〇号)

同(田嶋要君紹介)(第五九九、一〇〇号)

新たな患者負担増をやめ、窓口負担の大幅軽減

を求めることに関する請願(堀内照文君紹介)

(第五三三、三六号)

じん肺とアスベスト被害根絶を求めることに関

する請願(吉川元君紹介)(第五六七、七八号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第五七七、七八号)

同(池内さおり君紹介)(第五七八、七九号)

同(梅村さえこ君紹介)(第五七九、八〇号)

同(大平喜信君紹介)(第五八〇、八一号)

同(笠井亮君紹介)(第五八一、八二号)

同(穀田恵二君紹介)(第五八二、八三号)

同(齊藤和子君紹介)(第五八三、八四号)

同(志位和夫君紹介)(第五八四、八五号)

同(清水忠史君紹介)(第五八五、八六号)

同(塩川鉄也君紹介)(第五八六、八七号)

同(島津幸広君紹介)(第五八七、八八号)

同(田村貴昭君紹介)(第五八八、八九号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第五八九、九〇号)

同(畑野枝枝君紹介)(第五九〇、九一号)

同(島山和也君紹介)(第五九一、九二号)

同(藤野保史君紹介)(第五九二、九三号)

同(堀内照文君紹介)(第五九三、九四号)

同(真島省三君紹介)(第五九四、九五号)

同(宮本岳志君紹介)(第五九五、九六号)

同(宮本徹君紹介)(第五九六、九七号)

同(本村伸子君紹介)(第五九七、九八号)

憲法を生かして安全・安心の医療・介護の実現

を求めることに関する請願(真島省三君紹介)

(第七二八、七二九号)

若い人も高齢者も安心できる年金を求めること

に関する請願(志位和夫君紹介)(第七二九、七三〇号)

同月九日

社会保障費の大幅な削減を中止し、保育、医

療、介護、年金などの拡充を求めることに関す

る請願(赤嶺政賢君紹介)(第七六八、七六九号)

同(池内さおり君紹介)(第七七〇、七七一号)

同(梅村さえこ君紹介)(第七七二、七七三号)

同(大平喜信君紹介)(第七七四、七七五号)

同(笠井亮君紹介)(第七七六、七七七号)

同(穀田恵二君紹介)(第七七八、七七九号)

同(齊藤和子君紹介)(第七八〇、七八一号)

同(志位和夫君紹介)(第七八二、七八三号)

同(清水忠史君紹介)(第七八四、七八五号)

同(塩川鉄也君紹介)(第七八六、七八七号)

同(島津幸広君紹介)(第七八八、七八九号)

同(田村貴昭君紹介)(第七九〇、七九一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七九二、七九三号)

同(畑野君枝君紹介)(第七八二号)
同(畠山和也君紹介)(第七八二号)
同(藤野保史君紹介)(第七八三三三)
同(堀内照文君紹介)(第七八四四四)
同(真島省三君紹介)(第七八五五五)
同(宮本岳志君紹介)(第七八六六六)
同(宮本徹君紹介)(第七八七七七)
同(本村伸子君紹介)(第七八八八八)
同(志位和夫君紹介)(第七八三〇〇)
同(塩川鉄也君紹介)(第八三二二二)
食品衛生監視員を大幅にふやすことに関する請願(齊藤和子君紹介)(第七八九九九)
同(堀内照文君紹介)(第七九〇〇〇)
保険でよい歯科医療の実現を求めることに関する請願(重徳和彦君紹介)(第七九一一一)
同(篠原孝君紹介)(第七九二二二)
同(赤嶺政賢君紹介)(第八二二八八)
同(松本剛明君紹介)(第八二九九九)
同(宮本岳志君紹介)(第八七三三三)
社会保障制度改革に関する請願(階猛君紹介)(第八二二二二)
社会保障の連続削減を中止し、充実を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第八三三三三)
労働時間と解雇の規制強化に関する請願(池内さおり君紹介)(第八二四四四)
憲法を生かして安全・安心の医療・介護の実現を求めることに関する請願(志位和夫君紹介)(第八二五五五)
じん肺とアスベスト被害根絶を求めることに関する請願(照屋寛徳君紹介)(第八二六六六)
安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員に関する請願(志位和夫君紹介)(第八二七七七)
は本委員会に付託された。

二月二十九日

医療保険制度の改善等に関する陳情書(宮崎市橋通東二の七の一八 中原幸典)(第八八八号)
沖縄県の市町村国保に対する財政支援等に関する

る陳情書(那覇市泉崎一の一の一 金城徹)(第八九号)
国における子供の医療費助成制度の創設等に関する陳情書(広島市中区国泰寺町一の六の三四 永田雅紀)(第九〇号)
国民健康保険制度の改善強化等に関する陳情書(盛岡市内丸二の一 菊田隆)(第九一三)
市町村から医療保険者へのがん検診実施義務の移行(医療制度改革)に関する陳情書(岡山市大供一の一の一 宮武博)(第九二二二)
全ての女性が貧困から解放され、性別により不利益を受けることなく働き生活できる労働条件、労働環境の整備等に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一の三 村越進)(第九三三三)
全国一斉生活保護一一〇番の相談結果を受けての生活保護制度(特に住宅扶助基準)の見直しに関する陳情書(東京都新宿区四谷二の一の八 石橋修)(第九四四四)
地域医療体制の充実確保に関する陳情書(札幌市中央区北一条西二 鈴木健雄)(第九五五五)
認知症への取り組みの充実強化に関する陳情書(金沢市数月一の一 中村勲)(第九六六六)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
雇用保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案(中島克仁君外八名提出、衆法第一二二号)
厚生労働関係の基本施策に関する件

○渡辺委員長 これより会議を開きます。

厚生労働関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長木下賢志君、内閣府子ども・子育て本部審議官中島誠君、子ども・子育て本部審議官小野田壮君、警察庁長官官房審議官掛江浩一郎君、総務省大臣官房審議官内藤尚志君、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長香取照幸君、社会・援護局長石井淳子君、老健局長三浦公嗣君、年金局長鈴木俊彦君、国土交通省大臣官房技術審議官潮崎俊也君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○渡辺委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中島克仁君。

○中島委員 民主党の中島克仁です。

今国会も厚生労働委員会に所属することができました。大変うれしく思っております。ところで、質問です。どうかよろしくお願ひしたいというふうに思います。

本日は、大臣所信に対する質疑ということで質問させていただきますと思うのですが、私からは、予算委員会でも質問させていただきましたが、介護離職ゼロについて、また、昨年、介護報酬の改定が行われました、大幅なマイナス改定だったと思いますが、それに対する事業所への影響、また処遇改善加算もとられたわけですが、その取得状況等について質問させていただきたいというふうに思います。

大臣は、所信の中でも、一億総活躍社会への挑戦と題して、その決意を述べられておられました。先ほども申し上げたように、予算委員会でも、介護離職ゼロ、一体いつまでに実現するつもりなのかという質問に対しては、この春に取りまとめられる予定のニッポン一億総活躍プランの中で十年間のロードマップ策定をしていく、そして、一億総活躍大臣の加藤大臣とも連携をして、介護離職ゼロに向けて取り組んでいくというふうにおっしゃっております。

確認ですが、十年をめどに介護離職はゼロにするということでしょうか。

○塩崎国務大臣 介護離職ゼロは、二〇二〇年代の初頭までに、介護を原因とした離職を防いで、特別養護老人ホームへの入所を希望しながら自宅待機をせざるを得ない方をなくすなどの一億総活躍社会の実現のための重要な施策の柱として、この介護離職ゼロというのを掲げているわけでございます。

その実現に向けて、必要な介護サービスの確保と働く環境改善、家族支援を両輪として進めるといふこととしておりまして、具体的には、在宅・施設サービスとサービスつき高齢者向け住宅を合計で十二万人分当初の予定より整備量を上積みして、約五十万人分とする。それから、求められる介護サービスを提供するために必要な介護人材、これについても育成、確保を図る。それから、昨日審議入りさせていただいた育児・介護休業法の改正において、介護休業が活用しやすくなるように制度見直しを行うということにしておりまして、補正予算、そしてまた来年度の予算案に必要な措置を盛り込んだところであります。

このロードマップについては、今お話がございましたが、ニッポン一億総活躍プラン、この春にまとめるわけでありまけれども、より広範な観点から一億総活躍社会実現に向けたしっかりとした道筋を取りまとめようということでございます。十年間のロードマップを策定するということがなっていると承知をしております。加藤大臣ともよく連携をして、介護離職ゼロの実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

○中島委員 新三本の矢の一つに介護離職ゼロとはつきりうたつてあるわけですね。十年のロードマップと言いますが、その十年の根拠は何なのか、そして取り組み状況というのはどうやって判

断していくのか、私は大変疑問に思うわけです。

もちろん、介護離職の問題が大変重要な課題だということとは十分承知しております。ただ、この問題は大変根深いです。介護離職そのもの、これを何とかしなきゃいけないということについて共有はできていると私は思うわけですが、やはり、大看板で介護離職ゼロとはつきりうたつていて、十年のロードマップで本当に実現できるのかどうか。そういう部分も含めて、介護離職ゼロということに対して大臣がどのように認識をされるかということをお尋ねをしたいと思います。

これは総務省のデータで、資料の二枚目になります。家族の介護、看護を理由とする離職者数の推移というものが、これはたびたび目にするわけですが、基本的な認識として、介護離職される方は実際にふえているのか減っているのか、大臣はどのように考えられているのか、お答えいただきたいと思います。

○塩崎国務大臣 先生から今お配りをいただきましたけれども、平成二十四年就業構造基本調査、これは総務省でございますけれども、これによりますと、直近の平成二十三年十月から平成二十四年九月までは、家族の介護、看護を理由とする離職者は約十一万人となっております。過去十年を見ると、平成十八年十月から平成十九年九月には十四・五万人となるなど、年によってばらつきが若干ございますけれども、大体八万人から十万人で推移してきているというのが、介護、看護を理由とする離職者の数だという認識でございます。

○中島委員 ふえているかふえていないか、大体八万人から約十万人の方が年間に介護を理由に離職をされておられるということで、我が党の部会でも、この認識、何か説明を聞いていると、決して介護離職する方はふえていないんだ、横ばいなんだというようなニュアンスで非常に捉えるんですね。しかし、これは、本当は実際どうなのだろう

か。

例えば、資料の一枚目でございますが、これは要介護認定者の数です。これは年々年々ふえて、平成二十六年四月現在で五百八十六万人、この十四年間で約二・六九倍にふえているということがあります。

要介護の認定者はふえているのに、介護離職ゼロ、これは年間数でいくとふえていない、横ばいになっているということ、この現実はどうのように分析されるんでしょうか。

○塩崎国務大臣 今申し上げたように、ばらつきは若干あるにせよ、大体八万人から十万人ぐらいの離職者がいるという結果、そういうことだろうということを前提に今回の介護離職ゼロということを考えているわけでありまして、四十万から五十万人にするという根拠も、そういうところから来ているわけでありまして。

もう一つは、なぜ離職するのかというところが問題でありまして、今、何で要介護認定を受けている方がふえている中で離職者がふえないのかということでありまして、やはりそれは、一つは、介護サービス、そしてまた施設の充実を一貫して進めてきているわけでありまして、それによる介護離職をしなくても済むということになること。

もう一つは、やはり職場での理解というものが非常に大事で、働き方の改革をしないと難しいというのが、アンケート調査でも、働き方の方がむしろ、施設やサービスの不足よりも大きな要因として挙げていらっしゃる方が多いことを考えてみると、働き方についてもそれなりに改善はしているだろうとは思いますが、まだまだだということ。アンケート調査でも見てとれますから、これは働き方についても同時に改革をしていかなければならないということで、今回、介護休業についても法律改正をさせていただく、こういうことになっていって考えております。

○中島委員 ふえているか、ふえていないかということ、今、働き方の問題はまた別問題で、私は、厚生労働省、大臣の認識はちょっとずれていると思うんですね。

例えば、平均の介護期間、これは厚生労働省で調べておられれば後で答えたいと思いますが、これは民間の保険会社等で、平均の介護期間は五十万五ヶ月から五十九万五ヶ月、約五年です。そして、これは一般論で数字が大きくなる

かもしれないですが、日本人の平均寿命、男性と女性それぞれですが、それから健康寿命を差し引くと、男性では約九年、そして女性では十二年、一般論とすれば介護期間があるということになっていくわけです。

それで、資料の二枚目になると、これは介護離職する人の数というのは年間十万人前後、十万人弱で推移して、ばらつきはあるということですが、もちろんこの数字、平均の在宅介護期間というのは、在宅に限らないですね、介護期間というのは在宅介護にも当てはまるわけです、だとすれば、これは、毎年毎年約十万人ずつの方がふえ続けているというものが正確な認識だ。

もちろん、途中経過の中でお亡くなりになったりとか、施設に入られたりとか、そういう方はおられると思いますが、この数は決して横ばいというふうなイメージではなくて、これは毎年毎年十万人近い方が上乗せされる。平均の介護期間が五年であるならば、現段階で五十万人近く、そこまですごくかわかりませんが、それぐらいの方々が、今、介護離職、介護を理由に離職をされ、現在在宅介護をされているという認識が非常に重要だと私は思うわけです。

現在、介護を理由に離職をされている方々、全体で、累計として、現在進行形で在宅介護をされている方、何人おられるのでしょうか。

○塩崎国務大臣 これまで介護を理由として離職をした方々の後の状況について見てみますと、復職との関係あるいは家族の介護との関係などについて、いろいろなケースがあるということがわかるわけでありまして、例えば、平成十九年十月から平成二十四年九月までの五年間で介護をそれ

ら看護のために離職をした方を累計してみると、四十八・七万人ということでございます。そのうち平成二十四年十月一日時点で仕事に復帰をされている方々、これを見ますと十二・三万人、そして、お仕事にまだついていらっしゃらない方は三十六・四万人ということになっているわけでございます。

こういう方々につきまして、各市町村が介護保険事業計画を作成しておりますけれども、事業を実施する中で、住民の介護ニーズとして考慮をして介護サービス基盤の整備を進めておりまして、今後さらに、自治体による介護離職の観点も含めた介護ニーズのより的確な把握をしていかなければならないというふうに思いますし、ハローワークにおいて、個々の事情をしっかりと伺った上できめ細やかな再就職支援もしなければいけないし、地域包括支援センターなども、あるいは労働局も、この介護サービス等に関する情報提供を強化していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○中島委員 私がきのう聞いたときは、厚生労働省は答えられなかったんです。

今お答えいただいたのは、累計で、現在進行形で介護を理由に離職をされた方、そして現在進行形で在宅介護にかかわっておられるという可能性がある方、四十八万人ですよ、そのうち十二万人が再就職をされている、差し引いても三十六万人の方が現在介護離職をされて、今、介護されている。この実態を今回、介護離職ゼロ、そして十年のロードマップと言いますが、もちろんこの先、介護離職、年間の十万人の数を減らしていくんだということだとは思いますが、私は先日、先週の金曜日、先週の金曜日だけではございませんが、アンケートもとりまして、そして実際に今、介護離職もしくは介護転職しておられる方の話も聞きました。

金曜日に話を聞いた方は、五十四歳の男性です。十年前からお母さんが、当時は要介護一でした。まず介護転職をされ、その間の期間の中で介

護職もされ、そして、当初年収八百万だった方が現在は年収百六十万です。そういった方々が、現在進行形ということであれば、三十六万人いるかもしれない。そして、その方に尋ねられたのは、今回、政府は介護職ゼロだと言っている、ということは、我々に対しても何かしら、この三十六万人の方々に今回の介護職ゼロがどういうメリットが出てくるのか。私も、それに対して具体的にどうするのか、正直そのとき答えられませんでした、今の政府の方針からですね。

この三十六万人、もしかしたらそれよりも多いかもしれない、現在進行形で介護職されて今在宅介護をされている方、今回の介護職ゼロでどのような取り組みがされるのでしょうか。

○三浦政府参考人 先ほど大臣の方からお答え申し上げましたとおり、二〇二〇年代初頭を目指して介護職の整備を進めていくということになっておられるわけでございまして、特に在宅サービスも含めて、その整備の整備は重要だというふうに考えているところでございます。

そういう意味で、今回の整備の中では、例えば小規模多機能型居宅介護ですとか、あるいは看護小規模多機能型居宅介護を含めて整備を進めていく。その中で、在宅の方々のサービスの受け皿というのも、従前の地域における介護事業計画に基づく整備と相まってお答え申し上げるということになるかと考えております。

○中島委員 私は、介護職ゼロを大看板に掲げて、そして、実際に今、きょう答弁いただいたら、三十六万人の方です、今現在いる方に対して、今回具体的に介護職を整備するとか、その前に、もっと後で質問しようと思いましたが、では、本当にそれはできているんですか。介護職を整備するために、今どのような進捗状況にあって、整備されていると考えているのか、お答えください。

○三浦政府参考人 介護保険の基盤整備につきましては、御案内のとおり、介護保険事業計画に基づいて、都道府県などが地域においてその資源を

整備するというところでやっているところでございます。

そういう観点から申し上げますと、介護保険が制度創設以来、その見込みを集計して、さらに現在、必要見込み量とそれから現在の整備量というものを比較いたしますと、ほぼ予定どおり進捗しているという理解をしております。

○中島委員 では、昨年の介護報酬のマイナスイナス改定、昨日も我が党の岡本議員から、雇用保険法の改正、その中で、昨年の四月、二・二七％のマイナスイナス改定による介護事業所への影響、これに対して大臣もお答えになっておりましたが、まだ速記も見ておりません。昨年の介護報酬が地域における介護事業所に及ぼした影響について、もう一度、大臣の御答弁をいただきたいと思っております。

○塩崎国務大臣 これは少し数字がアップデイトされましたけれども、二十七年年度の介護報酬の改定によりまして、全体として、このときは事業者の安定的な経営に必要な収支差が残るように、適正化を行うということ、月額一万二千円相当の処遇改善を実現する加算を行う、それから、中重度の要介護者などの受け入れに関する加算など、言ってみれば、ニーズに合った形で報酬体系というものを組み直すということ、質の高いサービスを提供する事業者に手厚い報酬は行くようにということ、一律の引き下げとはならないようにしてまいったところであります。

これは先生がかねてから御懸念をされていたことで、東京商工リサーチなどによる倒産とか、そういうことをよくお取り上げをいただいております。また、その結果について、例えば倒産については、平成二十七年一―三月の介護報酬改定前の件数の増加が多く、そして四月以降の増加件数はそれに比べると若干減少するというところで、必ずしも二十七年年度の介護報酬改定の影響によるものと断定することはできないのではないかと、いうふうに考えておられるわけでございます。

また、介護報酬改定後も、介護報酬の請求事業所数については、もう何度か申し上げたとおり、

引き続き増加をしております、現在、安定的に介護サービスが提供をされているというふうな理解をさせていただいているところでございいたします。

○中島委員 影響はないと大臣は答えられているわけですね。私、きのうの質疑も聞いていて、加算によって質の高いサービスは維持できている、そして安定した介護サービスは提供されていると。先ほど参考人からありましたように、基盤整備は進んでいる、計画に沿ってやっておるというふうに答えられるわけですか。

では、本当にそれが実態かどうか。私、昨年からたびたび質問させていただいておりますが、例えば、資料の四枚目、「訪問・通所介護 四割赤字 報酬下げ響く 苦しむ小事業所」というふうにあります。

この内容、資料の三枚目が、これは日本政策金融公庫総合研究所、この記事のもとになったデータであります。これを見ると、訪問介護の採算でいけば、赤字は全体で四七％、通所介護は四二％が赤字になっておる。そして、改定の前後で報酬がふえたところと回答した事業者は全体の八・八％、変わらないところが三三・六％、そして、減収になったところと回答したところが五七・六％です。

こういう状況の中で、今の御答弁を聞いておると、加算をつけた、加算を適切にとつていけば介護サービスは維持できているはずだというふうにおっしゃるわけですが、この数字、四割が赤字に陥つておるといふ数字は、大臣の先ほどの答弁からいくと、これは想定内だったということでしょうか。

○塩崎国務大臣 当然のことながら、私ども、報酬改定をした影響がどういふふうに出るかというところについては、絶えず都道府県などを通じて把握をしなければいけないというふうに考えておりました。今お取り上げをいただいたようなことも含めて、しっかりと情報収集をしてみたいと思っておりますし、また、来年度には介護事業者の経営実態について経営概況調査という

ものを行う予定になっているわけでありまして、この経営概況調査の結果についてしっかりと分析を行って、次期介護報酬改定に向けた検討に活用していかなければならないと思っております。

いずれにしても、今申し上げたように、私どもの意図した政策が展開をされているのか、あるいはそれがどういふ影響をもたらして、大事なことは、高齢者の自立と要介護度の改善が行われるようになっていくかということであり、また、その供給体制もしっかりとしたものとして続けられるようになっていくかどうかということについて、しっかりと見ていかなければならないと思っております。

○中島委員 経営概況実態調査は、いつやられて、いつ結果が出るのでしょうか。

○三浦政府参考人 経営実態の概況につきまして調査すること、現在いろいろその内容について検討しているところでございます。

今までの概況調査の内容、そしてまた、新しいいろいろな指摘などを受けて見直しを行うということ、ございまして、来年度の前半で調査を行うということ、取りまとめは来年度中に行う予定にしております。

○中島委員 来年度中ですか。

これ、本当に無責任だと思えます。去年あれだけ我々は危惧して、何度も大丈夫ですかと質問して、マイナスイナス二・二七％の報酬改定をやつて、マイナスイナス、史上最大幅ですよ。そして、民間の調査、東京商工リサーチもそうですが、大臣は請求事業所がふえているから大丈夫だ大丈夫だ、そのような言い方、言いつぶります。

しかし、この状況は、私は昨年の質疑でも何度か言わせていただきました。一昨年、経営実態調査があつて、これは想定された数字なんです。これは資料の六枚目。これは、一昨年の介護事業経営実態調査結果です。通所介護のところを見ても、収支差率、このときは、介護事業所、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、それぞれの収支差率が一般の企業よりも大変高い、そういう

データのもとになったのですが、通所介護でいけば、もちろん収支差率が高いところもありま
す、しかし、全体の収支差率が5%以下のところ
だけで四〇%あるんですよ。

だとすれば、昨年のマイナス改定でこれぐらい
の赤字になるんじゃないことは、厚労省はわか
りとかつていたはずじゃないですか。というこ
とは、厚労省はわかっているが昨年マイナス改
定をして、現在四割の事業所が赤字になってい
る。そして、その実態調査は来年度初頭にして
来年度中にその概況がわかる。

これは何度も指摘をしておりますが、実際に倒
産件数、請求事業所がふえているとはいっても
東京商工リサーチの結果やこの赤字の状況を見
ると、一年たったこの四月から、この一年間の間に
閉鎖もしくは倒産する、特に小規模事業所、まさ
に地域包括ケアシステムの基盤となるような、介
護保険創設以来頑張ってきた事業所が倒産す
る、その可能性は非常に高いと私は思うわけ
です。

例えば、今回、請求事業所は確かにふえていま
す。これは、資料に行くと、資料の五枚目。確
かに請求事業所はふえています。一方で、廃止の理
由、そして、ふえている請求事業所がどういう形
態でふえているのか、そのようなことも含めて、
厚生労働省はどのように把握しているんでしょう
か。

○三浦政府参考人 私ども、直接それぞれの、例
えば倒産をした事業者の方々からお話を伺うとい
う機会はないわけですが、全体的に、全体とし
て、先ほどお示しございましたように、介護報
酬の経営の実態というのを見てみますと、一定
の幅があつて、それぞれの事業者が経営されて
いるということは承知をしてきたところでござい
ます。

介護保険の報酬のあり方につきましては、そも
そもが、介護サービスを提供するに必要な費用の
額、その平均的な額を勘案して設定するというこ
とになりますので、それぞれの事業所の経営の幅

というものはもちろんあるわけですが、
一方で、その平均的な費用というものの勘案しな
がら考えるということになると思ひます。

それからもう一つ、先ほど調査の中身でお話ご
ざいました調査でございますが、これは、金融機
関が融資をしている事業所に対する調査も含まれ
ておりまして、そういう意味では、滑り出し、な
かなか厳しい経営というのがあるのかもしれない
ん。そういう意味では、さまざまな経営の実態と
いうのがその中には含まれているという認識を
持っております。

○中島委員 もう時間が来てしまいましたけれど
も、何度も言うようですが、厚生労働省の認識は
大変甘いと言わざるを得ないと思ひます。これ
は、もう想定できていて、私だつて想定できてい
ることを全く無頓着に今も答弁されておる。そし
てさらに、加算を加えたといつても、何度も申し
上げますが、特養だつて空きベッドがありながら
人材不足で、そして、地方へ行けば小規模事業所
ほど人材が足りないんです。まずは人材の確保が
大優先だということは、何ども何ども私も訴えさ
せていただいております。

処遇改善加算、この取得率も七割に届いていな
いじゃないですか。残りの三割の方々が、なぜ加
算を事業所がとらないのか、その理由について
も、恐らくきのうの段階では調べていなかった。
あれだけのマイナス改定をしておいて、この状
況、報道でこれだけされていて、民間が調べてい
るのに、厚生労働省は全く無頓着。これは、本
当に私が想定しているとおりになつたら、厚生労働
省はわかっているが何の手も打たなかったとい
うことになるわけですね。

先ほどの、介護離職された方がなぜ介護離職、
介護転職されるのか。朝九時から十時の間にデ
イサービスが迎えるに来て、そして、夕方四時には
もううちに帰ってくるわけですね。もともと勤めて
いた会社で四時に退社できない。

○渡辺委員長 中島君に申し上げます。
申し合わせの時間が経過しておりますので、御

協力をお願いいたします。

○中島委員 申しわけありません。

また、この件についてはもともとたくさん
質問することは残っておりますので、雇用保険法
のときにもこの課題について質問させていただきます
ますが、とにかく認識が甘いということだけは
度々申し上げさせていたいただきます。

○渡辺委員長 次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 おはようございます。維新の党の初
鹿明博です。

安倍政権は、女性の活躍ということを言ってお
りますが、女性が活躍をしている、そういう職場
である美容業界、また、女性の方が活躍するた
めにきれいな環境というところで通う美容業界の
件で一つ質問をさせていただきます。

お手元に新聞の記事をお配りしているん
ですが、まつげエクステについてです。

結構この委員会は女性の委員の方が多いので、
女性の方はまつげエクステは知っているとしま
すが、とかしき副大臣はやつたことありますか。
○とかしき副大臣 私、化粧品メーカーに勤めて
おりましたけれども、残念ながら、したことはご
ざいませぬ。

○初鹿委員 やつたことないということですが、
恐らく議員さんの中でも経験したことがある方は
いるんじゃないかと思ひますが。

この記事にありますけれども、二〇〇八年か
ら、それまでは特に資格なくやつていたものが、
健康被害が多いということで、美容師免許を義務
づけるということがされたわけですね。通達が出
されて、それ以降、かなり厳しく取り締まりがさ
れて、無許可でやつているような、美容師免許を
持たないで施術をしているようなサロンはなくな
つたんです。

ところが、この記事にあるとおり、最近、考
える人がいるんですね、セルフ方式といって、自
分でつけるやり方を教えますよと。教えるだけだ
から、さわるから美容師法に抵触しませんよな

どと言つてやり始めている。

しかも、本当は資料を添付したかったん
ですが、いろいろ問題があつて添付してないん
ですが、ある、協会と称しているんですが恐らく一般
の事業者なんです、そこは、インスタクター
養成講座といつて、教える講座を、やる人を養成
する講座をつくつていらっしゃるんですよ。そのホ
ームページにはしっかりと、当協会はセルフまつ
エク、自分でつけられるようになるための技術を
教える講座ですので、講座内でインストラクター
がお客様に触れることは一切ありません、よつて美
容師免許も不要です、二〇一四年十二月二十六
日、保健所確認済みと書いてあるんですよ。これ
は、一日、たった四時間講習を受けるだけで教
える側になれるんですよ、そういう講座を開いて
いるんですよ。

私は、これは不適切だと思ひます。少なく
とも、美容師免許を取るのには、学校に行つて、
それなりの時間と努力をかけて試験に受かつて、
美容師になつて、それでまつげエクステの施術を
行つていらっしゃるわけですね。そういうきちんと
資格を取つた方がやつている一方で、こうやつて
抜道的にやるのを認めるのはいかがなものかと思
ひます。

先般、質問主意書を出したんですけれども、非
常にそつけない答弁だったので、改めてこども
う一回質問させていただきますので、改めてこの
ように、教える行為、そしてさらに、素人が教
えて、教わつた人がまた教える側に回る、これが
ずっと続いていつたら、そのうち、自己流のやり
方で教えて健康被害が出てしまうんじゃないか
と懸念するんです。確かに、自分でやるわけだ
から自己責任かもしれないけれども、でも、やは
りその可能性はあるんじゃないか、とめるのが私
は厚生労働省の仕事じゃないかと思ひます。

美容師養成施設指定規則というのがあつて、美
容師の免許を取るために養成機関に行く、その規
則によると、美容理論や美容実習の先生になるた
めには、美容師免許を受けた後、三年以上の実務

に従事した経験のある者であつて、厚生労働大臣の認定した研修の課程を修了した者、もしくは、美容師の免許を受けた後、九年以上実務に従事した経験のある者。教える先生は、実務経験、かなり厳しく言っているわけですね、美容師になる人に教える先生は、ところが、素人に教える人は素人でいいというのはやはり理屈に合わないような気がするんです。

ですので、この講座を教える人は美容師に限るというふうにしないといけないんじゃないかと思いますが、大臣、御見解を伺います。

○塩崎国務大臣 今先生御指摘のような講師、個人に教えるという講師であります、これが美容師免許を必要とするかどうかということについて、質問主意書も頂戴をして、お答えをしているわけでありまして、個々の営業する行為が、美容を業とする者が行う行為である施術に該当するかどうかを個別に判断する必要があります。

となると、一概にお答えすることは難しいということだと思いますが、大事なことは、健康被害が起きるかどうとか、そういうことが私ども厚生労働省としては一番大事なことで、美容師の免許にしても、これは生活衛生の観点から、国民を守るということであるわけでございますので、そういう点については、もちろん絶えず感覚を鋭くしていかなければいけないと思つています。

今、消費生活センターというのがございますが、現時点において、セルフまつげエクステンションの講座での健康被害が消費生活センターに報告された事例はないと聞いているわけでございます。

健康被害情報を注視して、消費者庁とやはり我々厚生労働省は連携をして、必要に応じて国民への情報提供に努めなければならないと思つていますが、まず一つは、法治国家である日本としては、法律の枠の中でどういふような整理ができるのかということを考えてみると、今申し上げたようなことで、一概にお答えすることはなかなか困難で

あるということ、美容を業とする者に当たるかどうかということについて、個別に判断すべきではないかというふうに考えているところでございます。

○初鹿委員 一つ一つ見て、それで仮にさわつていたら、これは美容業に触れるということでアウトですよ、そういう趣旨のことを今説明されたんだと思つても、先ほど申し上げたとおり、やはり、教える行為自体も、資格を持つていない人がやる必要があると私は思ひますし、このような脱法行為をして、資格を持つていなくても同様のことがやれるというのを認めてしまつたら、一生懸命勉強して資格を取つた人の仕事をやはり侵害していることになると思うので、私はもう少しきちんと検討していただきたいと思ひます。

確かに、消費生活センターにまだ苦情がないということですが、これは講座で直ちに健康被害があるわけじゃなくて、やり方を教えているわけですから、自宅に帰つて自分でやり出して、そこで健康被害が出てくるわけですから、そのときに、講座が原因だったのか、自分が技術が足りなかったからこうなつたのかということになつたら、恐らく後者でそういう申し立てをしていないのではないかなと推測もできますから、必ずしも、今の時点で報告がないから健康被害が起つていないということではないということを指摘させていただいて、もう少し何らかの方法はないか検討をお願いして、次の質問に移ります。

次は、今度はタトゥーなんです。タトゥーが今問題になっております。

彫り師の方が略式起訴をされたんです。何でかといつたら、タトゥー、入れ墨を入れる行為は、厚生労働省が、医業だ。医療だから、医師法違反だということ、起訴をされました。

この彫り師の方、そのまま罰金を払つてもよかつたんだけれども、いや、このままだとタトゥーの文化が廃れていってしまう、それに、今まで法律に明文規定もないものが、ある日突然、一枚の通達で仕事ができなくなるというのは

職業選択の自由に反するんじゃないか、また、芸能人やスポーツ選手でも、今はタトゥーを入れている人はたくさんいますから、そういうファッションとして入れたい方の、それこそ幸福追求権を侵害するんじゃないか、憲法違反の疑いがあるんじゃないかということで、これは訴訟を起こしているんですね。

お伺いしたいんですけれども、大臣、医療というのとは何ですか。

○塩崎国務大臣 大変広い概念であらうと思ひますけれども、狭義に考えれば、やはり、人体に侵襲を加えるということが医療の本質ではないかというふうに思ひます。

○初鹿委員 辞書で調べると、「医術・医薬で病気を治すこと。治療。療治。」と書いてあるんですよ。要は、病気を治すことが医療だと思ひますし、多くの人はそう思つていられると思ひますよ。

入れ墨を彫るという行為は、何か病気を治している行為でしょうか。治している行為じゃないと思ひます。治していることではないと思ひます。古代の時代から、これは卑弥呼の時代からずっと世界じゅうでやり続けられていた行為であつて、そして、また最近のタトゥーとか、見ていただければわかりますけれども、非常に芸術的なわけですよ。これを医療だといつて、では、お医者さんがタトゥーを彫れますか。彫れますか、彫れないですよ。なぜなら絵を描けないからですよ。ですから、絵が描けないわけですよ。要は、だから、医者の世界と別に競合しているわけでも何でもないわけですよ。それを医療だといつて規制をするのは、私は少しやり過ぎではないかというふうに思ひます。

海外の例を調べてみました。そうしたら、海外は、私が調べた限りでは、医療としていふところは一つも見つかりませんでした。ただ、例えば、アメリカだと、州によつて異なるんですが、ライセンス制にしていて、きちんと規制をかけております。イギリスは登録制で、衛生環境等で規制が

定められていて、監督官庁に立ち入り権限が認められているわけですね。また、イタリアも、これは規制はないんですけれども、法律はないんですが、ガイドラインがある。フランスは届け出制だということですし、また、オランダもライセンス制。また、オーストラリアもそうなんです。

そういうことを考えると、医療として規制をするんじゃないかと、海外の例のように、きちんと法律を別個つくつて、それで届け出制なり許可制なり、または免許制でもいいですけれども、きちんと管理をするようにしたらどうなのかなと思ひますよ。

一部、和彫りの彫り師の方が暴力団と関係があるとか、そういうことが過去、事件になつたり指摘をされたりしたこともありまして、ちゃんと許可制にすれば、そういうことは要件にしてこれを排除することもできると思ひます。今このまま医療だといつてそのままにしていると、どんな地下に潜つてやるようになります。

実際に、これはもともと、発端はアートメイクなんです、アートメイクから始まつていられるんですが、アートメイクをやっているエステサロンに二十件ぐらい電話をかけてみました。アートメイクをやっているところに、私じゃなくてスタッフにかけてもらいましたが、ほとんどのところが、アートメイクはやっておりまして、医者じゃないけれども経験をした人がやるので大丈夫ですと答えていました。

結局、こういう、規制をしてもそのとおりになつていないわけですよ。それを追つかけていって全部取り締まりをするのではなくて、別個の法律をつくれればいいじゃないですか。例えば、医療と似たような行為で、はり、きゅう、あんま、マッサージや柔道整復というのは、それぞれ別の法律をつくつて、医業類似行為だということ、法律で認めていますよね。それと同じような観点に立つて、入れ墨の彫り師についても何らかの法律をつくつて、きちんと許可制にして、業としては認めていくという方向を検討してもいいのではな

いかと思いますが、大臣の御見解を伺います。
○塩崎国務大臣 先生からの御質問をいただくというところで、私も厚生労働省の中でいろいろ議論をしました。

個別の事案は、もちろん、私は判断をする、コメントする立場にはございませんが、今の解釈は、入れ墨行為というのは、針先に色素をつけて皮膚の表面に墨などの色素を入れ込むという、侵襲をする、そういう行為であって、当然、保健衛生上の問題が起り得る、感染症になる、そういうおそれがありますから、全く医師免許を有しない者が業として行えば、医師法第十七条に違反するものと考ええるという考え方はあり得ることだということだと思います。

今はそういう理解で行われているということでございますが、しかし、おっしゃる通りに、一つの言ってみれば文化的な側面もあると考えられるわけで、もちろん、銭湯なんかに行きますと、入れ墨をした人が入ってたら困ると書いてあるような社会的な位置づけでもあるということであります。

いずれにしても、私どもとしては、国民的にどういう考えで整理すべきなのかということ議論していただき、また、先ほど、柔道整復師とかそういうことの例が取り上げられましたが、それぞれの方々はそれぞれの団体としての声を上げられているという議員立法などがなされたということも考えてみると、どういうニーズがあるのかということとは、当事者あるいは関係者、こういった方々がどういうふうにかかっているのかということを押さえるとともに、社会の中で今申し上げたような位置づけになっているということも含め、しかし一方で、今、先生が御指摘のように、世界でもいろいろ扱いがそれぞれの国によってあるように、それぞれの文化で対処しているわけでありますから、そこそこは議論を深めていただくということが大事なかなと私は個人的にも思いますし、きょう、厚生労働省の中で議論したときも、そのようなことだというふうに思いました。

○初鹿委員 恐らく、初めてこういう質問を受けたので即答できないと思いますが、この質問をきつかけに、少し検討していただきたいと思うんです。

これから二〇二〇年に向けて、オリンピックを招致することで外国人もたくさん来るわけですから、オリンピックの選手でも、入れ墨をしている選手はたくさんいますよ。日本の芸能人でも、ちよつと調べたんですけれども、宮沢りえさんとか浜崎あゆみさんとかもしているわけですよ。サッカー選手の澤穂希さんもしているし、ベッカムとかもしているわけですよ。

そういう方が来て活躍したら、ではこのワンピースの入れ墨をしてみたいという人があふてくる可能性も高いわけじゃないですか。それに、そういう観光客の人たちが、では温泉に入らだ何だといったときに、入れ墨だからだめですといつまでも言っている時代じゃなくなってきたと思うので、これを一つのきつかけとして議論を深めていって、できればきちんとライセンス制みたいなものをつくって、衛生管理や、また、暴力団などが排除できるような仕組みをつくっていただきたいということをお願いさせていただき

では、次の質問に移ります。
次の質問は、先般から問題になっております労働移動支援助成金についてでございます。

きのうも岡本充功議員から本会議場で質問をしておりましたが、私も、この事案を聞いたとき、本当にびっくりいたしました。人材会社、企業に對して、こうやってやったら退職させられますよという指南をして、そのやめた人を自分のところで職業紹介をする、そして国から助成金を受け取る、こんなマッチポンプみたいなことが行われている。本当に驚きです。まさに国がリストラの後押しをしたと言われてもおかしくない、そういう事業だと思ふんですね。

この助成金が拡大をしていった発端は、先般、大西委員も予算委員会でも指摘しましたが、

二〇一三年三月十五日に産業競争力会議で、人材派遣会社最大のパーソナグループの会長である竹中平蔵氏がこうやって発言しているんですよ。今は、雇用調整助成金と労働移動への助成金の予算が千対五くらいだが、これを一気に逆転するようないメージでやっていただけだと信じていると。少なからず、この発言は一つのきつかけになって、雇用調整助成金の予算が減らされ、労働移動支援助成金の予算がふやされていくことになっていった、これは間違いのない事実だと思います。

私は、厚生労働省がこれまで、リーマン・ショックや大不況があったときに、雇用調整助成金という制度をつくって、雇用を守る、特に中小企業の方を頑張らせて支えて、首を切らないでくださいと頑張ってきた、これは物すごく評価をしています。ところが、今回、この発言から見ると、雇用を守るということはもうやらなくして、やる方向にして、今後は、やることはもうしやうがない、やめた後の再就職の支援をしようということに完全に転換したというふうに感じるんですね。

この点について、大臣はどう考えているんですか。もう雇用を守るということは必要ない、とりあえず一回やめてもらってその後再就職先が見つければいいんだ、そういう判断をしているということではよろしいんでしょうか。

○塩崎国務大臣 私も、日本銀行に勤めて長らく経済政策をやって、連鎖倒産防止とかいろいろなことをやってまいりましたが、経済の局面によって必要な政策というのはそれぞれあるんだろうというふうに思います。

実際、リーマン・ショックの際に、私も地元で工業団地なんかを一軒一軒歩いてみて、またその中の私の友人などの経営者から聞いてみて、雇用調整助成金があるという際に機能するということは十分あり得る、つまり、緊急避難的に雇用を守るということに役立つということは、私もあの際にもよくわかりました。その後、努力をして、その会社は、調整助成金から脱して、そして別な方向

で新しいフロンティアを開いて、今隆々と事業を展開しているということになって、それにはまた別な政策的な支援を使っているというふうに思います。

したがって、雇用調整助成金の、緊急避難的に雇用を守るという政策は当然持ち合わせていないといけないと思いますが、しかし、それに頼り過ぎて産業構造の転換ができないという反省が大きかったということが問題なので、リーマン・ショックみたいなところから脱した後は、これからは、失業なき労働移動で、むしろ付加価値の低い産業から高い産業に、産業構造も移り、同時に、働く人たちもスムーズな形で移行していく、それを応援していくということが大事だねということなので、いずれも大事なものだというふうに思います。

今、決定的に私どもが大事なものは、やはり、他の国には絶対負けない産業構造を新たに作り直していくという、かつて、第三の矢、新第三の矢じゃなくて古い方の第三の矢の三本目についてこの政策を進めていくことが大事で、その中の一つとして、失業なき労働移動ということでこの労働移動支援助成金というのが考案されたというふうな理解だということに私は思います。

○初鹿委員 そうではなくて、やはり、雇用を継続していくということには私は最優先に考えるべきだと思ふんです。確かに、今、景気がある程度好転して雇用状況が改善しているから、雇用調整助成金を使う必要がなくなっていると思ふんですが、また再びリーマン・ショックのような大きな不況が来たときに、私はやはり、雇用調整助成金のような仕組みというのは非常に有効だと思うんです。これを、竹中氏が言っているように、千対五くらいの力の入れ方を変えろと言っているわけですから、逆に、千対五になって労働移動支援助成金だけにシフトをしていってしまうと、私はどこかで間違っているのではないかなというふうに思いますので、その辺は少し考えていただきたいと思ふいます。

不況になったときはきちんと雇用調整助成金を増額して対応する、まずは雇用を守るということを中心に考えるということをしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○塩崎国務大臣 それは、先ほど私が全く同じことを申し上げたとおりで、局面によって政策というのは使い分けていかなきゃいけないのであって、中長期的に労働移動をして付加価値の高い産業構造に移っていくということは必ず大事なことであって、ただ雇用を守るということだけでその雇用が長い間守れるかどうかということを考えてみると、それは必ずしも、全てを守れば全てがそのまますと中長期的にも守られるということには決してならないというふうに思います。

そこは局面ごとに使い分けるということで、雇用調整助成金を廃止したわけでも何でもありませんから、リーマン級のものが来たら、我々は雇用を守るためにあらゆる手を尽くすということは当然でありますけれども、同時に、中長期的にも雇用が守れるような産業構造にしていくなための労働移動を支援していくということは、必ずやらなければいけないことだというふうに思っております。

○初鹿委員 きのうの質問の答弁についてちょっと伺いますけれども、きのう岡本議員から、民間人材ビジネス会社が、この制度を利用して、企業に退職勧奨を行うことを提案しています、このようになりストラ提案型営業は、民間人材ビジネス会社の仕事として適正なものでしょうか、見解を求めます、そういう質問に対して、大臣は、職業紹介事業者がみずから退職者をつくり出すようなことは事業の趣旨に反するものであり、働く方に対して自由な意思の決定を妨げるような退職強要を実施することは適切ではないと言っておるんですね、まず一点目で。その次に、企業に対して積極的に退職勧奨の実施を提案することも好ましくないこと等の通知を发出すると答弁しています。最初の方は、退職強要を実施することは適切でない、適切でないという言葉を使っているんで

すが、次は、退職勧奨の実施を提案することは好ましくないという表現になっているんですよ。これは、不適切、適切ではないんじゃないんですか。

厚生労働省が好むか好まないか、それはどうでもいいでしょう。好ましくないけれども、不適切だとは言われていないから、別に厚労省に好まれたいと思わないからやりますよという企業が出てきてもそれは構わないということですか。私は、ここは適切ではないという通知にしないとならないのではないかと思います、いかがですか。

○塩崎国務大臣 ここは表現の問題で、今先生おっしゃるように、適切ではないというふうに言いかえても構わないというふうに思っております。

○初鹿委員 適切ではないというふうに大臣も判断をしているということですよ。そういう理解をさせていただきます。

その適切ではないことを行って、今回は助成金をもらっていたわけですよ、人材派遣会社、そして王子ホールディングス。今回の例は王子ホールディングスですが。

この後、ではどういう対応方針にするんですかと言ったら、こういう人材派遣会社と積極的ににかかわっていた企業がわかった場合は助成金の支給をやめるということを決めたということですが、そういうことですよ。助成金は支給しないというのでいいんですかね。

○塩崎国務大臣 退職強要するような会社が助成金を受け取るというようにないことがあれば、それは対象としないということにしたい、不支給とするというように思っています。

この助成金の支給に当たっては、再就職支援会社、退職者をつくり出すという一方で、その方に対する再就職支援サービスを受託するということがないように、これまでもちろん、再就職支援会社から退職勧奨を受けなかった点について退職者本人に確認署名を求めるといったこと、それから、企業が作成した再就職援助計画について労働

組合等の同意を得るということは支給要件としてやってきたわけでありますが、さらに、来年度からは、この趣旨、目的を一層明確にするために、再就職支援会社が退職コンサルティングと再就職支援サービスを行う場合については不支給とする旨を要件として定めて、支給申請書上でこれを確認していく方針としたところでございます。

○初鹿委員 その方針自体はいいと思うんですけども、でも、これまでやってしまったところはやり得だと思いませんか。これからはええなくなるけれども、今までもらっている分はそのままですよ。でも、もう既にもらっている分はそのままもらえるわけですよ。

退職を強要された労働者の方は、強要されて仕事ができなくて大変な思いをしているわけですよ。ところが、こういう不適切、違法に近いような退職強要をして労働者の首を切った会社、また、それをマッチポンプのように後押しした人材会社は何のペナルティーもないというのは、私は解せないんですよ。

これは、ペナルティーなしでいいんですか。紹介事業会社は許可事業ですよ。国の許可事業ですから、例えば、許可を取り消すとか、それが難しいというなら、更新の際に更新をしない事由にするとか、何らかのペナルティーを科さないこと、やり得で終わっちゃっているんですよ。これでよろしいんですか。

○塩崎国務大臣 一つ申し上げておかなければいけないことは、先ほど先生おっしゃるマッチポンプのようなことをやった場合この助成金の扱いについては不支給とするということを要件に明確にすることが大事であって、今まで要件にすることが明確に書いていなかった。ですから、言ってみれば、この制度を、私どもの政策意図、政府の政策意図と反する形で使われてしまったというところで、ですからそれを、言ってみれば、そういう間違った使い方をしていたかないように要件を明確にするということが第一だということ

に思います。

したがって、根拠なく免許を取り上げるとかなんとかいうようなことにはなかなかないのではないかというふうに思うわけでございます。

私どもは、やはりこういうことが、何が好ましくないのかということをしつかり明確にしていかなければならないというふうに思うわけでありまして、この再就職支援会社というものが退職強要に該当するような行為のマニユアルを企業に提供したりすることは適切ではないということ、それから、企業の労働者に対して、みずから直接退職勧奨を実施するということも再就職支援会社として好ましくないということなどを通知として明確にすることで発出を今検討中でございます、その内容の周知徹底を図ることでこのような事案の発生の防止に努めるということ、それから、それらの行為を把握した場合にはしっかりと指導をしてまいらなければならないというふうに考えているところでございます。

○初鹿委員 先般、部門会議に出席していただいた労働弁護団の泉弁護士が指摘をしておりましたけれども、有料職業紹介事業の許可基準を規定している職業安定法第三十一条一項三号に、申請者が、当該事業を適正に遂行できる能力を有することとあるんですね。

適正に遂行するということが、不適正なことをやっていたら、やはりここに抵触するということと許可の取り消しとかをしても私はいいのではないかと思うんですよ。ちよつとその辺もぜひ検討していただきたい、このまま何にもペナルティーなしということはしないではいまいなということを指摘させていただきます。

次に、では、退職強要をした企業の側についても同様だと思いませんか。何のペナルティーも今のままだとないませんか。

この企業、王子の場合はひどいですよ。早期退職、ここで退職するんだから退職金は上乗せしますよ、会社都合にしますよ、でも、ここで認めないんだから、テンプスタッフに出向しても

らって、自分の仕事を探す業務をやってもらいますよと言っているんですよ。

自分の仕事を探す業務、これは適正な業務命令ですか、雇用契約上認められるんですか、大臣。
○塩崎国務大臣 リストラ企業の行為について今お尋ねがあったわけですが、一般に、企業というのは、従業員に対して無限定に業務を命ずるということではできません、必要性あるいは合理性のない業務を命令することは、これは労働契約法や、その大もとでは民法であります、権利の濫用ということで無効になるわけです。

他方で、労働者保護を使命とする厚生労働省としては、通常甘受すべき程度を著しく超える不利益を労働者に一方的に押しつけるというような人権の濫用は不適切であると考えておりまして、企業における適切な労務管理を促すために、今般、啓発指導に用いているパンフレットに、参照すべき、今お話があったようなものに関連するような裁判例、判例を新たに追加する、それで、これを通達の上でも広く周知をしていくということを考えておりますし、企業に対する啓発指導、これもさらにしっかりと行っていくかなければならないと思っております。

退職勧奨が違法なものでかどうかということについては、これは、退職勧奨に関する裁判例にも示されている幅広い観点から、個々の事案ごとに司法において判断をされるものであつて、行政が民事上違法か否かを断定するということはふさわしくないのではないかとこのように考えているところでございます。

民事上の問題ということなので、私どもとしては、労働政策を預かる立場として、明確な立場を明らかにしていくことだと思っております。

○初鹿委員 裁判で決着しろ、そういう趣旨なんだと思いますけれども、少なくともこれは、国の政策によって首を切られる、退職強要をさせられて仕事を失っているわけですから、やはり国に一定の責任はあると思えますよ、このような仕組み

みをつくってしまった。意図はそうじゃなかったと言いかもしれないけれども、それを悪用されたわけですよ。これで、首を切られた人はそのま、あとは裁判でやりなさい、企業側には何のペナルティーもありませんということにはならないんじゃないかと思うんですよ。

私は、せめて、この労働移動支援助成金を支給するために、支給をすることでやめさせられたような人は、何らかの救済措置を設けるべきだと思います。裁判でやれといつても、やはり裁判や個別労働紛争でやったら何年もかかるし、仕事を探しているのに、そんなことに構ってられないわけですよ。そして、子供が例えば受験を控えている、そういった場合に、仕事がなくて、では、大学進学は諦めようか、私立の高校に行きたいけれどもやめようか、そういうふうになつて、首を切られたその労働者だけじゃなくて、子供の人生まで狂わせることになるんですよ。

そのこともちゃんと考えて、私はきちんと救済措置をとるべきじゃないかということを申し上げさせていたいただいて、質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、柚木道義君。

○柚木委員 おはようございます。民主党の柚木道義でございます。

質問の機会をいただき、ありがとうございます。

資料の方もお配りをさせていただいておりますが、今月、三月の一日に、厚生労働委員の皆さんは特にもう御承知のことと思われれますが、列車事故で亡くなられた認知症の方、その家族に、最高裁が初めての判断を下されまして、賠償の責任は今回の事案については求められない、そういう判断が下されました。

同時に、これは資料の二枚目にもおつけをしておりますが、この判断ではございますが、「認知症の人の監督責任が問われないケースもある」と賠償責任を限定的に解釈する考えを示した。超高齢社会の実情を踏まえた判断で、認知症の家族団体は「介護の実態に合った画期的な判断だ」と歓迎

した。一方で被害の救済をどう図るかという課題は未解決のまま」と。つまりは、監督義務者と認定された人がどのような場合に賠償責任を負うのか、逆に負わないのか、そういった基準については示されていないということでございます。

この判決が示すものというのは、私も今回、この御遺族の方からもお話を伺いましたし、家族団体の代表の方からもお話を伺いましたが、前向きに捉えられる面と、しかし、他方で、今後、類似のことが仮に起こったときに、その場その場の司法判断に委ねられる部分も余地としては残るという意味において、認知症の御本人はもとより、御家族の方や、あるいは介護の仕事を携わる方々も含めて、やはり本当の意味で安心できる、そういった判決にしていくのかというものが、まさにきょう介護の議論もされているんですが、今後の政治や行政の対応にもかかっている面が多分にある、そのように認識をしております。

そこで、きょうはそれぞれ関係省庁にもお越しをいただいております、今回、鉄道事故ということでございますが、鉄道事故で死亡した認知症の方の人数、そして、損害賠償請求を受けたケースについて、まず国土交通省の方から御答弁をいただけますか。

○津島大臣政務官 柚木委員にお答え申し上げます。

国土交通省では、鉄道における運転事故等について、鉄道事故等報告規則に基づいて鉄道事業者から報告を受けております。

平成二十六年年度からは、認知症の方々の徘徊や事故等の問題に鑑みまして、事故の死傷者が認知症との情報関係者等から得られた場合には、その旨の記載をして報告するよう鉄道事業者に求めているところでございます。

そこで、お尋ねの死亡者数でございます。平成二十六年年度の鉄道の運転事故による死亡者数は二百八十七人であり、そのうち、死亡者が認知症と報告があったのは二十二人でございます。また、損害賠償請求の有無については、当事者

間の個別の交渉にかかわるものであることから、報告対象となっておりません。したがって、国土交通省では承知をしております。

以上です。
○柚木委員 今の御答弁でございます。全体として二百八十七人で、うち、死亡された方の二十二人が認知症でいらっしゃる。また、損害賠償請求については把握をしていないという御答弁であるんですね。

確認なんです、この二十二人というのは、全体の二割ぐらいの数ですが、認知症の方で鉄道事故で亡くなられた方というのは、そういう意味で、私も、この規則に基づいた報告書のそれぞれ、二十九件、二十二人の個別ケースも拝見をしたんですが、これはあくまで聞き取り等によつて上がってきた数ということでございますので、二十二人以上、亡くなられた方で認知症であった方がおられる、そういう可能性があるということでしょうか。

〔委員長退席、小松委員長代理着席〕

○津島大臣政務官 柚木委員にお答え申し上げます。

この報告にございます死亡者数でございますが、まず、統計をとりましたのが平成二十六年年度からということで、時間がたっていない、浅いということ、また、認知症であるというこの報告をいただくということは、個人情報報の絡みがありまして、御家族等あるいは警察からの情報提供によるものとされております。したがって、この二十二名の方の死亡というのは、ある意味、死亡者数の下限、これ以上少ないということはないという認識を持っております。

しかし、実態としてどの程度あるのかというのは、今後の調査の結果等を見て、この調査結果を評価していかなければならぬ、そのように考えております。

○柚木委員 これは後ほど、私も各省庁の連携が必要だと思つていので、場合によってはちょっとお伺いもさせていただくんですが、御答弁のよ

うに、今回認知症と把握できたケース、実態はもつと多い可能性があるということなんです。もつとと言うと、損害賠償請求についても、今回は裁判になって最高裁まで行きましたからこういうそれぞれの経緯が明らかになったんですが、この二十二人的についても、今回のこの裁判の中でも、鉄道各社は、こういうことが起こった場合に、その亡くなった方の相続権が放棄されない場合には御家族の方、御遺族の方に損害賠償請求をするというのが一般的だという認識で私もおります。

そういうことも踏まえつつ今後の対策を考えていかなきゃいけないと思うわけですが、きょう警察庁にもお越しただいておりますが、交通事故で加害者となった認知症の方の人数は何人になるでしょうか。

○掛江政府参考人 交通事故の加害者となった認知症の方の人数そのものは把握してございませんが、平成二十六年中に、全国で、交通事故を端緒といたしまして、認知症であるということで運転免許の取り消し等を行った件数は、七十五件でございます。

○榎木委員 ありがとうございます。

それぞれ、きょう国交省と警察庁からそういうことで伺っております、時間がないので、損害賠償請求の有無については警察庁としては把握していないということだと思います。

厚生労働省、大臣、これは非常に重要な問題だと思っておりますが、きょう、資料の四におつけをしておりますが、警察庁のデータ、厚生労働省の取り組みについてということで、いわゆる認知症一人問題というのを私も以前質問させていただきましたが、二十六年、一万七百八十三人、そして、所在確認状況のところをごらんいただきますと、一万八百四十八人のうち、死亡確認というのが四百二十九人でございます。ちなみに、この四百二十九人の内訳、あるいはこの中に認知症の方だとだけおられるかというのは、もつと実際には多い可能性もあるという御説明をいただいております。

るんです。

私は、今回のこの事故を受けて、ぜひ大臣に伺いをさせていただきたいのは、さまざま、こういった事故等に認知症の方が巻き込まれないための、その地域のネットワークづくりですね。私の地元でも、昨日も、倉敷の市議会でも、見守りネットというのを企業や団体等と連携をして地域の皆さんとつくっていくということを地元の市長も表明をされておられますが、そういったことはもちろん必要なんです、しかし、そうはいって、こういった今回の裁判のような事例を全くゼロにするというのはなかなか困難であろう、そういうふうな認識をしております。

そこで、私、これは一つ提案でもあるんですが、今回、この種の損害賠償責任が請求をされるような事案についての新たな保障制度というものをご議論、検討していく必要があるのではないのか。これは、与党の中でもそういう必要性について今議論がされているというふうな伺っております、ぜひ塩崎大臣も、そういった与党の議論も踏まえつつ、そして、私、我々野党の提案も踏まえつつ、この保障制度も含む対応、検討をリーダーシップを持ってお進めいただきたいと思っております、いかがでしょうか。

〔小松委員長代理退席、委員長着席〕

○塩崎国務大臣 今回の最高裁の判決というのは大変重要な考え方を示したというふうなふうに思っています。

特に、監督義務の有無の判断に際する六項目の考慮事項というのが示されたわけで、いかにいろいろなケースがあり得るかということが示されたわけであります、事は、しかし、裏返してみれば、そう単純で簡単なものではないということも同時にわかったと思います。

先日、日曜日に、私は大牟田に行つてまいりました。ふだんは、三千人余りの市民の方々が参加をして、認知症の方が行方不明になったことを想定した訓練を九月に毎年やっているそうでありまして、この間、模擬訓練をやっていたら、私も

も参加をして行方不明者を無事に皆が集まっているところにお連れをするという役もやりました。大事なことは、やはり、今回の判決が在宅で暮らす認知症の方や家族の不安につながるにように、地域の支援があるという安心感を持つていただくように私たちは社会をつくり直していかなきゃいけないんじゃないかということを、大牟田の先駆的な例を見ても思つたわけです。

御案内のように、去年の一月に、それまでの厚生労働省だけだったオレンジプランを、オール政府の国家戦略として新オレンジプランというのをまとめさせていただきましたけれども、これは、地域住民による認知症の方の見守りネットワークの構築、認知症サポーターなどによる見守り体制の整備など、自治体が認知症の方を地域で見守ってコミュニティで支える枠組みづくりを推進していくということ、こういう今回のような不幸な結果に至らないような仕組みをどうつくるかということもとても大事だというふうに思うわけであり

ます。

確かに、保障のあり方、今先生から御提案がありました。民間の保険を活用するよう、さまざまの対応の選択肢が提案をされたりしていることもよくわかっております。

しかし、先ほど申し上げたように、さまざまケースもありますから、大事なことは、高齢者がちゃんと家族を中心にコミュニティで、地域でしっかりと見守られながら生き続けられるということが大事でありますので、今いただいた御提案も含めて、これは与党とも、それから関係省庁とも、そしてまた国会でもよく議論をし、そしてまた実態把握をさらにやはり私も厚生労働省としてはやっていかなきゃいけないのではないかとこのように思っておりますので、国民的な議論につながるような形で私どもも議論をリードしていきたいというふうに思っております。

○榎木委員 まさにそういった方向で今後検討を進めていただきたい、私はさらにちよつと具体的な提案を申し上げたいんです。

確かに、保障制度はもう考えていたのだと思います、ネットワークをしっかりとつくりたい、大牟田の事例、そういったことも含めて全国で取り組んでいただくことは重要なんです、今回のその御家族、御遺族の方に伺つても、御高齢の奥様、そして息子さんの奥様、そして息子さん、それぞれが分担をして介護に取り組んでおられた。私も実際伺つて、ある意味ちゃんと家族で分担をしてそういう取り組みができていたにもかかわらずこういう事案が起こっているわけですから、もつと切実に、老老介護、独居高齢者の方、ひよつとしたらそういう方の中からこういう事例が出てきかねないという危機感を私は今回改めて強く持っているんです。

その意味では、やはり、もしものときのための保障制度、つまり、一生懸命御家族の介護をされていたのに、御家族を失つて、おまけに損害賠償請求までされるというようなことであれば、本当に、それこそ育児のことでも、保育園に落ちた、日本死ぬのような、そういう恨みを国の方に言つてしまふ。まさに介護についても同じように、家族の命まで失つたのに損害賠償請求までされるといふことであれば、これから、五人に一人が認知症、御家族の方を入れればもうほとんど関係のない方がおられないような状況になっていくわけでしょう。

この保障制度をどうしていくのかというのは、これからの日本が、オレンジプランも含めて、二〇二五年に向けていろいろなモデルの取り組みを今やっていますけれども、やはり私はその中でも非常に中核をなすものだと思うんですね。

そこで、ぜひ私は、今の大臣の前向きな御答弁を含めてお願いしたいのは、今回質問するに当たつて、それぞれ国交省、警察庁、認知症にかかわる方々の死亡事案あるいは損害賠償請求の有無等について問い合わせをしたんですが、なかなか把握されていないケースが、フォローアップも含めてあるわけですね。

ですから、私は、ぜひ関係省庁で、もちろん厚

生労働省、それから鉄道事故であれば国交省、交通事故であれば警察庁、もつとと言うと、民法の関係でいえば法務省、さらには保険の関係でいうと例えば金融庁とかが所管になるかもしれない。関係省庁でぜひ連携をして、今回のこの事案に対しての保障制度のあり方を研究、検討するような、そういう受け皿をつくっていただきたい。そして、そういう意味で、厚生労働大臣、きょう、大臣として、他省庁とも連携をしてそういう研究、検討の場を設ける、そういうところをお考えをぜひこは示しただけだとは思いますが、いかがですか。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたように、国民的な議論を深めていただくということが大事で、正直、私の身内でも実は鉄道事故で命を落とした八十代の女性がおりましたが、そのときはしっかりと賠償金を支払ったということは記憶にあるわけであります。

先ほど、関係省庁とも連携をして実態把握をし、そして国民的な議論につながるようなことをリードしていきたいと申し上げましたが、新オレンジプランをつくる際に、各省の連絡会議をつくって幅広くオール政府でやるということをやりました。そのフレームワークを使わせていただいで、議論が深まるようにしていきたいというふうと考えております。

○榊原委員 非常に前向きな御答弁をありがとうございます。

ぜひ、今初めて国会でそういう御答弁をいただいたと思うんですが、そういう連携の会議の場を通じて、新たな保障制度の構築についても、与党の皆さんともしっかりとやりとりしながら、我々野党とも連携をして、構築を進めていただきたいと思っております。

それから、時間が限られているので、もうあと一、二問しかできませんが、きのうも本会議で、要介護一、二の方々、いわゆる軽度者切り問題についてやりとりがありました。これは私も非常に危惧しております。要介護一、二といっても、その中にまさに認知症の方も含まれておられます

し、福祉用具等の利用が制限をされて、私もたまにまじまじと、このところ腰を痛めていて、きょうはコルセットを巻いて、一週間ほどいるんです。そうすると、歩行の補助器とか用具とか、そういうものを使って歩かれています。方々にやはり目が行くんです。

そういうことで、アンケート調査をすると、これはシルバー産業新聞にも出ていますけれども、外出を諦めるとか、お風呂、食事、いろいろなことを、掃除も含めて、諦めるといような方々もほとんど出てくる結果も出ています。

もちろん、介護保険の制度の持続可能性、私は認識しますが、これは読売新聞の資料ですけれども、そういう軽度者切りのようなことになって、それで、まさにこういう認知症の方々が容体が悪化すると、場合によってはこういう事故が惹起されてしまうというようなことにならないために、この軽度者支援のあり方についてはぜひ私は慎重な議論をお願いしたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 いわゆるこの軽度者に対する生活援助サービスについての議論は、もう何度も申し上げておりますけれども、これは経済財政諮問会議において取りまとめられました経済・財政再生計画の改革工程表の中で検討事項とされておいて、それを社会保障審議会の介護保険部会で議論が開始されたばかりのところでございます。これは、高齢者の自立支援、それから介護の重度化の防止という、この介護保険のそもそもの理念、そこから照らし合わせてみて、軽度の要介護者の生活を支える観点からしっかりと検討しなければいけません。

何よりも、財源は三つしかないというのをいつも申し上げておりますが、保険料、そして税金、自己負担、これへの長期的な見直しなどを含めて考えた上で議論を深めていただくということで、何ら、今、初めから何か決まっていることがあるわけではないし、大事なことは、高齢者の自立と

重度化の防止ということに照らしてみてもどうかということの議論を深めていただこうと思っております。

○榊原委員 時間が来たので終わりますが、もう少し認識を厳しく、切実に持っていただきたいんです。これは本当に、こういうことが進むと、家族介護の負担がふえて、一億総活躍どころか、逆行してしまふ懸念もありますし、きょうはちょっと質問できませんけれども、やはりきょう議論があった介護職の方々の介護職離職ゼロにするため、私も地元でアンケートをとると、現場で働いている方は、これはやはり賃金と人手不足なんです。すよ、事業者、経営者。

ですから、そういう点、そして、この軽度者への支援のあり方等を本当によくよく、しっかりと考えていかないと、私は、この最高裁判決のような事案も含めて、本当に不幸な事案が今後も出てきかねない、そういう強い危機感を持っておりますので、今後も、そういった視点を持ちながらしっかりと議論をさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、大西健介君。

○大西健介委員 民主党の大西健介でございます。きょうは、所信質疑ということでありますので、安倍政権が掲げる一億総活躍社会、そしてアベノミクスの成長戦略の目玉である失業なき労働移動に深くかかわる、先ほども初鹿委員が取り上げた、労働移動支援助成金、そして、それを活用した退職強要問題についてお聞きをしたいと思います。というふうに思います。

私がこの問題を最初に取り上げたのは二月二十二日の予算委員会でありました。その日の会議録を読み直しますと、当日の朝刊で報じられた王子ホールディングスの事案について、私から、ぜひこれをしっかりと調査してほしいというお願いをしたところ、大臣がこのようなように答弁しています。きょうの報道でございますので、これは私どもとしても当然中身を確認したいと思えますと答弁して

ています。

そこで改めて大臣に確認したいんですけれども、この王子の案件を大臣が最初に知ったのはいつなのか、また、どういう報告を受けて、また、それに対してどういう指示をしたのか、お答えいただきたいと思います。

○塩崎国務大臣 昨年の十二月二十四日に、基準局の担当者から、民主党の議員の方からの御指摘があるということを一報で聞いたところでございます。

○大西(健)委員 年末に、二十四日にもう知っていたんですね。でも、先ほどの答弁のように、予算委員会では、何か朝日新聞の記事を見て初めて知ったかのような答弁をされた。

私はこれは不誠実ではないかというふうに思いますが、あわせて、では、どういう指示を昨年末時点でされたんでしょうか。

○塩崎国務大臣 二十四日は一報を聞いただけで、こちらから指示を特に細かくしたわけではありませんが、そういう指摘があるならばしっかりと調べるといふことを言ったというふうに記憶をいたしております。

○大西(健)委員 今の答弁だと、では、一報を受けただけで余り詳しい話は聞いていないということなんでしょうか。改めて、ちょっと確認を。

○塩崎国務大臣 中身については余り詳しくは聞いておりません。

○大西(健)委員 予算委員会でもきょうと申し上げましたが、私の手元に、十二月二十二日の日に、王子側が作成をした、厚労省にヒアリングを受けたときの議事録メモというのがあります。

これを読みますと、厚労省の出席者としては、北條雇用開発企画課長、松本需給調整事業課長、それから村山労働条件政策課長といった、この問題に関係する責任者が顔をそろえておられます。その中で、このペーパーにどういうことが書いてあるかという、先ほど御答弁があったように、十二月二十四日昼ごろに大臣説明、その内容で対応スタンスが決まるとのことと書かれています。

また、これは王子側のメモということでありすが、おかげさまで全般的に弊社の施策に対し違法性はないことを理解いただけたという感触ですと書かれているんです。

厚生省、これは違法性がないとか問題がないとか、お墨つきを与えるようなことを十二月二十二日に王子側に言われたんでしょうか。いかがですか。

○塩崎国務大臣 もちろん、そういうことを言ったということは聞いておりません。

○大西(健)委員 この王子側のメモということですが、私、見て驚いたのは、退職強要に遭った労働者側に立った発言というのは一切ないんです。例えば、反対に、ヒアリングの中の雰囲気については、詰問調ではなく、議員からどのような主張がされ、どのように答弁するか、検討するためにできるだけ情報を得ておきたいという雰囲気であったというふうに書かれています。

また、これは北條課長の発言として記録されていますが、議員に資料を漏えいした社員の見当はついていないのかという発言も記録をされています。

専ら関心は、国会対策、犯人捜しなんです。そこに労働者のことなんかこれっぽっちも考えていないという様子がうかがわれるんですね。

ですから、私は、厚生省というのはまさに人材ビジネスの味方なのか、それとも労働者の味方なのか、このメモを見る限り私は労働者の方を考えていないんじゃないかと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 今お読み上げたいただいた資料は、先生の御指摘によれば王子側がおつくりになられたペーパーのようでございますけれども、これは内部資料であるわけでありまして、厚生省としてコメントをするような立場にはもちろんないわけでありまして、少なくとも私どもは御指摘をいただいているような形の発言というものは行っていないというふうに担当者から聞いているわけでありまして。

当然、今お尋ねがありました、厚生労働省は設置法によつて労働者の保護というのが省としての使命でございますので、労働者の保護を絶えず考えるということは当然のこととして私どもの責務として履行をしていかなければならないことだと思っております。

○大西(健)委員 おっしゃる通りに、これは王子側がつくったメモであります。

ただ、この日は王子側を厚生省が呼んでヒアリングしているわけですから、厚生省にも当然この日のヒアリングのメモ、議事録というのが残っているはずだというふうに思いますので、ぜひ私はそれを提出していただきたいと思うんですが、そんなこと言っていないというなら、問題ないとか、違法性ないとか言っていない、あるいは犯人捜しのような発言をしていないというならば、そのメモをぜひ提出してください。

個人情報等、黒塗りの部分があつても構いません。ただ、少なくとも、厚生省側の発言が明確にわかるような形でメモを提出していただきたいと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 私が担当の者から聞いているのは、面談概要等の記録は作成していないというふうに聞いております。

○大西(健)委員 私も役所で働いていましたから役所の仕事というのはわかりますけれども、当然つくりますよ。これでつくっていないというのは、これは私はうそだと思ひますよ。つくっているはずですから、もう一度確認していただけないか、あるかないかも含めて。

○塩崎国務大臣 確認してみます。

○大西(健)委員 委員長、ぜひ、これは今、確認していただけるといふ大臣の御答弁をいただきますので、委員長にも、今の十二月二十二日に王子側を呼んで厚生省がヒアリングを行ったときの議事録の提出について理事会で協議していただきたいと思いますが、委員長、お願いできますでしょうか。

○渡辺委員長 理事会で協議いたします。

○大西(健)委員 私は予算委員会での問題を二度取り上げましたけれども、予算委員会での大臣やあるいは総理からの答弁というのは極めて不十分で、また、私は不誠実なものだと思ひました。ただ、さすがにこのままでは雇用保険法の審議がもたないと思つたのか、一昨日の月曜日の我が党と維新の党の合同部門会議に、厚生省から対応策、改善策というのが出てまいりました。それをきょうは資料としてお配りさせていただいてます。資料のページ目です。

私は、個人的には一定の評価をします。これだけのものが出てきた、前進はあつたというふうに思います。ただ、不十分な部分も多々ありますので、その部分をちよつと確認させていただきたいと思ひます。

まず、①というものですけれども、労働移動支援助成金の支給要件を厳格化することです。強要がなかつたか否かを確認する本人署名欄を設けるとともに、後で何か問題があつたときに直接確認できるように住所記入欄もつくるということでありまして。

ただ、これは署名といつても、書類上は真正なものかどうかというのは確認のしようがありません。それからまた、今回のようなケースの場合、根負けして最後は退職勧奨にに応じてしまふ、そういうような人の場合、言われるがままに署名をしてしまふようなケースというのは私は考えられないというふうに思ひます。さらに言えば、一般の方というのは、退職勧奨と退職強要の法律上の違いというのはよくわからないというふうに思ひます。

ですから、私は、例えば、確認して署名させると言ひますけれども、退職強要がありましたか、はい、いいえみたいな設問を設定しても、これは無意味だというふうに思ひます。そういう意味では、私はぜひ、事実上の退職勧奨を断ることができない状態、つまり、自由な意思決定が妨げられるような状態がなかつたかどうか

かということ、労働局が、電話でもいいと思ひます、ちゃんと本人に確認した上でこの労働移動支援助成金を支給するというスキームにすべきだというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 お答えをした三月七日付のペーパーにありますように、「本人の住所欄を設ける。」と書いてありますが、当然のことながら電話番号も書いていただくわけで、今先生おっしゃったように、御本人が、実際はかなり厳しい状況の中で同意せざるを得なくなるということはあり得るかも知れませんので、当然、そういうことを御本人に確認ができるように住所欄と設けるということにしていますので、それは私からそういう提案をして、電話番号は当然あるわけですから、これはもう無作為抽出でも調べることができていくことが大事だということに思ひます。

○大西(健)委員 後で確認できるように住所欄なり連絡先を書かせるというのは当然なんです、私が今言ひましたように、署名をさせるに当たっては何かの設問があるわけですよ。例えば、退職強要がありましたか、ありませんでしたか、はい、いいえみたいなのは、さっき言つたように、意味がないと思うんです。だって、退職強要が何か、一般の人はわからないわけですから。

だから、ちゃんと労働局の担当者がその労働者に、電話でいいと思ひますよ、一々会いに行くという大変ですから電話で、あなた、退職勧奨のときに、自主的にそれは合意されたんですか、それとも、この間の件みたいに、断つてもパソナ、断らなくてもパソナ、選択の余地がない中で合意させられたんじゃないんですかというように口頭で聞き取つて、それで強要がなかつたということを確認すべきじゃないですか、署名させるといつても、結局は設問の仕方次第で、確認は、その署名は余り意味がないんじゃないですかということを申し上げているのですが、いかがでしょうか。

○渡辺委員長 理事会で協議いたします。

うか。

○塩崎国務大臣 それは事後の話ではなくて事前ということでは電話番号が大事だということに思っておりますので、先生おっしゃる通りに、全員やるというのはなかなか大変かも知れませんが、事前にそういうことがないかどうかを確かめることができるようにするという意味でも、この電話番号を含めた住所欄を設けるということでございます。

○大西(健)委員 私は、ぜひ事前にやっていただきたい、そのことを要件にさせていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。これから検討することでありませうけれども、ぜひ事前にちゃんと確認をとって、強要がなかったということが確認をとれたものに労働移動支援助成金を支給するというのが当然のことではないかというふうに思います。

次に、私、予算委員会では安倍総理に対して、退職勧奨を断った場合に再就職支援会社に出向させて自分の仕事を探索させるというのはいいんですかということは何度も聞きました。でも、最後まで、適切ではないという答えはいただけませんでした。

だから、この点について、先ほどもっと初鹿委員も触れられましたけれども、この一昨日厚労省から出てきた資料、④の二つ目の丸の、一般企業について通知を出すという部分ですけれども、企業に対する通知の中で、人事権の濫用に当たる裁判例等を周知するとしておられます。その中には、使用者の労働者に対する業務命令や出向命令が人事権の濫用に当たり無効となる事例を追加するというふうに書いてあります。

ここで確認したいんですけれども、これは、退職勧奨を断った場合に再就職支援会社に出向させて自分の就職先を探索させることは労働契約法の趣旨に反して人事権の濫用に当たるとおそれがある、通知の中にこれを明記していただけないかと、御理解でよろしいでしょうか。確認です。

○塩崎国務大臣 これは先ほど御答弁申し上げま

したけれども、一般に、企業は従業員に対して無限定に業務を命ずるということではあるわけではなくて、必要性や合理性のない業務を命令するということがなければ、権利の濫用ということになるので無効となり得るわけでありませう。その上で、実際の業務命令が権利の濫用に当たるかどうかというの、個別の事案ごとに、これは最終的には司法において判断されるということは何度も申し上げてきたところであります。

一方で、労働者保護を使命とする私も厚生労働省としては、通常甘受すべき程度を著しく超えるような不利益を労働者に負わせるような人事権の濫用は不適切であるというふうに考えておりまして、企業における適切な労務管理を促すために、今回、啓発指導に用いているパンフレットに参照すべき裁判例などを新たに追加をして、これを通達の上、広く周知をしていくということを考えておりますし、企業に対する啓発指導をさらにしっかりと行っていくというふうに考えているところでございます。

○大西(健)委員 そういう抽象的なことを聞いているんじゃないくて、この資料の二つ目の一番右の下部分、アスタリスクが二つ書いてあるところで、「使用者の労働者に対する業務命令や出向命令が人事権の濫用に当たり無効とされた裁判例」を追加する事項として想定していると書いてありますけれども、ここに、この事例の一つとして、先般来ずっと申し上げている、出向先で自分の仕事を探索させるということは、まさにこの人事権濫用に当たる事例として明確にそこに書いてくださいというのを申し上げているんですが、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 何度も申し上げますけれども、これは最終的には民事の問題であるんです。これはどうやってそういうことであるんです。先ほど来申し上げているような言い方をしているわけであって、どういう形の出向とかそういうことは、今おっしゃっているような会社の例がどう

いうことなのかというのはいまだ表現し切れない

わけでありまして、どういうケースはいいのか悪いのかというのを書くのはなかなか難しいというふうに思っています。

したがって、裁判例で確定しているものについて御参考にして、権利の濫用がくぐれぬもないようにしていただければいいということをお願いしている。最終的にはその働いていらっしゃる方と経営側の、最後のとりでは裁判でありますから、そこで争うということになるわけでありませうけれども、しかし、私どもとしては、そこまで至らないでも同様のケースじゃないかということが推測できるような形のパンフレットをきちっと啓発指導のために整えて、今よりも使い勝手がよく、また、先生がおっしゃっているような、今回のようなケースに近いようなことを参考までに載せることをふやすということを申し上げているところでございます。

○大西(健)委員 労働弁護団の棄権士も、例えばベネッセコーポレーションのリストラ部屋事件、東京地裁立川支部の判決などでも、こうした、例えば出向をさせて、あるいは自分の仕事を探索するが仕事だというのは、これは違法な職務命令ですよという判例はあるんです。

ですから、そういうことをちゃんとここに明記してください、先ほど来言っているように。自分の仕事を探索するというのは、これは人事権の濫用なんです。ですから、そこをちゃんとこの裁判例のところにも明記してくださいということを申し上げているのであって、それは私は難しいことじゃないと思うんですが、何でもかたくなにやろうと思いのかが、意味がわからないんですけれども、いかがですか。

○塩崎国務大臣 いや、かたくなに言っているわけじゃなくて、日本の法律の枠組みがどうなっているかということを説明していることであって、考え方は先生も私も同じ方向を向いているというふうに私は思っています。

裁判例も、一件一件それぞれ状況は違うわけで

ありますから、同じ出向といってもいろいろ出向もあり得るわけでありませうので、何が違法に当たるような出向なのかということがわかるような、そういう判例を載せようということで、今先生がおっしゃった、このベネッセコーポレーションの場合のものについても、入れることも含めて考えていきたいと思っております。

○大西(健)委員 出向させて、そこで自分の仕事を探索するという職務命令は、これは労働契約法上、私は人事権の濫用に当たると思っていますので、そういう判例をぜひそこに明記をしていただきたいと思います。お願いをしておきたいと思えます。

次の資料をごらんいただきたいと思うんですけれども、労働移動支援助成金の支給先を見ますと、平成二十七年、半分以上が大企業になっていく傾向が見られます。従業員数の七割、これは中小企業が雇っているんです。ですから、中小企業が納めた雇用保険の事業主負担が大企業のリストラを支援しているというのは、これは私はいかなものかというふうに思っています。

また、次の資料ですけれども、これは先ほど初鹿委員も触れた二〇一三年三月十五日の産業競争力会議での田村前大臣そして竹中平蔵氏、安倍総理の発言とともに、予算額の推移というのを載せておりますけれども、ここにあるように、官邸主導で、まさに平成二十六年度に予算額が五億円から三百億円に大幅アップしている。そして、制度の拡充も図っているんですが、平成二十七年年度の決算額を見ていただくと、三百五十億も予算を積んでいるのに、使えているのは十五億なんです。だから、使えていないんです。

そこで、この予算をもっと活用しろ活用しろと言った、今回のようなことが私は起こるんじゃないかというふうに思うんです。つまり、そもそも、平成二十六年度に予算を大幅に増額して、そして制度を拡充して、大企業でも使えるようにするとともに、再就職したくないかにかかわらず、委託しただけで十億円出す、こういう制度改

正を行ったことに、私は政策の誤りがあるんじゃないか。

ですから、これをもとに戻して、大企業に使わせない、そして、委託しただけで十万円なんというのはいやめというふうにもとに戻した方がいいと思います、大臣、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 一つは、大企業、中小企業の問題で、直近では、大企業と中小企業と同じ件数ぐらい扱っているわけでありすけれども、確かに大企業の方は金額が大きいわけでありすので、問題提起があってもそれなりの意味はあるかと思っておりますが、中小企業のみにするかどうかという問題で、そういう考え方ももちろんあるというふうに思いますが、何度も申し上げますけれども、何の目的でこの制度をつくったかということが大事だというふうに思います。

企業が事業縮小を行う、あるいは新規分野に行くために古い分野については事業を廃止するか、そういうようなことがあって、リストラを行うことに伴って離職を余儀なくされる方の次の再就職先を早く探すということを目的としているわけで、失業なき労働移動、まさにそのとおりだと思っております。その方の再就職支援の必要性は、離職元の企業規模にかかわらず、大変なことだというふうに思います。

大企業の考え方の中では、今のような考え方に基づいて、中小企業だけではなくて、保険料を拠出している大企業についても支給対象とするという整理で今の制度ができていますけれども、しかし、大企業よりも中小企業の助成率を高くしてありまして、引き続き、規模の小さい事業所に対して手厚い支援は行っていないかなければならないと考えているところでございます。先生のお考えは、一つの考え方として受けとめてまいりたいというふうに思っております。

それから、いわゆる最初の十万円の、手付のような形の助成でございますけれども、この助成金というのは、対象者の再就職が実現した段階だけではなくて、企業が再就職支援会社に対して再就

職支援サービスを委託した段階においても、その委託経費の一部を支給するという仕組みでございますけれども、これは、企業が事業縮小等のリストラを行った際に、再就職支援会社を活用して失業なき労働移動を促進することを目的としたもので、この仕組みによって、一人でも多くの再就職の実現ができればということでありす。

なお、検討中の、再就職支援会社が退職コンサルティングを行っている場合は不支給とする等の要件の厳格化によつて、もちろん、さらにこの適切な活用を深めていきたいというふうに思っているところでございます。言ってみれば、この助成が進むに資するかどうかということを考えて、この十万円のあり方ということを考えていくべきなのかなというふうに思います。

○大西(健)委員 平成二十六年年度に予算を大幅に増額して拡充したときの議録をちょっと読み直してみると、共産党の高橋委員もこういうことが起こるんじゃないかということ指摘されていますし、あと、我が党の参議院の石橋さんなんかも同じようなことを言っているんです。やはり、そのとおりになっているんです。ですから、私は、この二十六年年度の制度の拡充がやはり誤りだったと思いますので、ぜひこれは直していただきたいと思ひます。

時間が無いので次に行きますが、先ほどの厚労省の提出資料、一ページ目の③というところで、厚労省は、王子ホールディングスとテンプスタツフキャリアコンサルティング以外でも、人材会社が退職勧奨を行い、それを断ればリストラ会社が当該人材会社に出向を迫るというケースがないか、調査を実施するということを言われています。

私も、王子、テンプは氷山の一角で、他の人材ビジネスでも同様のビジネスモデルを展開をされているおそれが極めて高いんじゃないかというふうに思っています。

ひところ、いわゆる追い出し部屋というのはやりましたけれども、社会的な批判を受けて下火

になっていきました。しかし、今、かわつてはやっていくのが、この王子、テンプのケースを含む、外部追い出し部屋を人材ビジネスが請け負う、こういうモデルなんです。

資料をもらいたいですけれども、資料の五ページ目ですけれども、日本雇用創出機構というのがあります。これは、名前を見ると公的機関みたいな名前ですが、パソナの南部さんが会長を務めている、パソナグループの子会社なんです。この会社は、在職出向の形で人材を受け入れて就職活動を行わせる、人材ブリッジバンクというサービスを提供しています。右側の下の方に写真、ちよつと不鮮明ですけども載っていますけれども、出向者は、写真にあるような、机の上にパソコンと電話だけが置いてある、こういうオフィスに通つて、自分の出向、転職先を探すということに専念できますというサービスなんです。

私は、これは、ていのいい追い出し部屋だと思うんです。これが日本雇用創出機構という公的機関かのような名称で堂々と商売していること自体が私は不適切だと思いますが、大臣、どうお受けとめになられますでしょうか。

○塩崎国務大臣 個別の案件については、お答えをすることは差し控えたいと思ひます。

在籍出向というのがもちろん制度としてはあるわけでありまして、これを命ずるには、やはり個別な同意を得るか、または出向先での賃金、労働条件、それから出向の期間とか、出向でありますから復帰の仕方とかなどが、就業規則等によつて労働者の利益に配慮して整備されている必要があるというふうに思っています。出向の命令が、その必要性とか、あるいは対象労働者の選定等に係る事情などに照らして、その権利を濫用したものだったということが認められるような場合には、その命令は当然無効になるというふうに思います。

その命令は当然無効になるというふうに思いますので、こうした法令にのつとつて、しっかりとした対応をしていただく必要があるのではないかと、いうふうに考えているところでございます。

○大西(健)委員 ぜひ、これが外部追い出し部屋のような実態ではないのかどうなのかということ、を厚労省としても私は調べていただきたいというふうに思ひます。

もう一つ、資料の最後につけましたけれども、これは経産省の予算なんですけれども、多様な「人活」支援サービス創出事業というのがあります。これは何かというと、平成二十五年年度から三年のモデル事業でやっているんですけれども、例えばヘッドハンティングみたいな市場というのはある、それから若者の労働移動市場もある、ところがミドル層の労働移動のマッチング市場がないので、それを創出しようというモデル事業であります。

ただ、これは受託先を見ると、下の方を見ていただきたいですけれども、パソナ、テンプスタツフ、マンパワー、全部人材ビジネスなんです。

そもそも、ミドル層の労働市場がビジネスとして魅力的だったら、勝手にやりますよ。あるいは、そういう市場開拓というのは、本来企業のやるべき話であつて、これを国が金を出してやってあげる必要があるだろうかというふうに私は思ひます。

先ほども言いましたように、労働移動支援助成金の拡充は、初鹿委員も指摘されたように、パソナの会長である竹中さんの鶴の一声で、ばあんと五億が三億になったわけですよ。あるいは派遣法の改正も、これも人材ビジネスがもうかるような改正になっているんです。

安倍政権の進める労働政策は、全て人材ビジネスがもうかるような方向になっているんじゃないですか。私は、これでは人材ビジネス栄えて国滅ぶということになるんじゃないかと思ひますが、大臣の感想をいただきたいと思ひます。

○塩崎国務大臣 経済産業省のスキームでありますので、そのものずばりの多様な「人活」支援サービス創出事業ですか、これについて直接的なコメントをするというのは差し控えたいと思ひます。

れども、大事なことは、私どもは、企業から離職を余儀なくされる方々を支援して、仕事で継続的にあるようにしていくということが大事であつて、それにかかわる企業や離職を余儀なくした企業に対してどうこうというよりは、働く方々にとつて大事なことを守ることが大事なんだろうというふうに思います。

ということでありまして、先ほど来出ております労働移動支援助成金についても、大事なことは、言つてみれば、離職を余儀なくされる人をつくるようなことを人材の紹介をする企業がみずからやるといふような、矛盾したことをやるようなビジネスモデルは不適切だといふふうに思うところでございます。

○大西(健)委員 まさに離職を余儀なくするようなことが行われたわけですよ。それで今もう人生を狂わされた人がいるということです。

最初に私は予算委員会で塩崎大臣とこの問題を議論したときも言いましたが、私、今回この事案で衝撃を受けたのは、テンプスタッフキャリアコンサルティングは、黒字水準の企業に対して、ローパー、ローパフォーマー、非戦力社員の入れかえといふのを提案しているんです。リストアップをして、事実上、指名解雇するという提案をビジネスとして展開しているわけですよ。

我が国では、単に能力が平均以下であるということと簡単に解雇することができないという仕組みになつていふんです。それは、我が国の雇用慣行が、よく言われるように、ジョブ型ではなくてメンバーシップ型であることと深くかわつていふことには私には思います。雇用慣行が欧米と全く違ふのに、解雇ルールだけ欧米型に合わせようとするば、そごが生じるのは私は当たり前だといふふうに思います。

メンバーシップ型雇用の日本の雇用慣行の中で、今回のようにメンバーシップを剝奪されるということとは、これは死刑宣告に近いんです。ですから、個々の労働者の人生や暮らしに与える影響といふのははかり知れないといふふうに私は思います。

ます。

ぜひ、大臣、そのことについて一言御感想をいただきますといふふうに思います。

○塩崎国務大臣 今先生御指摘のメンバーシップ型の雇用といふのが日本的な雇用の一つだといふふうによく言われるわけでございます。いわゆる正社員について、職務の限定が弱いメンバーシップ型の雇用が広く見られる。使用者が残業命令とか配置転換、出向など幅広く人事権を行使する一方で、働く側に雇用の継続に対する期待感が形成されて、解雇回避努力も幅広く求められていふふうに思います。

能力不足を理由とする解雇について、単に成績不良といふのみでは許されず、こうした雇用慣行も踏まえて確立したルールに基づいて、解雇に客観的に合理的な理由があると認められるかどうか、解雇が社会通念上相当と認められるかどうか、例えば成績の改善の見込みや、配置転換による解雇回避の可能性、能力を発揮する機会が十分与えられていたかどうかなどの諸事情について、司法で一般に厳しく判断される傾向にあるものと認識をしているわけでございます。

企業において、こうしたルールのもとで積み上げられた裁判例を踏まえて適切な労務管理が行われるよう、厚生労働省としても、関係法令の周知徹底、また関連する裁判例に基づく啓発指導等、必要な取り組みを行つてまいりたいと考えておるところでございます。

○大西(健)委員 時間が来たので終わりますが、同じような退職強要に遭う人を二度と生まないといふことは当然のことではありますが、先ほど初鹿委員も指摘をされたように、既に退職に追い込まれてしまった人、そのことによつて人生を狂わされた人への責任をどうとるのか、この問題が、まだ大きな問題が残つております。それを含めて、この問題に一定の決着がつかない限り、雇用保険法を通すなんてことは私はあり得ないということをお願いして、質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、西村智奈美君。

○西村(智)委員 西村智奈美です。

きょうは、私は、保育料の値上がり問題と、保育人材の確保について質問したいと思つています。

まず、塩崎大臣に伺いますが、実は、昨年九月から保育料が実際に大幅に値上がりをした世帯がありました。月二万五千円とか月三万円、保育料が実際に値上がりした世帯がありましたけれども、こういう状況を大臣は御存じでしたか。

○塩崎国務大臣 今、九月というお話でありますけれども、四月というケースもあるといふふう聞いていますけれども、保育料が上がつたという事例については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴つて、保育料の算定の基礎となる世帯の課税所得の算定に際して、平成二十二年の年少扶養控除廃止に関する取り扱いが変更されたことなどが関係しているといふふうに考えられております。この変更は、改正前後で保育料に極力影響が出ないよう配慮をしながら行つたわけでございます。

ただし、例えば三人以上子供を有する場合に、保育料の負担が重くなるケースもあり得ると承知をしております。

○西村(智)委員 そのとおりなんです。昨年の三月三十一日に、子ども・子育て支援法施行令に伴ひまして通知が出ております。内閣府令ですが、年少扶養控除廃止による調整方法を行うことで、不利益変更が出てくる世帯が出てくるということ、この通知は、経過措置を講じて、経過措置によつて判定された階層区分に基づく利用者負担の上限額を、当該支給認定保護者の利用者負担の上限額とすることができると。つまり、何を言っているかといふと、再計算、再算定をし直して、扶養控除が廃止される前の状態で算定をするというその経過措置をとることができると。その場合には、国の方からも、その経過措置をとっている自治体に対しては支援をしますといふことだったんです。

ところが、この措置は、夫、妻、子二人の世帯をモデル世帯として設定をされました。です、そういった子供二人の世帯につきましては、年少扶養控除廃止前とおおむね同じ程度の保育料となるように、利用者負担額算定の基礎となる市町村民税所得割額が設定されたんですけれども、子供が三人以上の世帯においては負担増となるケースがある、実際にあつたといふことなんです。

どうしてこういうことが起きてしまったんですか。内閣府に伺います。

○高島副大臣 西村委員にお答えをいたします。まず、保育料が上がる要因でございますけれども、毎年九月に保育料が改定されるわけでありまして、過去の収入に基づいて算定をされるため、前年度の収入が上がれば保育料も上がるということがまず一つございます。

そして、今ほどお話がございましたけれども、昨年九月に年少扶養控除のみなし適用を行う経過措置を講ずることをやめた自治体があつたということなど、複数の要因が考えられ、その要因ごとに影響の実態について把握することは困難であるわけでありまして。

年少扶養控除のみなし適用の廃止について申し上げれば、子供が三人以上いる世帯においては負担増となるケースがあり得るものと想定をされたため、市町村の判断により、既に入園している子が卒園するまでの間に限り、年少扶養控除のみなし適用を行う経過措置を講ずることを可能としていふところがございます。

○西村(智)委員 一点、今の答弁を伺つた上で確認したいのは、今、現に入園している子供たちが卒園するまでの間は経過措置をとることが可能だと。つまり、これから入ってくる子供たちについてはその経過措置の適用はないということ、確認してよろしいですね。

○高島副大臣 御指摘のとおりでございます。○西村(智)委員 つまり、値上がりした状態のまま、今いる子供たちが卒園をしていってしまえば、新しく入ってくる子供たちについては全てが

て、この子育て支援員の研修が各自治体において始まっているということのようなんですけれども、厚労大臣に伺います。塩崎大臣に伺います。

この研修の実施状況、今はどのような人たちがどういう研修を行っておられるのか、それについて伺います。

○塩崎国務大臣 今先生から御指摘のありました子育て支援員研修、これは、子ども・子育て支援新制度のもとで実施をされます小規模保育それから家庭的保育等において、子供が健康に成長できる環境や体制が確保できるように、地域の実情とかあるいはニーズに応じて担い手となる人材を確保することを目的として、平成二十七年に創設をしたところでございまして、今年度においては、都道府県それから市町村を実施主体として、地域保育コース、それから放課後児童コースなど、子育て支援の内容に応じた各コースの研修が二百五十の自治体において実施をされ、約二万四千人の方が受講をされる見込みとなっております。ところでございまして。

この子育て支援員研修は、小規模保育等の子育て支援分野の各事業に従事している方、それから地域において子育て支援の仕事を持つ方を対象として、子育て経験などを生かして、子育て支援の分野で支援の担い手となつていただけるよう、必要な研修を実施しているところでございます。

引き続き、子育て支援員研修の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○西村(智)委員 答えていただいていないんですけれども、私は、今のような人たちがどういう研修を受けていらっしゃるのか、つまり、子育て支援員として活躍されると期待される人たちはどのくらいの固まりでどのくらいいらっしゃるのか、それについて、今年度からスタートしている事業ですから、もう今年度もあと一カ月で終わりです、そろそろ把握していらっしゃるんじゃないか。

これは、政府の産業競争力会議で発案がされた

のは、もう今から約二年前。閣議決定されて、ここで、これもどうかと思いますけれども、育児経験が豊富な主婦等が活躍できるようにということとスタートさせたこの子育て支援員の研修制度でありますので、そろそろ姿が見えてきていないとおかしいんじゃないかと思いますが、どうですか。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げたように、子育て経験などを持つていらっしゃる方で御関心のある方が応募してきてくださっているというふうに聞いておりまして、多様なバックグラウンドの方々がおられるというふうに聞いております。

そういう方々が全国で約二万四千人、二百五十の自治体におられて、研修を受けつつあるということだというふうに聞いておるところでございます。

○西村(智)委員 大臣、これで本当に保育人材の確保につながるといふふうにお考えでしょうか。私は、幾つかのところ、ヒアリングをしてみたんですけれども、実は、この研修を自治体で本気でやっているとしますと、どうも疑わしいところがあります。

今回の子育て支援員の研修、国から二分の一の補助が出ますけれども、二分の一は自治体で負担しなければいけないということで、予算的に厳しいということであつたり、あるいはテキストが有料ですとか、いろいろな問題があつて、自治体の方は、どうも子育て支援員について、少し、国ほどにはどうか、政府ほどには積極的ではないというふうには私は受けとめております。

それから、問題は研修のあり方なんです。実は、研修を検討する場面に、子育て支援員となつて実際にかかわることになる現場の人が入っていない。つまり、現場のことをわからない人たちが研修内容を検討して、そのもとで研修が行われて、実際に、きょうは資料もおつけしませんでしたけれども、子育て支援員研修の体系というのを見ますと、地域保育コースとか、地域子育て支援コースとか、いろいろありますけれども、

この研修は非常に短時間で終わつてしまふ。

例えば、小規模保育それから家庭的保育、また事業所内保育、ちよつと一時預かり保育はおいておくとしても、今申し上げた三つの保育の形というのは、言つてみれば、子供たちとごく濃密な時間を過ごすことになるわけですよ。だけれども、そういった方々も、合計で、基本研修を除いて大体二十時間ぐらいの研修を受ければ、すぐ子育て支援員として、今申し上げたような、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育で仕事ができるようになる。しかも、定員内の職員としてカウントをされて仕事ができるようになるということなんです。

こういう制度は、私は実は、余りよろしくないんじゃないか。

つまり、確かに、ファミリー・サポート・センターなどで、ボランティアで、善意で、研修を受けた人が二時間ぐらい子供と一緒に遊ぶという意味では、これも同じ二十時間ぐらいの研修なんです、二十時間ぐらいの研修を受けて子育て支援員となつて、そしてそういう子供の遊び相手となるというのは、これはあると思うんです。

だけれども、今申し上げたような、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育というのは、言つてみればすごくハードな仕事だと思ふんです。子供、二歳児、こういった子供が多いんだろというふうには思いますし、はいはいをする子供と、立ち上がって走り回る子供と、同じ施設の中で、しかも余り広くないと思われる施設の中で一緒に預かることになるので、これは例えば普通に年齢別の保育をやっている大きな施設の保育所と比べても、やはり高いスキルが必要になってくる、逆に、もっとそれよりも高いスキルが必要になってくるのではないかと今思ふんです。

そういった人々をつくるこの子育て支援員研修も、本当にこの二十時間の研修でいいのじゃないかというところが私の質問なのであります。このような制度設計、私は、ちよつと根本的に

間違っているんじゃないか、もう少しばらけさせるとか、目的をきちんと明確にするとか、そういう形にしていけばいいんじゃないかというふうに思いますが、大臣の答弁を求めます。

〔委員長退席、小松委員長代理着席〕

○塩崎国務大臣 もともと、この子育て支援員の制度そのものは、小規模保育とか家庭的保育などにおいて、半分は保育士さんでありますけれども、それに加えて子育て支援員ということで、多様な保育を行うということだと思つております。

今、二十時間の研修のお話をいただきまして、それで十分なのかということですが、当然、保育士の正式な資格をお持ちの方よりは研修の時間は少ないというのはそのとおりであります、そもそも、ですから、先ほど申し上げたように、多様な保育のあり方としてこういう形を考え出されたというふうには理解をしているわけでありまして、これで終わりということでは決してなくて、保育士さんを含めて、それぞれまたOJTで学ぶということが大事になってくるわけでございます。

あるいは、小規模保育事業あるいは事業所内の保育事業の一部において、保育を行う者の二分の一以上が保育士であるという最低基準があるわけでございますので、そういった配置基準上の定めを守りながら、保育士とともにチームを組んで、保育の担い手として活躍をしていただきたいというふうには考えているところでございます。

○西村(智)委員 研修時間二十時間で、比較すれば短い、比較すればどこの話じゃないですよ。保育士になるために、今どのくらいの勉強をされるか、当然、大臣、御存じですよ。きちんとした専門的な知識を持って、実習も出て、そして資格を取って、保育士になって、仕事をされておられるんです。

今、大臣は、二十時間で短いかもしれませんが、なんておっしゃいましたけれども、短いところじゃないですよ。短いところじゃないですよ、二

○塩崎国务大臣　今お話し、昨年四月から、子

今、全産業平均と比べても十一万円も低い保育士の皆さんのお給料、これをしっかりと確保することによって、スキルがあり、専門的な知識もあり、訓練も受けていて、そして、だんだん継続年数がふえてくればそれだけの経験も積み上がってくる、そういう保育人材、そういう保育士さんたちの確保、これを私は最優先に考えなければいけないと思いますし、今、子育て支援員という中で、家庭的保育とか小規模保育、事業所内保育と

なお、基準の改正につきましては、平成二十七年年度内に行うべく、現在パブリックコメントを実施しているところでございます。施行日は、平成二十八年四月一日とする予定でございます。

私はやはり、これまでの質問の中でも、どうも安倍政権は、一億総活躍とか希望出生率一・八の

実現とか言っている割には、保育のこと、保育支援、それから子育て支援については、非常に後ろ向きだ。つまり、保育料が上がっても、それを見越すというか無視する。それから、子育て支援員については、やはり、保育の質の充実につながるようにという多くの願いがあるにもかかわらず、それを無視して、とにかく今の急場だけのごうということで、内閣府令一本で、学校の先生のOBに資格を一時的に与えて保育現場に入ってもらおうとか、このように非常に軽んじられているということが私は本当に我慢なりません。

改めて内閣府副大臣と厚生大臣に最後に一点伺いたいのは、やはり、この保育料が上がったという問題は放置できないと思います。実際、今入園している子供たちが経過措置をとられている自治体においても、これから入ってくる子供たちは経過措置の対象外になってしまおうということは、これはやはりおかしいというふうに思います。

そういった現実を直視していただいて、来年度以降も、経過措置がとられてきた期間よりも保育料が高くなるようなように、来年度以降というものは再来年度以降もという意味ですが、将来経過措置がとられていた期間よりも保育料が高くなるようなように、きちんと政府の責任で対応するというのをぜひ明言していただきたい。お願いをいたします。

○渡辺委員長 既に持ち時間が経過しております。答弁は簡潔に。

○高島副大臣 お答えいたします。

政府といたしましては、委員御指摘の、方向性は決して違っているわけではないと思いますけれども、財源を確保しながら、可能な限り、子育て、また多子世帯における保育料負担軽減について努力をしていきたいと思っております。

○塩崎国務大臣 一億総活躍社会づくりの中で、多子世帯への配慮ということとは安倍内閣としても優先課題としてやっていることでございますので、引き続き、保育料の負担軽減を含めて配慮してまいりたいというふうに思っております。

○西村(智)委員 終わりますが、政府がお金がないのよりも、実際に今子育てしている皆さんが大変苦労されているというこの現実の方が重大なんです。そのことを私は最後に申し上げて、質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、山尾志桜里君。

○山尾委員 民主党の山尾志桜里です。

大臣、保育園落ちたの私だ、今こういう署名活動が瞬く間に広がっていて、きょうまでに二万五千通、その署名が集まりました。二万五千を超えております。今この場に届いたのが、その二万五千の悲鳴です。

きょう、傍聴もやはりしたいという方がこの国会に来てくださっているのですけれども、見てのとおり、この場にはそうたくさんの方はおられません。多くの方が、赤ちゃんと子供さんと一緒にお母さんが来ています。今、別室でこの中継をこちらになっけています。

この署名の発端は、二月中旬に投稿された一通のブログでした。「保育園落ちた日本死ね!!!」と。予算委員会では私は安倍総理にこのブログを紹介して、やはり軽減税率一兆あるいは年金のばらまき三千九百億より子育て支援三千億を優先すべきだ、こう思っ議論に挑んだんです。

ところが、予算委員会では、この投稿者が匿名だという理由で、ブログをパネルで紹介することや委員の皆さんにお配りすることができません。きょう、こちらの委員会では、皆さんのお手元に、このブログと総理の反応、その反応に対する投稿者女性のコメントなどが記事になっているものを配付できております。

予算委員会では、パネルも資料も示せなかった中で、私がブログの内容は読み上げました。きょうは静かにお聞きいただいていますけれども、あの予算委員会では、読み始めたその瞬間から物すごいやじと怒号の嵐でした。その中身は、やめろやめろ、出典はどこだ出典は、誰が書いたんだと。私、やじにはなれて、声は大きいんですけども、それでもブログを朗読する声が私自身にも

聞こえないぐらいでした。さらに、それに続く総理の答弁は、承知していないが、匿名である以上、実際のことは本当かどうかも含めて確かめようがない、こういうものでした。

この予算委員会の出来事をきっかけに、匿名なら聞かないんだ、匿名なら聞かないということであれば、保育園に落ちたのは私だと声を上げようと署名が始まり、国会の周りでスタンディングデモが始まり、きょう、この場に二万五千を超える署名が集まり、そして今、赤ちゃん、子供を連れたいお母さんたちが別室でこの中継を見守っています。

この署名の中には、保育園落ちたの私だ、さあ、名前を出しましたよ、こんなに大勢いますよ、これでも対策は後回しですかと。この中にあります。やじを飛ばした議員の名前と顔を出すべきだと思います、こういう声もあります。実態を知らない安倍さん、海外に取り残された母子を救うと叫んでいましたが、日本に住む母子を救うことにもっと真剣であってほしい、こういう声もあります。

大臣、問題は、誰が悲鳴を上げたかではない、悲鳴が納得を呼ぶ現実、悲鳴に共感する声が強烈なスピードで社会に広がっているという、我々も驚いてしまうようなこの現実、これが問題だと思います。

それでも、名を名乗れということなので、きょう、ここに二万五千のママたちの署名、賛同する方の署名を持つてきました。私は、ここまでしないと耳を傾けない政治はおかしいと思います。

大臣、安倍総理のあのときの、今紹介した答弁は適切だったと思いますか。やじを飛ばした議員の皆さんの対応は適切だったと思いますか。匿名だとやじるなら、やじった方はみずから名乗りを上げるべきだと思いますか。まず、いかがですか。

○塩崎国務大臣 先ほど対策を後回しにするのかというお話がございましたが、それは全く安倍内閣としては逆であって、待機児童解消加速化プラ

ンは、もともと、二十九年度末までに四十万の受け皿を用意して解消していこうということでありましたが、それを、どうもこのままでは、二十七年の四月時点でそれまで減っていた待機児童が逆にふえてしまった、事情はいろいろありますけれどもふえてしまった、これは、さらにまたこれから女性が活躍される中で受け皿が必要だということ、十万人やして五十万人分の受け皿をつくらうということでありましたから、私は、山尾委員もそれから安倍総理も全く同じ方向を向いていて、やるべきことは一つ。

それは、やはり子育てをしつかり支援をして、日本の未来を背負う子供たちをしつかりみんなで育てていこうということで、同じ思いでいるはずだと私は思っておりますので、引き続き、議論を深めながら、こういった形で困るお母さんたちがいなくなるように、私たちは最善の努力をしていかなければならないと思っております。

○山尾委員 不適切だと言ったところか、私と安倍総理が同じ方向を向いていると思うとおっしゃいました。勘弁してほしいと思います。軽減税率一兆円が突然横入りして、三党で決めた子育て支援三千億を後回しにしている政権と私は同じ方向を向いていません。

受け皿をふやそうとしているというのは私も存じ上げています。でも、皆さんのお手元に資料を用意しましたけれども、二ページ目、これは、都市部を中心に、つまり、待機児童が厳しいところは、保育所の開設、要は、受け皿開設もおくれている。自治体によっては、計画の六割、半分、こういう自治体があるんだ、こういう記事を用意しました。結局、受け皿、受け皿と言いますけれども、政府の打ち上げている予想の数字と実態はズレています。達成率は、ここにあるグラフのとおりです。

これは、どの政権だって難しいことですよ。でも、私がこの場で申し上げたいのは、例えば、この記事で、近隣住民の理解なしに保育園を新設することは難しいと言われる中で、待機児童の切実

さに理解のない総理や大臣がこの国を動かしてい
たら、保育園の受け皿づくりだつて進みません
よ。保育園に落ちるということがどういうことか
……(発言する者あり)ちよつと静かにしてください。
保育園に落ちるということがどうということ
か、この署名の中から一通紹介します。

日々の厳しさに泣きそうになります、主人の収
入は少なく、私も働かねばなりません、でも、保
育園には入れてもらえませんでした、認証保育な
どもいっぱいですが、そもそも、入れても高額過ぎ
て、私が働く意味がありません、子供をおぶつて
でもよければ働きたい、それくらい気持ちです
が、社会はそれを許してくれません、つらいで
す、本当につらいです、子供は幾らでも欲しい、
何人だつて欲しい、子供の多いお母さんを見ると
うらやましくて涙が出ますと。

大臣、まず、この署名、二万五千を超えていま
す。この署名、私がこの場でというより、後でで
いいので、ママたちから、当事者の皆さんから、
賛同する皆さんから、まず受け取っていただけま
せんか。

○塩崎国務大臣 身内の話をして大変恐縮でござ
いますけれども、私にも息子が二人いて、そのう
ちの下の子供が、数年前でありましたが、東京
で、目黒区に住んでいて、自分のすぐ近くの保育
園に子供を入れようとした。共稼ぎでありますか
ら、勤めるためには保育園が当然必要だというこ
とでありましたが、目黒区は一つもあいていな
い。無認可も認証もなかった。隣の区なども調べ
てみて、結局一つだけあったのは、認証保育園
で、港区でありました。

聞いてみると十数万円月にかかるというので、
これはまだ若い二人の給料ではとても無理だなど
いうふうに思いました。おまけに、東京駅近辺で
働いていた若いお母さんは、車で子供を連れてい
くということになると駐車場を職場近くに当然借
りなきゃいかぬということで、四カ月ぐらい、東
京駅近辺で月決めで借りれば月三、四万は軽くす
るわけで、結局二十万近く払う。これはきつと諦

めるんじゃないかなと思いましたが、二人は決断
をして、自分でそれは負担をしていくことを決め
ました。四カ月間行つて、これは運よくではあり
ましたが、四月から望んでいた目黒区の保育園に
たまたま入れたということでありました。

したがって、そのときまたま入れていなかっ
たら、そのブログにあるようなことになっていた
わけでありましたから、私はそのブログに書かれて
いることはよくわかるわけでありまして、やはり
そのくらいやってでも、ですから、二十万とし
て、四カ月行つたら八十万ですから、八十万かけ
ても子供を預けられる場所を確保して働きた
い、そういう人がいることはよくわかつていま
す。

したがって、先ほど受け皿づくりに後ろ向きだ
ということをおっしゃいましたが、私はそんなこ
とは決してないし、安倍総理こそが四十万から五
十万にふやすと言っているわけでありましたから、
いろいろやりとりはございましたけれども、そこ
のところはお考えをいただければと思います。

先ほどの、署名を受け取るかどうかということ
について、当然それは受け取りたいと思います。

○山尾委員 直接会って受け取っていただけま
すか。

○塩崎国務大臣 受け取りたいと思います。

○山尾委員 それでは、しつかり、これは直接
会って、当事者の声を聞き、受け取っていただ
きたいと思ひます。この場で約束いただきました
大臣、この中に、今のカウントの中では待機児
童にカウントされないんだけど、同じように
苦しんでいる人の声というのもあるんです。こ
ういう声です。

求職のとき、二人の子を同時に申し込みした
ら、上の子だけ入園許可で、下は待機児童に、で
も、上の子を入園させた以上、二カ月以内に仕事
を見つけないと退園だ。下の子の預け先を必死
で探し、やっと見つけた一時保育は時給より高い
保育料、何の罰ゲーム、仕事しなきゃいけないとい
うことかと。

今のカウント方法でいけば、恐らくこの方は待
機児童家庭に当たりません、認可外とはいえ入れ
ているからということで。でも、今の声を聞いた
ら、これは解決しなきゃいけないですよ、ほつ
といたらいけないですよ。

お手元のペーパーを見てください。三枚目、
「待機児童数の推移」という厚労省が作成した資料
です。

平成二十七年、待機児童数は二万三千六百七十
人。でも、この数には、今のように入認可外には入
れて待機している人は入っていない。右側が線
が引かれています。昔だったら、認可外で生活を
しなきゃならぬ認可を待つ待機している人はカ
ウントに入っていないんです。

大臣にお伺いします。

昔のこの定義、認可外でも頑張つて待機してい
る人も合わせた今の数字は何人なんですか。

○塩崎国務大臣 待機児童の数については、毎年
度、各市町村から集計をして把握しているところ
でございすけれども、平成十三年以降、今
お話がありましたとおり、新しい待機児童の定義
というのができまして、それに基づいて把握をす
ることとしておりまして、それ以前の旧定義によ
る数値、変更後の数値については、現在、把握を
していない状況でございす。

○山尾委員 今申し上げたように、認可外でも、
生活をしのぎながら、やはり認可に入らないと生
活がやっていけないと待機している人の数は、厚
労省は把握していない。

把握すべきだと思ひます。大臣、把握してい
ただけませんか。

○塩崎国務大臣 厚労省として今数字は把握をし
ていないということを言つたまでの話であつて、
当然、これは、潜在ニーズがどれだけの数のかと
いうのは、厚労省としても、子育て世代の女性の
就業が進む中でありまして、保育の受け皿拡大
は、顕在化してくる待機児童数のみに着目するの
ではなくて、やはり、潜在的にこれからどうふえ
るんだろうかということも踏まえて進めることが

大事だというふうに思つております。

当初、四十万と言つていた加速化プランの目標
値でありますけれども、市町村による潜在ニーズ
の把握を積み上げて目標設定をしておりまして、
今後女性の就業がさらに一層進むということを含
頭に、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施
すべき対策によつて、加速化プランに基づく平成
二十九年度末までの整備目標を、先ほど申し上げ
たように、四十万から五十万にふやそうといふこ
とを言っているわけです。

今お話がありました、認可か認可ではないか
というの、要するに、その地方公共団体の公費
が入っているかどうかということでありまして、
そこで線を引いておりますけれども、さまざま
ケースが今先生御指摘のようにあるかと思ひま
すので、そういうところについてはしっかりと把握
することも大事だといふふうに思つております。

○山尾委員 はつきりお答えいただきたいんです
けれども、だから、旧定義による待機児童数もや
はりしっかりと把握をして、私は両方把握をし、公
表すべきだと思ひますけれども、それをやって
いただけるんですか、いただけないんですか。

○塩崎国務大臣 今申し上げたように、潜在ニ
ーズを踏まえた上で、大きく見積もつて五十万とい
うことで、今、受け皿整備を進めて、特に都市部
が困りであるわけでありまして、そういうこ
とをやるということをしておりますので、そこ
のところは御理解を賜りたいといふふうに思つ
てございす。

○山尾委員 全く理解できないんですけれども、
潜在ニーズを踏まえておっしゃいますが、私た
ち国民や私たち議員には、では、どういう潜在
ニーズの数なのか把握させてもらえないんです
か。簡単なことです、以前は旧定義でやっていた
んですから。

見てください。平成十三年は、両方、新定義と
旧定義、認可外で待機している人を含むこの数
字だよ、認可外で待機している人を含まないとい
ふ数字だよ、これは両方公表していたんですか

ら、やればいいじゃないですか。なぜやらないんですか。

○塩崎国務大臣 この平成十二年は、切りかえ時で両方の数字があるということでありまして、先ほど来申し上げているように、今お話しのようなことよりもはるかに大きな潜在ニーズを踏まえた上での数字、そしてまた予想も含めて、これからの女性の就業の伸びなども含めて試算をした上でやっておりますので、そういうようなことでこの数字を四十万から五十万にするということではやらせていただいているところでございます。

○山尾委員 できることをなぜやらないのか、今の説明でも到底理解できません。

確かに、この二つの数字が全てを反映するものではないということは私もわかります。

でも、もう一度言いますけれども、認可外で待機している人を含まない今の定義だとこういう人数になります、でも、それを含むとこういう人数になります、それを毎年きちんと把握して、公表して、これは政府だけでできることじゃないんだから、やはりみんなで現状把握して、協力して、この国の待機児童を解消していこうと、そんなの、正直に、把握して、公表すればいいじゃないですか。

なぜそんなに調査をしたがらないのですか。なぜそんなにそれを公表したくないのですか。すごくふえちゃうからですか。

今のはやらないということなので、もし後でやるという気になったら言ってください、やりま

と。

もう一つ調査してほしいことがあります。保活、保育活動なんです。

これもこの声の中に出てきた話ですけれども、働かなくてでも保育園がない、保育園は求職中に入れないけれども、実際は、満員で、仕事が決まると入れない、仕事が決まっても保育園に入れない、そんな状態じゃなくても雇ってられない、スパイラルから抜けられないお母さんが多いです、事実がわからないって議論

にならないなら、国会開催を一日取りやめて、その費用で未就学児がいる家庭にアンケート調査したらよいと思います。

大臣、保育活動の問題、調査を厚労省でされていきますか。されてないんだしたら、やるべきだと思いますが、いかがですか。

○塩崎国務大臣 先ほど申し上げた私の息子の場合も、いわゆる広い意味では保活であります、そういうような形で、どういふふうになっているのかということについて、厚労省としては、地域児童福祉事業等調査において、保育所への入所状況や利用状況等を調査しているところでございます。

○山尾委員 私も事前に、平成二十四年にやった調査の一部だということの二枚をもらいましたけれども、これは別に、どんなに保育所に入るのが大変で事前に親御さんたちが苦労しているか、これを調査するためのものではないんですね。

それで、実際はそういうものが厚労省の方に聞いてもないと言っているので、私も民間の調査で探すしかなかったの、皆さんのお手元に置いてあります。

資料四ですけれども、ゼロ歳児から三歳児のお母さんの三人に一人が保活を実施している、こういう結果が出ています。そのうち、自分の就労条件を変えたという人が一三・八%。この中でも、具体的には、勤務時間を延ばしたという声が一番多い。そして、出産後の職場復帰を早めたという人が九・二%。

つまり、大臣、私たちは時短の制度というのをつくりましたけれども、せっかく時短をとれるのに、フルタイムで出勤しないとポイントが稼げないから、保育園に入るためにフルタイムで出勤する。一年育休、私たちは育休制度をつくりましたけれども、一年育休をとりたいたのに、四カ月で復帰しないとポイントが上がらないから四カ月で復帰する。

本末転倒だ、そういうことをお母さんはわかっていても、苦しんでも、そこまでしないと保育園に入れないからやっている、そこまでしても入れないからやっている、そこまでも入れない、それがこの国の現状だということ、制度で幾ら育休を延ばしたり、復帰の仕方のバリエーションを私たちがあやしても、保育園に入れない、この一点で水の泡になってしまふんです。お母さんたちは、育休を縮めて、復帰を早めて保活をやっています。

大臣自身も、保活のことは御自身の経験で理解されているというのがあるんでしようけれども、やはり全体像を把握していただきたいんです。サンプル調査でもいいと思います。これを早急にやっていただけませんか。

○塩崎国務大臣 ポイントを上げるためにいろいろ御苦労されているという話は、さっき申し上げたように、私の身内でもあったことなので、これはずっと私は、大臣になる前から自民党の中でも、子育て支援のプログラムの際に、ポイントを上げるような苦労というのはやはりなくすようにした方がいいんじゃないかということでもやりました。

したがって、私も、厚労省の中でこのことをずっと言ってきたので、ぜひ実態調査はやりたいというふうに思います。

○山尾委員 早急に実態調査をやって、また報告をいただきたいというふうに思います。

もう一つ、私がびっくりしたこの中の声は、こういうのがありました。下の子を預けて保育士に復帰しようとしたら、入れる園がなかったのは私、もう冗談みたいな状況になったのはこの数年の話ではないと。

保育士が足りなくて待機児童が列になって、その列の中に保育士さんがいて、保育士不足が全然解消しない。これをやはり何とかしたいんです。そしてまた、保育士さん本人の親なんです。保育士さんの給与改善、これを今やらないで、いつやるんですかと私は思います。

そこで、お伺いします。

冒頭申し上げましたけれども、消費増税のときに国民に約束した子育て支援の充実、ここにパネ

ルがありますけれども、この三千億のリスト、これは財源が見つかっていません。この中には当然、②で保育士さんの給与改善が入っています。一方、その後唐突に出てきた軽減税率一兆円、そのうち六千億が財源が見つかっていません。

予算委員会が安倍総理は、軽減税率の財源は必ず三月までに見つけると言い、子育て支援は財源がなければできないと私に言いました。結局、軽減税率の横入りで子育て支援のこの三千億が事実上断念になっているんですけれども、諦められないので、私はこの場で厚労大臣である塩崎大臣に問いたいと思います。

私は、軽減税率なんかやめて、まず子育て支援の三千億の財源を見つけ、この約束を果たし切ることに全力投球すべきだと思う。それは子供たちやお母さんたちのためだけにやなくて、この国の未来のためにそうすべきだと私は思います。

大臣、どちらを優先させるべきだと考えますか。

○塩崎国務大臣 申し上げておかなきゃいけないことは、私も社会保障を預かる厚生労働省、厚生労働大臣としては、社会保障の財源を確保することは最優先の課題であるわけでございますが、私どもは軽減税率を採用することにいたしましたけれども、民主党政権がもし続いていたら、恐らく、三党合意に基づいて給付つき税額控除というのを御採用になって、さらに総合合算もおやりになったのかもわかりません。では、そのときの財源はどこに求めるのかということもやはり考えていかなきゃいけないことになるわけであって、それはどの手段をとっても財源は当然必要になるわけで、それは逆進性をどう解消するかというための財源であるわけであります。

しかし、一方で、私どもにとつて、この子育て支援は、おおよそ一兆円程度の資金が必要だということとは三党合意で認めたことであります。それはともに背負った私たちの宿題であって、それはそれとして三千億は探していくというのが、我々

共通に、与野党を問わず、三党は少なくとも背

負っていかないといけないことでありますし、特に、今先生が御指摘になられている処遇改善の問題については、それは一番大事だということは我々も思っているわけでありまして、要保護児童のことを考えると、約四百億円、今お示しいただいていますが、これは要保護児童のことが入っていませんので、それを含めていくと、四百億円の財源が必要であります。

したがって、それについても私たちはしっかりと財源を、それは恒久財源としてですよ、一時的なものではありませんから、恒久財源を探して早く手当てをするというのが私たちに課せられた使命でありますので、どちらが先とかいう問題ではない、いずれも大事なことでありふうに私は思っております。

○山尾委員 さつきも、安倍総理と私は同じ方向だとか、今は、主張していることが違うのに、ともに背負っていることか、余りそういうことを言われても困るんです。もちろん、この子育て支援と一緒にやっていくという気持ちは同じですよ。でも、ちょっとその物言いは、私は大変本意です。

逆進性というお話をされましたけれども、もうこれは予算委員会では何度も何度も明らかにしましたが、この軽減税率のやり方でいくと、結局、年収五百万円以上のそういう御家庭にその一兆円の財源のうちの六割が行っちゃって、年収三百万円以下の厳しい御家庭にはその一兆のうちの一割しか行かない、こういうことも明らかになっています。

私たちが主張している給付つき税額控除であれば、一兆も要らないんです。三千六百億や三千九百億、こういうボリュームで済みます。だから私たちは、そんな選挙の前にかかとの約束である軽減税率を優先させるんじゃないくて、増税のときに国民とみんなで約束したこっちの子育て支援を優先させましょうと。これは私たちの提案です。皆さんと違うんです。違う提案をさせてもらっています。

大臣、どちらも大事だ、どちらが先という問題ではないとおっしゃいましたけれども、どちらもではだめなんです。閣議決定で期限も切られていない子育て支援より、結局、法律で期限まで切られている軽減税率が優先されてしまうんです、どちらもどちらもなんと言っている。

だから、大臣、はっきりさせてほしいです。軽減税率六千億より、こっちの子育て支援三千億を優先させるべきだ、これは必ず財源を探してやり抜くと言っていただいたいでしょ、いかがですか。

○塩崎国務大臣 六千億の財源も、これは社会保障に使われるわけでありまして、どちらが先かという問題ではなく、いずれも、子育て支援を含めて六千億もあるわけでございますし、そして、この三千億についても、民主党政権時代からずっとまだ答えの出ない問題に答えを出そうという決意で臨んでおりますから、そこところは、それぞれ重要な問題でありますので、各年度の予算編成過程でしっかりと検討をやり込んでいきたいというふうに思っております。

○山尾委員 結局、優先する、財源を見つけてこれを必ずやり切るといことは、総理も言わなかったし、厚労大臣もおっしゃらないんですよ。こちらの方からは、やり切るという気持ちが開いてくるんですけれども、大臣はおっしゃらないんですよ。総理もそうだった。

でも、私、本当に諦め切れないのでちよつと食いつきますけれども、総理は、この三千億の話をする、そこにプラス幼児教育の無償化の拡大もやりたいので、それもまた一緒に検討の組上のせるんだみたいな話をされるんですよ。これは、私は、一歩一歩というなら、まず、三党で合意した三千億、その中でもこの給付の引き上げ、これを優先させるべきだと思ふんです。幾ら保育所を建てても、保育園や幼稚園の無償でただにしても、保育士さんがいなければ預けられないんですよ。だから、一つ一つ決めたことをやっていきたいと思ふんです。

総理は、幼児教育の無償化をさらにここにこつつけて、これも全部ごちゃ混ぜにして検討してなると言っていますけれども、大臣もそういうお考えですか。

○塩崎国務大臣 別にごちゃ混ぜにする気はないと思いますが、五十万人分の保育の受け皿拡大に伴って必要となる保育人材の確保に当たっては、これはもう何とも言っていますけれども、処遇改善、それから勤務環境の改善など、総合的な対策が当然重要であって、国としてしっかりと取り組んでまいりたいと思ひますし、厚労省も同じでございます。

具体的には、保育の現場で働いている方々の処遇改善について、平成二十七年年度の当初予算で既に消費税財源を活用して三%相当の処遇改善を行っているわけでありまして、今後とも、財源を確保しながら、さらなる処遇の向上に向けて取り組みなければならぬというふうに考えているところでございます。

○山尾委員 頑張っている、頑張っているとおっしゃっているんですけれども、これをやろうというのが約束だったんです。これをやらなければ後退なんです。三%上げましたと言いましたけれども、私たちの約束は、それではとても足りないから、一歩一歩上げなきゃいけないけれども、二%さらに上げましょう、こういう約束をした。これがこの②です。

やったやっただけで、やり切ることをやっていなくて、ほかの財源が横やりになって、もう事実上断念になっている。もしこれができなかつたら、これはやったことにならないですよ。これは後退ということですよ。

今、やろうということをやらず、この四月から、幼稚園の先生とか小学校の先生とか養護の教師さんとか、そういう人を緊急的に保育士さんとして扱う、こういう話になっています。これはいつまでですか。

○塩崎国務大臣 先ほどお話が出たと思ひますけれども、保育の受け皿整備を進める中で、保育

士の確保が難しい状況を踏まえて、時限的な対応として、朝夕における保育士配置要件の弾力化など、保育士以外の多様な人材の活用を行うことにしていますけれども、これは、先ほど申し上げたとおり、一時的な措置としてやるということでありまして、その事態が解消するまでやるということでございます。

○山尾委員 「待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまで」と書いてあります。十年以上、待機児童をゼロにしようと言って、今ふえたんですよ。一時的にとおっしゃるけれども、では、永遠にこの状況が続くんじゃありませんか。

私が申し上げたいのは、保育士さんの登録者というのは百三十一万人いるんです。実際保育士さんをやっている人が四十五万人。三分の二が潜在保育士さんになっていきます。やっていないんですよ、資格は持っている。まずここをしっかりと手当てすべきで、いつになるかわからない、でもその間はほかで穴埋めしようなんというのをやるんじゃないくて、低賃金のままほかの職業で埋め合わせをしよう、ほかの職業の人たちはそれはそれでその職業のプロですから、そういうことをするんじゃないくて、ちゃんと保育の専門家に保育の専門家の相応の賃金を準備して、しっかりと三分の二の方にやってもらおうというふうに思ひます。その肝が結局給与なんです。

なので、大臣、私たちはもう待てないので、保育士さんの給与を上げる法案を私たちが準備して、今国会、出しますから、大臣として応援、賛成していただきますよ。

○塩崎国務大臣 議員立法でございますので、それは国会でお決めのいただきたいというふうに思ひます。

○山尾委員 議員立法です。議員立法とはいえ、やはり、厚労大臣である塩崎大臣がやっぱりそれはやるべきだというふうに思うかどうかはとて大きなことです。

私たちは出しますから、ぜひそれをしっかりと受けとめていただいて、ともに子育て支援をやる

うとおつしたんだから、私たちの法案に賛成していただけるものと確信して、私は質問を終わらせていただきます。

○渡辺委員長 午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十八分休憩

午後二時三十分開議

○渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。牧原秀樹君。

○牧原委員 自由民主党の牧原秀樹でございます。

きょうは、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

現在、私は青年局長を務めておりまして、若い学生の皆さんを含めて、いろいろな御意見を賜っておりますので、こういう視点も含めてきょうは質問させていただきたく存じます。よろしくお願いたします。

私は、二〇〇一年から三年、四年にかけて、海外に留学をしております。もう今から十五年前ぐらいになりますけれども、そのときに、実は、首相官邸にメールを送ったことがございまして、そのときは全く政治家になるなんて夢にも思わず送ったんですけれども、日本はタイタニック号のようだというふうに送ったんですね。それは、中にいると、豪華で、自分たちが一番安全な場所にいるように見えて、そして満足感もあるけれども、外から見ると、船底に穴があいていて、ほっておくと沈んじゃうよというふうに見えるということなんです。

私は、そのときは同時多発テロが起こったりして、いろいろなことを、海外から日本を見ていたわけですが、日本の中で何か海外から見ると余り重要でないことで足を引っ張り合ったりしているというのは、沈みそうになっているタイタ

ニック号の上で、レストランで何かウェーターの人に粗相があつて、船長を呼べとか、このウェーターを首にしるよと言つて争つていっているように見える。船の外から見ると、そんなことをやっている場合じゃないでしょう、そのまゝいっただけで沈没しちゃうよというふうに見えるということでございます。

あれから十五年ぐらいたちましたけれども、私は、この日本の底にあいた穴はますます大きくなつていっているのではないかと、こういう危機感を抱くものでございます。その大きな穴とは何か。これは、やはり人口減少と少子高齢化だということふうに思います。もう一つは財政の問題でございます。

これはよく見る図でありますけれども、きょうは資料で「日本の人口の推移」というのをお配りさせていただきます。これが一枚目。そして二枚目は、人口構造をピラミッドで見たときの図でございます。そして三枚目は、先日明らかにになりました平成二十七年の国勢調査の結果でございます。

この三つを比べますと、明らかに、日本は既に人口のピークを超えていて、そして人口減少の時代に入つてきているということです。

先日の国勢調査では、二〇一〇年から一五年の間に九十四万七千人の人口が減つたということです。この五年間の平均では十八万九千人の減少ですが、直近では二十八万人ぐらゐ人口が減つていると言われておりますので、実は、次の五年を見ると、百万人とかいうレベルではなくて、もつと、百五十万人近い人口が減つていくだろうと予想をされます。

四十七都道府県のうち、三十九の道府県で減つていいる。これは大変なことではございまして、これに加えて、さつき見ていただいた二枚目で見ただくように、人口のピラミッドを見れば、これから人口がずっとふえていくというか、一番人口が多い世代というのは、団塊の世代と団塊ジュニアの世代であります。私は団塊ジュニアの世代ですが、この世代がいよいよ本格的に高齢者になつ

たとき、第三次ベビーブームというのは今のところ起きていませんので、それを支える人は誰もいなくなるんじゃないか、こういう恐怖感みたいなものがあるわけですね。

今の時点でも、既に、年金負担の重さや税金の負担の重さ、そして先輩たちを支える社会保障の費用が大変なことになっていて、一兆円の借金を超えているんじゃないか、こういうふう言われているわけですから、これからこのことがどんどん進んでいけば、果たして日本の社会保障はこのまま持続できるんだろうか、こういう不安が若い世代を中心に色濃く、どんどん色濃くなつていっている現状でございます。

少子化という問題を一つ取り上げてみますと、私、十一年前に初めて議員になつたときに、当時、猪口邦子さんが初めて少子化担当大臣として特任でつかれたわけですが、もう今やらないと間に合わない。団塊ジュニアの世代が、要するに、適齢期と言われている時代にちゃんと第三次ベビーブームをつくるようにやらなかつたら、その次は、仮に出生率が回復したとしても、出生数は回復しません。だから、この十年が勝負ですと申し上げてきたわけですが、その十年が勝負の当時の厚労省も、当時は、第一次エンゼルプランというものが終わつて、第二次エンゼルプランということに移行したところでありましたけれども、いや、我々はよくやつているんだというような認識でありました。

この十年間、たつてみて、改めて、第三次ベビーブームというのはいまだ来ていなくて、そして、このままいくと、これから団塊ジュニアの世代が、今、私がこしと四十五になる年、そして、最後の四十九年生まれの人が四十一になる年だと思ひますけれども、そういうふうに入つていくと、その次の世代というのは人口がぐんと減つていくのはさつきのピラミッドを見ていただくとわかるのとおりでございます。出生率のそこそこの回復では出生数は回復しないということが明らかでございます。

改めてこういう現状を見て、これは厚労省ではなくて今は内閣府の方になつていいるということでございますけれども、これまで取り組んできた政府の少子化対策についてどのように評価をしているのか、お伺いをしたいと思います。

○小野田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、政府は、一九九〇年代に本格的に少子化対策の検討を始め、エンゼルプラン等をまとめるなど、子育て支援などの対策を進めてまいりました。二〇〇三年には、議員立法により少子化社会対策基本法が成立し、同法に基づき、大綱を策定しつつ、育児休業制度等の雇用環境の整備、保育サービス等の充実などに着実に取り組みできたところでございます。

こうした中、子育て支援体制の整備などは進んできておる一方で、総務省人口推計によりまして、我が国の総人口は、二〇一一年以降は減少が続いてございます。また、二〇一四年の出生数は約百万人と第二次ベビーブーム期の約半数であるなど、依然として我が国の少子化は厳しい状況にあるものと認識してございます。

こうした中、少子化の主な要因は、未婚化、晩婚化、それと夫婦が持つ子供の数の減少と考えられておりまして、こうしたことも踏まえまして、政府といたしましては、昨年、少子化社会対策大綱を閣議決定したところでございます。

子育て支援の充実としまして、昨年四月から子ども・子育て支援新制度を本格実施することとに、新たに結婚の段階からの支援を行うこととし、個々がライフデザインを描くための情報提供、地方自治体による結婚に対する取り組みへの支援を行うこととさせていただきます。

また、少子化の状況や原因は地域により異なりますことから、地域少子化対策強化交付金を措置し、地域の実情に即した取り組みを強化することとしていいるところでございます。

○牧原委員 伺ひまして、一生懸命やられていいることはわかりますし、出生率だけを見ると一時期よりは若干微増しているということもあつ

て、決して効果がないというわけではありませんけれども、私は、何となく、もう少し深いこともしっかりと見ていく必要があるんじゃないかということをおっしゃいます。それは、ちょうど私も団塊ジュニアということで、自分も子供を育てていて、周りもそうした世代と、今まさに渦中にある者として感じるわけでございます。

一つは、きょうも待機児童で入れなかつたママの皆様がいらっしゃるといことがあつて、こうしたことをやはり充実することは明らかに必要です、今、青年局としても、世代間の公平みたいなものをもうちょっと考えてほしいという意見を若者から多く受けるものですから、こうした観点も必要だと思ひます。

他方で、例えば、よく、子育て支援の話みたいなこととか、あるいは子供の貧困、これは私、先日、議論を立ち上げたメンバーにも入つて、大変重要な問題だと思ひますけれども、そうしたことが問題であることは間違ひありませんが、ちょっとデータを見てみますと、例えば、一般的に今の世代は、非正規で平均収入が低くて、そして結婚してもなかなか難しいので、この収入の問題が挙げられておりますけれども、日本で一番出生率が高いのは沖縄です。これは断トツで高いんですけれども、この沖縄県、資料にも配らせていたでいて、これは一四年のデータですが、沖縄は一・八六ですね。次が宮崎、島根、長崎というような形で都道府県の出生率が上位になっております。他方で、出生率が低いのは、ワースト、断トツで低いのは東京、そして京都、奈良、北海道、宮城、埼玉、こういうふうになっていております。

こうしたデータと、例えば都道府県別の一世帯当たりの年間収入、その一枚前につけておいたでいておられますけれども、一番高いのは東京、福岡、愛知、神奈川とかですね。一番低いのは沖縄、宮崎、青森などとなっております。そして、先ほどちょっと言及させていただいた子供の貧困率、これは最後のページにつけておいたでいて

いますけれども、断トツで高いのはやはり沖縄であります。そして福井とかが一番下になっていっているわけでございます。

これを見ると、何となく、先ほど申し上げたように、やはり収入が低いからだとか子供の貧困率が高いからだということは大変重要な問題で、これ自体は絶対に何とかしていかないといけない問題でありますけれども、それと先ほどおっしゃつた少子化のことをそのまま結びつけるということでは、今申し上げたデータとそぐわないような気がするんです。

政府としては、こういうデータについてのような分析を行つて、そしてどのように少子化対策に生かしていらつしやるんでしょうか。

○木下政府参考人 お答えいたします。

ただいま先生の方から、所得の状況あるいは子供の貧困という状況と、東京とあるのは沖縄との比較のデータがございましたけれども、一般的に、直接出生率に影響を与えます、例えば結婚の動向あるいはそれぞれの出産の動向から見ますと、例えば東京都につきましては、全国で最も未婚率が高い、そして有配偶の出生率は全国平均よりもやや低いということが出生率の低さにつながっているのかなと思つております。また、一方、沖縄県は、未婚率が全国平均よりやや高いものの、有配偶出生率は全国で最も高い、そして特に第三子以降の出生率が高いということが出生率の高さにつながっていると思つております。

しかしながら、出生率は、結婚ですとか出産という直接的な要因だけではなくて、やはりさまざまな要因の影響を受けていると思つておりまして、一つは、例えば、合計特殊出生率と週六十時間以上働く雇用者の割合との間には負の相関関係が見られます。また、合計特殊出生率と女性の有業率と育児をしている女性の有業率の差につきましては、正の相関関係が見られます。いずれの指標も、沖縄県と例えば東京都では対極的な関係になっております。

こうしたことを踏まえますと、やはり雇用形態

あるいは労働環境といったような働き方も大きな影響を与える部分だと思つております。そうした意味で、少子化の状況、要因は地域によつて異なつており、国全体での少子化対策に加えまして、地域ごとの要因分析、課題設定、対策などのいわゆる地域アプローチが重要であると思つております。

このため、先月、各地域の少子化あるいは働き方の指標というものをまとめ、そしてその指標を活用した具体的な分析例あるいは施策例を取りまとめました「地域少子化対策検討のための手引き」というものを公表いたしました。あわせて、同時に、地域ごとの少子化の分析あるいは働き方改革に向けた取り組みを支援するために、地域働き方改革支援チームというのを国に設置いたしましたところでございます。

地域ごとと効果的な少子化対策について、必要な支援を今後とも行つてまいりたいと考えております。

○牧原委員 ぜひ、これまでの延長ではない取り組みを多角的にやつていただきたいというふうに思ひます。

時間がなくなつてしまつたので、介護についてちょっと伺ひをします。

持続可能性について考えると、今、これは誰もそうですけれども、やはり介護の問題というのは大変重要で、私の地元でも、介護施設を開いたけれども人材が集まらないので、空き部屋になつていられる施設がたくさんございます。

介護については、やはり人件費が安いというような問題を私も施設に行くとお聞きするわけですが、先ほどの図を見ていただくと、今人材不足なわけですから、これからますます高齢化が進んで、ますます人が少なくなつていけば、これは大変深刻な問題になることは明白でございます。

介護賃金を上げるということは大変重要で、現場での指摘がございますけれども、それに加え、何か具体的に、魅力的な職場にするような具

体策はあるんでしょうか。

○竹内副大臣 お答えします。

政府におきましては、一億総活躍社会の実現を目指しまして、その重要な政策の柱として介護離職ゼロを掲げ、介護施設などの整備とあわせ、必要な人材の確保についても、就業促進や離職の防止、生産性の向上などに総合的に取り組んでいくこととしておるところでございます。

このため、平成二十七年介護報酬改定による処遇改善の着実な実施を図るとともに、今回の補正予算及び来年度予算におきまして、まず第一に、介護福祉士を目指す学生に、介護職に五年間の勤務で返済を免除する奨学金制度の拡充、それから、一旦仕事を離れた人が再び仕事につく場合に、介護職に二年間の勤務で返済を免除する再就職準備金貸付制度の創設、さらに、地域医療介護総合確保基金を活用した、働きやすい職場づくりに取り組み事業者のコンテスト、表彰の実施や、介護施設等における職員のための保育施設の開設支援の実施、さらに、介護ロボットの活用促進や、ICTを活用した生産性向上の推進などにより、介護人材確保対策の充実強化を図ることとしておるところでございます。

さらに、介護の生産性の向上を図ることにより、介護の仕事をもっと魅力あるものにするため、業務プロセスの改善に取り組む経営者や、ICTの専門家、先進的な取り組みを行う介護事業者等をメンバーとする懇談会をこの一月十二日に設置いたしまして、先進的な現場の実践も踏まえた議論を行つていられるところでございます。

今後とも、介護人材の確保のために、さらに着実に推進してまいりたいと考えております。

○牧原委員 ありがとうございます。

ぜひ、厚生労働省には、三十年後、五十年後を見据えた意味での政策、私たちが一生懸命を支えていき、一緒にやりますので、よろしくお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○渡辺委員長 次に、白須賀貴樹君。

○白須賀委員 自民党の白須賀貴樹でございます。

質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、やはり厚生労働委員会はすごいなと思います。特に、午前中の質問の中で、初鹿先生がまつげのエクステの話、そしてタトゥーの話、本当に新たな気づきをいただきました。また、柚木先生の質問、本当に良かったと思います。私も認知症の問題は何とかなさやいけななと思っておりますし、本当に質問の内容もすばらしいと思います。

やはり厚生労働委員会というのはいいな、そのように感じたところで、その後の質問の中でさまざまな御意見もありました。特に、私はいつも思っているんですけども、与党も野党も、やはり保育の問題に関しては問題認識は一緒だと思っております。

私たちの自民党の厚生労働委員会の今筆頭理事をやっております江渡先生も保育園を現場でやられておりますし、また、私自身も保育園をやっております。そして、うちの家内は、同じ歯科医師でございますが、歯科医師から保育士を取って、今、保育園の園長として現場で働いておりますから、家に帰ると、保育の問題についていつも問題提起をされて、眠れない状況でございます。

ですから、私たち自民党、公明党、与党も、そして野党の皆様方も、やはり、待機児童の問題、そして保育士さんの確保の問題、この問題認識は一緒だと思えます。ですから、この厚生労働委員会では、ありとあらゆるそういう、感情論ではなくて、どうやればこの問題を乗り越えることができるのか、そして、限られた予算の中でどうやって効率よく、そして問題を解決する方法が頭を使ってひねり出せるか、そういう場にしていただきたいと思っておりますし、そして、感情論が高ぶった去年のように渡辺厚生労働委員長が首をけがされないことを、こしは心からお願いを申し上げます。

さて、保育士さんの問題は今度またもつと時間のあるときに質問したいと思いますが、がんの問題について私ちよつと質問したいと思えます。

私、がんに対しては特に思い入れがあります。私の父が、自分が二十のときに五十七で、肺がんからあらゆるところに転移して、発見してから三月で他界しました。ですから、私も、歯科大学を出た後に、口腔がん、口の中のがん専門の口腔外科というところに残って、そしてがんの治療に当たってまいりました。

ながなか口腔がんという皆さん知らない方が多いと思うんですが、いわゆる口の中で歯以外の白いもの、ピンクの粘膜のところに白いものがあると大体悪いものなんです。口の中を鏡で見て、見つけることが可能です。つまり、皮膚がん以外で、自分でがんを見つけているのが唯一の場所かな、そのように考えているんですが、実は、子宮頸がんや胃がんは、咽頭がんも含めると大体年間六千人ぐらい、ほとんど同じぐらいの発生率で同じぐらいの亡くなる方がいらつしやる。

ですから、私は、口腔がんというものの、自分で見つけることができるがんなんだから、あとは、国民の皆様方が少し、例えば三月月とか半年に一回ぐらい鏡を見てもらったり、そしてまた、同僚の歯科医師の方々が、虫歯とか歯周病だけでなく、少し口の中全体を見てもらうだけで相当早期発見ができる、そういうがんの一種であります。

しかも、例えば胃がんとかは、大きくおなかを切つてあけて、そして胃を部分切除して閉じたとしても、洋服を着てしまえばもう傷口は見えませんが、口腔がんというのは、転移するときに、首のリンパ節を通って転移していきまふ。そして最後、肺に行きますと肺がんが転移して、大体亡くなつてしまふんです。つまり、転移が認められると、この首のところに切開を入れて、リンパやその組織の周辺の筋肉とか、そういったものを

を全部撤去して、そしてもとに戻しますから、物すごく傷口が目立ちます。

これは例えば、女性の方だったらどうでしょう。顔の、見えるところに大きな傷が残つてしまふ。それが本当に早期発見ができれば、そんな傷をつくらず、その方々は、本当に一部だけの切除で、その後は全く問題がない。この間、ちよつと問題でやめられました甘利大臣も初期の舌がんだったはずなんです。今、全く問題なく政治活動をされているじゃないですか。ですから、いかに早くがんを見つけてあげられるか、これにかかつていくわけです。

そしてまた、きょう私が質問したいのは、三ツ林政務官に質問したいんですが、三ツ林先生は、医師でありながら歯科大の病院長でございます。数多くの口の中のがん、そういったものに触れてきた希有なお医者さんでございますので、どうか三ツ林先生からお答えをいただきますと思うんですが、この口腔がん、どうやって早期発見をしていくか。

そして、私の中の考えは、早期発見して、別に歯医者さんが治療する必要はないんです。見つけることさえできれば、どこの診療科に行つたつて構いません。そして、早く治療することができれば、それだけその方々のQOLが上がるんです。ですから、この口腔がんの早期発見、どうやればできるんだらう、私も考えておりますし、また、がん対策基本法もできました。このことも含めて、これからどうやってがんに対して対策を取り組んでいくか、三ツ林厚生労働政務官からお話をいただきたいと思えます。お願いいたします。

○三ツ林大臣政務官 御指名ありがとうございます。

私、白須賀議員の口腔がんに対するこれまでの経験、また取り組み、そういったことを本当に尊敬するものであります。

私も、二十年来、歯科大学病院におきまして口腔がん向き合つてまいりました。早期発見、早期治療、これは歯科医療の中でも口腔外科が中心

となつて行っておりますけれども、やはり医科歯科連携、これも必要であると思っております。そして、早期発見の啓蒙、これも必要であると常々思っております。

申すまでもありませんけれども、がん対策は、議員立法で成立したがん対策基本法に基づくがん対策推進基本計画、及び基本計画をさらに進めるため、昨年十二月に策定したがん対策加速化プランに基づき進めております。

加速化プランでは、予防、治療・研究、がんとの共生を三つの柱として、がん検診、たばこ対策、がんのゲノム医療、小児がん、就労支援、支持療法、緩和ケア等に取り組むこととしております。

なお、議員の御指摘のとおり、例えば、口腔がんのうち最も多い舌がんは、患者のうち約三分の二が早い時期にみずから病変に気づいて受診しており、適切な時期に受診し、治療につなげていくことが重要と認識しております。

厚生労働省では、本年春から第三期の基本計画に向けた議論を開始することとしており、口腔がんも含め、がんによる死亡を減らすとともに、がんになつても安心して暮らせる社会の構築に向けてがん対策を推進してまいりたい、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○白須賀委員 ありがとうございます。

本当に、がんは早期発見が最大の治療だと思っております。検診を初め、がんというのは、早く見つければ見つけるだけ、本当に治りが、予後どうか、そして五年生存率、十年生存率が高いです。どうか、これからもがん対策基本法をますます進めていただいてもらつて、がんの早期発見、早期治療、みんなで力を合わせていきたいな、そのように考えております。

ちよつと時間が余つたので、さっきの話に戻つて、保育士さんの話を少しだけさせていただきます。答える必要は、結構です。

私がこの間嫁さんに怒られたんですけども、

うちの園を保育士さんがやめられました。出産が
終わって、そのお子さんをうちの園に預けられ
ば自分もそのまま職場復帰ができる、という状
況でした。しかし、自治体によっては、自分の勤
める園に自分のお子さんを預けちゃいけません、
そういうルールのある自治体もあります。

理由は、こういう理由かわかりません。例えば
自分の子供だけこひいきするとか、そういうく
だらな理由があるのかもしれない。でも、そ
ういう場合にはほかの学年の担当をさせればい
いだけであって、今、保育士さんが足りない、ど
うしようという中で、やはりさまざまなタブーを取
り外していくべきです。一人でも二人でも、うち
の園としては、保育士さんが戻ってきてくださ
る、そしてもう一回働いてくださる、それだけで
も助かります。ですから、本当にさまざまなアイ
デア、いろいろなアイデア、そういったものを動
員してもらって、一刻も早く保育士さんの確保。
そしてまた、箱物をつくる、いわゆる保育園を
つくるのは簡単です、簡単と言っても簡単じゃな
いんですけれども、つくるに当たっても、さまざ
まないろいろな障害があります。例えば、子供の
声がうるさいから絶対に嫌だと近隣住民の方々か
ら反対運動をされたということも実は私は経験し
ております。

ですから、一概に市が、そして国が、県が保育
園をふやそうとしても、本当にさまざまな障害
や、現場で問題がたくさんあります。ですから、
行政だけが悪いわけじゃないし、そしてまた、地
域の方々も、自分たちが住んでいる中でさまざま
な嫌な思いもあるでしょう。ですから、誰もが悪
くないんです。

結果的に言いたいのは、みんなで本当に協力が
ない限り、この問題は解決しません。国だけが動
いても、県だけが動いても、市だけが動いても、
これは何ともなりません。地域の住民の方々の理
解もいただいて、国全体で、子供たちを育てよ
う、そして保育園をふやそう、お母さん方が本
当に働いても安心できる環境をつくらうと国全体で

思わない限り、この問題は解決できません。どう
か、この委員会の皆様方には同じ思いを共有して
いただいて、どうやれば子供たちが本当に健やか
に、そして、お母さん方が不安なく働くことがで
きるか。

そしてまた、保育園というのは預かるだけの場
所ではありません。やはり次の小学校に向けても
含めて、最低限の教育と、そして幼少期に必要な
社会性や集団性、思いやりやいたわりやお互いさ
ま、そういったものを教える必要ありません。で
すから、保育士さんの方々もやはりスキルアップ
をしていただかなきゃいけないし、結果的に、二
十年後の、三十年後の育った子供たちが、また家
庭をつくりたい、子供たちを産みたい、という
思いを持たせなければいけません。

ですから、これは国全体、日本国民全体の問題
としてみんなで捉えていかなきゃいけない、そ
のように提案をさせていただきまして、私の質問
を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、古屋範子君。

○古屋(範)委員 公明党の古屋範子でございます。

きょうは、所信に対する質疑を行ってまいりま
すので、よろしく願っています。

新三本の矢の中の介護離職ゼロについて、まず
お伺いをしてまいりたいと思います。

川崎市の介護つき有料老人ホームで高齢者が相
次いで転落死をするという、大変衝撃的な事件が
ございました。この背景にあるのは、介護職員の
ストレス、また閉鎖的な構造、多くの介護現場に
共通をしているものかと思われま。

介護職員による高齢者への虐待が急増しており
ます。私も、二〇〇三年、初当選をして以来、高
齢者虐待防止の取り組みをしてまいりまして、新
人で初めて議員立法をつくりまして、自民党とも
協議をし、また野党とも協議をして、二年目に成
立をさせることができました。この高齢者虐待防
止法が成立をして、間もなく十年となります。

この法律ができてから、やはり虐待件数はふえ
ております。特に、施設介護また居宅サービスの
職員による虐待がふえている。二〇一四年度にお
いては三百件、二〇二二年度の百五十五件から二
年で倍増をしております。八年連続で過去最多を
更新しているというところで、まず、この虐待防止
についてどういう取り組みをされているのか、お
伺いしたいと思ひます。

また、一億総活躍社会の中で、介護離職ゼロと
いう目標を掲げていらつしやいます。何度も申し
上げるようですが、介護離職ゼロということは、
まず介護職員の離職をゼロにしていかなければな
らないというふうに考えます。介護職員の人材の
養成確保、また離職者の再就職支援など、一体的
に進めるべきであると考えます。

ことし一月の本会議におきまして、私も代表質
問をさせていただきました。それに対して総理の
方から、介護人材の確保については、基金の活用
により都道府県での取り組みを支援するとともに、
介護報酬により処遇改善を実施して介護職員の離
職防止と就業促進に努めてまいりました。介護福
祉士を目指す学生に返済を免除する奨学金制度の
拡充、また、一旦仕事を離れた人が再び仕事につ
く場合の再就職支援準備金の創設、介護ロボット
の活用、ICTを活用した生産性向上の推進など
に取り組んでいく、そういう答弁があったわけな
んですが、高齢者虐待の防止を含め、介護人材の
養成確保、また介護者支援についてお伺いした
いと思ひます。

○竹内副大臣 答えいたします。

まず、虐待防止の取り組みについてございま
すが、平成二十六年度に、家族、施設合わせて全
国で約一万六千件の高齢者虐待事案が発生をいた
しております、引き続き増加傾向にあることが
明らかとなりました。

このため、まず、高齢者虐待の未然防止、早期
発見、虐待初期段階での迅速かつ適切な対応と
いった対応の流れを再度周知するとともに、市町
村などの先進的な取り組み事例を参考に、地域の

実情に応じた体制整備などの充実を促進するな
ど、対応の強化に取り組んでおりまして、引き続
き、一人でも多くの高齢者の尊厳を守るため、市
町村や都道府県等に対する支援に努めていきたい
と考えております。

また、市町村に対する調査によりまして、介護
施設従事者等による虐待の発生要因として、教
育、知識、介護技術等に関する問題や、職員のス
トレスや感情コントロールの問題が上位を占めて
おります。

このため、介護人材の確保に当たり、一定の知
識、技術を有する人材の活用や、新人職員に対す
る指導体制の確保などの職場環境の整備を進める
ことが重要であると認識をしております。

こうした点も踏まえまして、介護人材確保に向
けて、今回の補正予算及び来年度予算におきまし
ては、まず、介護福祉士を目指す学生に、介護職
に五年間の勤務で返済を免除する奨学金制度の拡
充、二つ目に、地域医療介護総合確保基金を活用
した、新人職員に対する指導体制の整備や、働き
やすい職場づくりに取り組む事業者のコンテス
ト、表彰の実施、さらにまた、一旦仕事を離れた
人が再び仕事につく場合には、介護職に二年間の
勤務で返済を免除する再就職準備金貸付制度の創
設などに取り組むこととしていただいております。

○古屋(範)委員 今、竹内副大臣の方から、さ
まざまな介護職員の養成確保に対する取り組みにつ
いてお話をいただきました。ぜひ総合的に、また
強力に進めていただきたいと思ひますので、よろ
しく願ひいたします。

先月、二月十日ですけれども、二〇一六年度診
療報酬改定が取りまとめられました。この中で、
やはり、高齢社会にあつて、団塊の世代が七十五
歳以上となる二〇二五年を見据えて、限られた財
源を効率的に使っていく、そしてまた、医療、介
護の質を向上させていく、こういう課題がある中
で改定が決められました。

特に、これまで進めてきた、超高齢社会に備え

て、自宅にいながら治療を受けられる地域医療を推進する、この明確な方向性が固まったものと思われま。

また、私がこれまで取り組んでまいりました個別案件になりますが、脳脊髄液減少症、これを十二年間取り組んでまいりまして、このたび保険適用ということで、この治療法、ブラッドパッチ療法が保険適用となりました。交通事故あるいは体育の授業であるとかさまざまな原因で髄液が漏れて、頭痛、目まいなどに悩む方々が非常に多かったです。これに対する保険適用が決まりました。患者の方々が非常に喜んでいらっしゃいます。

また、約八年、うつ対策に取り組んでまいりましたけれども、医師による面接を通じて心の負担を軽くしていく認知行動療法、これも、一定の研究を受けた専門の看護師とともに面接を行うチーム医療に保険が適用となりました。さらに、この認知行動療法、不安障害も追加をされることとなりました。こうした形で、うつ対策に対する、また不安障害も含めて、認知行動療法が大きく普及をしていくことが期待されております。

先ほども介護人材の確保ということで申し上げましたけれども、これから高齢社会にあつて、入院、そして施設、そして在宅、こういうものが包括して、一体的に医療、介護のサービスが提供されていかなければいけない、そういう時代にあつて、今回の診療報酬、この意義についてお伺いをしたいと思います。

○竹内副大臣 お答えをさせていただきます。

平成二十八年診療報酬改定では、地域包括ケアシステムの構築と、質が高く効率的な医療提供体制の構築に向けて、まず、入院医療につきましても、病床の機能分化、連携のさらなる推進、救急医療や認知症患者の対応の充実、さらには、外来医療、在宅医療につきましても、かかりつけ医、かかりつけ歯科医のさらなる普及、重症患者、小児への在宅医療の強化、さらにまた、医薬品、調剤につきましても、後発医薬品の使用促進、価格適正化、かかりつけ薬剤師の推進、い

ゆる大型門前薬局の調剤基本料の適正化などを行うとしたところでございます。

個別にも、今先生からお話がありましたブラッドパッチ療法や、また認知行動療法に対する保険適用の拡大、拡充等も進めたところでございます。

高齢化の進展などによりまして、医療費の増大が進む中ではありますが、こうした見直しによりまして、国民皆保険を堅持しながら、国民一人一人が安心して質の高い医療を受けられるようにしてまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 今回の診療報酬改定、やはり地域包括ケアシステムを推進していく、病床の機能分化、連携、また、かかりつけ医のさらなる推進、救急医療の拡充、こうした観点が盛り込まれた診療報酬改定である。そして、こうした診療報酬改定において、地域包括ケアシステムを推進していく。入院患者が退院をしてあるいは施設に行く、こういうところの連携を促していく、入院患者のスムーズな在宅復帰を促していくものであると思います。

医療の側面ではなく、在宅医療、在宅での生活というものを考えていきますと、生活全般へのサポートが必要であるということがございます。また、ひとり暮らし、あるいは夫婦しかいないというような高齢者世帯がふえてきております。在宅での医療、介護を充実させるといっても、日常生活、ここに視点を置かなければ、なかなか地域包括ケアシステムの実現は難しいのではないかとこのうふうに思います。

この中で、福祉用具の活用ということを取り上げてまいりたいと思います。

これは先月、二月の十七日でありますけれども、二〇一八年度の介護保険制度の見直しに向けた議論が社会保障審議会介護保険部会で始まりました。要介護度一、二の軽度者向けのサービスの見直しを検討課題とされておりました。この福祉用具、住宅改修費用の給付のあり方も検討されるということでございます。

先日、私は、介護ベッドであるとか車椅子、歩行器といった福祉用具を自分でも体験してまいりました。また、介護保険給付の対象となつていて福祉用具の貸与をめぐって、全国福祉用具専門相談員協会、日本福祉用具供給協会の皆様とも意見交換をしてまいりました。

その中で、この団体の皆様は調査を行つていらっしゃると思います。福祉用具の有効性というものを体験いたしまして、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望、身体状況、またその置かれてある環境等を踏まえて、専門的知識に基づいた福祉用具を選んで、必要な人には適切な福祉用具を用いていく、自立支援の観点から、使用法等々も含めて助言を行う福祉用具専門相談員、この方々の役割、重要性を改めて認識した次第でございます。

調査を行つてくださったんですが、もしも、福祉用具、例えば車椅子であるとかあるいは角度が変わるようなベッド、こういうものを使えなくなった場合には一体どうするかという調査をいたしました。例えば車椅子の場合には、使えなくなった場合には、やはり介助者を頼むしかないということでございます。あるいは、もう諦める、入浴とかそういうものも諦めるしかない、こういう回答が返つてきております。

こういった福祉用具があれば、散歩に出られる方もいらっしゃるでしょうし、また自分で起きてトイレに行く。これが使えなくなれば、トイレに行く回数もやはり少なくなつてしまつたり、外に出ることもなかなかできなくなつてしまつたり。なおかつ、それを頼むとすれば、やはり人に頼むしかない。家族、家族がいな場合には、当然これは訪問介護を頼むようになってくるわけですね。その回数も時間もふえてくるということでもあります。ですので、重症化を抑えていく、転倒したりしてはいけな、自立した生活を実現し、あわせて介護保険費用の増大を抑えていく、これが福祉用具であると思います。特に、日本の場合には、貸与して、それをまた洗浄したり消毒をしたりして

使い回していくわけですので、国際的にも先進的な制度であると思います。

この調査に基づいて、三カ月以上福祉用具を利用し、自立した生活を維持する要支援一から要介護二の方を対象に、福祉用具を利用できなくなつた場合の対応というのは、先ほども申しましたように、人を頼むかあるいはもう諦めるということでもありますので、これは介護費用の増大につながっていくものと思われま。

二〇一四年度の福祉用具レンタル費用額、これは二千七百二十五億円です。訪問介護にかかるコストのわずか三割、全体九千六億円の三割であります。人的パワーを補つて、介護環境の改善にも寄与する福祉用具を適切に活用していくということが、ある意味、介護の人材、そのところを有効活用するということにもつながっていくのではないかとこのうふうに思います。

今後も、福祉の用具が適切に使われられるように、また、低コストで在宅介護の基盤を担う福祉用具サービスの重要性をぜひとも認識していただきたいと思つております。このサービスが切り捨てにならないよう、今後の検討の中でぜひとも御配慮をお願いしたいと思います。

これについての見解をお伺いいたします。

○竹内副大臣 お答えいたします。

恐らく、先生の問題意識の背景には、昨年末に経済財政諮問会議において取りまとめられました経済・財政再生計画の改革工程表におきまして、軽度者に係る福祉用具貸与等のあり方が検討事項とされておりました。こうした点も含めて、社会保障審議会介護保険部会において次期介護保険制度改正に向けた検討を開始したということがあるのだらうというふうに思つております。

一方で、御指摘のように、福祉用具は、介護が必要な方ができる限り御自宅で、人に頼ることなく自立した暮らしを継続することができるよう支援するために、介護保険から給付が行われているものでございます。

そういった意味で、高齢者の自立を支援し、介

護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って、介護が必要な方の生活を支える観点から、今後もしっかり検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○古屋(範)委員 確かに、無駄な福祉用具を使っていることは、これはやはり介護保険全体に影響してまいります。しかし、適切に福祉用具を使っているということが、介護の重度化を防ぎ、自立を促し、また、介護人材を本当に必要などころに回していくということにもつながっていくというふうに思います。ぜひともこのところ、検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、保育事故防止について伺ってまいりました。四月、子ども・子育て新制度がスタートいたしました。認定こども園また小規模保育など、新たな子育て施設がふえております。

その一方で、やはり保育事故というものの重要な課題となっております。政府は、全国の保育所など子育て施設などで起きた事故発生状況、要因分析などをデータベース化して、ホームページで公開しております。国としてこれまで事故の分析や検証はしていない。また、今後、集積した情報をもとに具体的な再発防止策が打ち出されることが重要かというふうに考えております。

昨年、この分野の、保育事故の専門家であります多摩北部医療センターの小保内小児科部長より、保育事故問題についてお話を伺う機会がございました。そして、先日、竹内副大臣にもお話を聞いていただきました。

保育施設での重大事故が年々増加傾向にあるにもかかわらず、詳細に検討する機関がない。さまざまな個々の事案から安全対策を抽出していく作業が行われておりません。このため、有効な安全対策が実施をされていないのが現状であると思えます。この状況を改善して、親のためにも、また保育士のためにも、安全、安心な保育環境をつくっていかねばならないと思えます。

死亡事案を予防するためには、今まで起きた死

亡事案の発生の起因、原因というものを明らかにして、そこから得られた情報をもとに安全対策をつくっていくということが重要であります。そのためには、病理学あるいは法医学、小児科学、こうしたものを専門とする委員によって構成された重大事案検証委員会というものを設置して、詳細検討を実施する必要があると思えます。重大事案を調査して研究する、こうした重大事案の検証委員会の設置が必須であるということでございます。

特に、地方自治体でこういう対策をとっていくといたしましても、あつてはならないんですが、全国にしてみますと、自治体にとっては少ない数になってまいります。毎年、死亡事故というのは十人を超えている。昨年は十七人でありました。また、重大事故というものの、二〇一二年から一三年、続けて百人を超える。昨年は百七十七人に上りました。多い数でありますけれども、自治体でこうした事案を集積し研究するほどの数ではないということでもあります。ですので、これはやはり国で、こういう案件を集積し、そして分析、調査をし、安全対策を立てていく必要があるということだと思えます。

保育施設の拡充がともかく必要である、もうこれは待ったなしであります。それに伴って、安全、安心な保育環境も同時につくっていかねばならないということでもあります。

私も、乳幼児突然死症候群に長年取り組んでまいりました。昨年、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会、この最終取りまとめが内閣府から発表されました。しかし、大事なことは、専門家による有識者会議を設置して、国における再発防止策を早急に進めることではないかと思っております。

この件に関して、竹内副大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○竹内副大臣 お答えいたします。

子供たちが一日の大半を過ごす保育所等は、安心して過ごすことのできる環境でなければなら

ず、事故で子供の命が奪われることがあつてはならないと考えております。

子ども・子育て支援新制度の施行に向けて、内閣府を中心として、教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会を平成二十六年九月に設置し、教育、保育施設等における事故の発生やその再発を防止するための措置について御議論をいただいております。

昨年十二月のこの検討会の最終取りまとめにおきましては、死亡事故等の重大事故につきまして、地方自治体において外部委員で構成する会議で検証する仕組みを設けるとともに、国においても、事故報告の集約や傾向分析、再発防止の提言等を行うための有識者会議の設置についても御提言をいただいております。

現在、専門家が参画する有識者会議の設置に向けて、内閣府を中心に、文部科学省、厚生労働省が連携して準備を進めているところでございまして、これらの取り組みを通じて、保育施設等における重大事故の発生や再発の防止にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。

保育施設はともかくふやしていかなければならない、待機児童は解消していかなければならない、これは待ったなしの課題であります。とともに、やはり、子供にとつて安全な環境をつくっていく、これもそれ以上に必要な課題であります。ですので、それを有識者会議をつくって検討していくということでございますので、そこに、これまで長年この分野において専門的な研究を続けてこられた専門家をぜひとも入れていただきたいというところをお願いしておきたいと思っております。

最後になりますが、児童手当の課題についてお伺いいたします。

先日、新聞報道がございました。生活保護世帯の子供で、児童養護施設に入所していた場合に、ここを退所する際、家庭に戻った場合には、入所中に施設長が積み立てていた児童手当、これが貯

金として収入認定をされてしまう。

これは、民主党政権時代に法改正をしたときに、それまで給付がなかった児童養護施設にいる子供たちにも給付ができるようにいたしました。それは、退所をするときにこれが積み上がって、次への、就職なり進学なり、そういうときにアパートを借りたり、進学のための積み立てをして、それが資金になっていく、そのために私たちも法改正をしたつもりでございました。

しかし、生活保護費が減額をされてしまう、あるいは一時停止になるという可能性が高いという問題であります。子供が大学に進学をしたり就職をしたりするときの資金としての積み立てという、私たちが目指していた本来の目的が果たせなくなるのではないかとすることは非常に残念であります。

児童手当がその子供本人のために使われていく、そして、施設退所後に、本来であれば、家庭にやはり戻るといふ方が多いと思うんですね。直接自立をしなければいけないんでしょうけれども、やはり家庭に戻るケースが多いと思います。ですので、この場合、収入認定されないような、認定から除外する方策というものはいいのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、現在では、児童手当は、児童養護施設等、施設に入所している児童についてもその支給の対象となつているところでございます。

そして、生活保護でございますけれども、利用できる資産、能力その他あらゆるものを活用することを前提として行われているため、児童養護施設を退所した子供が生活保護受給世帯に戻る場合、入所中に積み立てられましたが児童手当については、原則として収入認定をされ、保護費を減額している実態があると承知いたしております。

一方、貧困の状況にある子供たちが健やかに育成をされ、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう環境を整えていくことは大変重要でござい

ます。児童養護施設等に入所中の児童に係る児童手当をその将来の自立のために活用することが難しいという現状には課題があると考えております。

先生の御指摘を真摯に受けとめたいと思っております。児童手当制度の趣旨を踏まえた上で、施設退所時の児童手当の収入認定に係る取り扱いを変更することについて前向きな対応を考えたいと思っております。見直しに向けて検討を進めたいと思っております。見直しに向けて検討を進めたいと思っております。

○古屋(範)委員 ありがとうございます。

児童手当がゼロとも子供のために、それも児童養護施設にいる困難を抱えた子供本人に、ゼロとも自立のために使えるよう知恵を絞っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、堀内照文君。

○堀内(照)委員 日本共産党の堀内照文です。

子ども・子育て新制度から間もなく一年となります。新年度を前に、待機児童の問題は引き続き深刻であります。

午前中の山尾委員の質問も受け、大臣は先ほど、「保育園落ちたの私と私の仲間だ」、この署名を受け取られたと伺いました。一万七千六百八十二名と、文字どおり、多くの皆さんの痛切な願いのこもった署名だと思っております。

これを受け取られた受けとめをまず冒頭に伺いたいと思っております。

○塩崎国務大臣 先ほど三人の女性の方々から、お二人はお子様も連れてこられておりましたが、直接お話を聞きし、署名、そしてまたお一人お一人が御自分の思いを書かれたという分厚いものをおいただきました。入る寸前だったものですが、まだ中身は拝見しておりませんが、戻ってからしっかりと見たいというふうに思っております。

いずれにしても、東京あたり、特に都市部で、御苦労されて、保育に恵まれないで、仕事で、そして子育てがなかなかうまくいかない、こういう

人たちがどのように困っていらつしやるかということをしつかりと受けとめ、私どもはこのところ十萬単位で保育所の定員をふやしてきておるわけでありまして、追いつかないということと踏まえながら、これからさらにこれを加速するということをやっていきたいというふうに思っております。

第二の矢でありますこの子育て支援、しっかりとやっていきたいというふうに改めて思ったところでございます。

○堀内(照)委員 ぜひ正面から真剣に受けとめていただきたいと思っております。

待機児童解消ということで昨年から始まった新制度では、保育士の配置基準などを規制緩和した地域型保育を導入しています。しかし、この小規模保育等を卒園した子供たちの行き先が決まらない、三歳の壁というのが今起こっております。

保護者からは、やっと入れたと思っただけでも三歳でまた保育所探しをしなければとか、仕事しながらの保育所探しで本当に大変だ、いつまで保活をしなければならぬのかと悲鳴が上がっております。

小規模保育や家庭的保育は、そもそもゼロ、一、二歳のみの施設ですから、三歳になれば卒園しなければなりません。その受け入れ先の連携施設をつくらなければならぬですが、今、全国で、小規模保育は千六百五十五カ所、家庭的保育は九百三十一カ所です。これらのうち、連携施設が決まっているのは何カ所か、何人の三歳児の受け入れが可能になっているのか、お答えいただけますか。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。

家庭的保育、あと小規模型の地域の保育でございますが、今先生お話ありましたように、都市部において非常に待機児童が多いということで、待機児童の多くがゼロ二歳だということもございまして、こういったゼロ二歳の子供について特段の対応をするということで、新たな制度として子ども・子育て新制度でつくられたものでござい

ます。

お話しのように、ゼロ、一、二がベースということですので、その後の三歳児以降の受け入れということで、原則として連携施設というのを設定するということをお願いしております。これにつきましましては、一応経過措置が置かれておりまして、五年を経過する間は確保しなくても開設ができるということになっております。

これにつきましては、制度を施行してまだ一年たっておりませんので、現時点で連携施設がどれくらい設定されているか、あるいはその連携先との関係で三歳児をどれくらい把握できているかということについては、まだ一律的な把握はしておりません。これにつきましては、四月に改めて調査することにしておりますので、その段階で確認をして把握をいたしたいというふうに思っております。

○堀内(照)委員 五年の経過措置というんです、この春から三歳児が出て、行き先が問題になっていくわけでありまして。

NPO法人全国小規模保育協議会のアンケート調査では、回答のあった三二％の事業者がまだ連携施設を設定できていないと答えています。半数の事業者が三歳児以降の受け皿としての連携施設が見つかからない。つまり、連携施設が設定できて、三歳児の受け入れができないというところもあるんだと。それはそうだと思うんです。みずからゼロ、一、一歳がそのまま上に持ち上げられ、もう筒いっぱいで入らないということになるわけですね。

ですから、連携施設とその受け皿の問題、今、把握を四月からおっしゃいましたけれども、三歳児の受け入れ先についても国が責任を持って実態を把握すべきだと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○塩崎国務大臣 平成二十八年の四月時点での各自治体における連携施設の設定状況について、これについては調査を行うこととしておりまして、実態を把握の上で、連携施設の設定促進に役立て

てまいりたいと思っておりますが、今お話がありましたように、必ずしも三歳以降の受け入れがなされていないというような、そういうことも、連携施設といえながら、なかなかうまくいっていないところがあるという御指摘もございまして、今申し上げたように、この設定状況について調査を行うということを今考えているところでございます。

○堀内(照)委員 受け入れ先が問題ですので、そこをしつかり把握していただきたいと思うんです。

神戸市のある小規模施設では、連携施設があるにはあるんですが、直線距離で十キロ以上離れている、車で二、三十分かかるところで、とても利用できない。三歳児が今五人いるそうなんです、このままだと三歳どころか四歳になっても行き先がなかなか展望が見えないと。

神戸市全体では、この春、小規模からの卒園児が二百七十人いるというんですが、現時点で一次選考に漏れた方が四十三人、三歳児全体の保留通知が二百四十六人もいますので、これは本当に入れるのか。連携先で受け入れられない、市町村の利用調整でも入れない、こうなってくるとどうなるのか。小規模を退園して仕事をやめなければならぬのか。これはどうするのでしょうか。

○香取政府参考人 連携施設のお話でございますが、マクロで見ますと、三歳児の受け入れ児童数が約百四十五万人ということで、定員が百四十五万人でございまして。三歳児の待機児童は約三千人ということで、二十七年年度の全体の二万三千人に対してはその一〇％程度ということですので、マクロでいうと三歳児の待機児童は一般的に多くないということなんです、お話しのように、個別の地域によっては、三歳児で保育が出るということとはもちろんございまして。

ということ、今お話がありましたように、一つは、市町村の利用調整で定員にあきのある保育所について調整を行うということが一つ。もう一つは、利用調整の際には小規模施設から上がって

くる子供については優先入所ということで、調整の中で優先的な取り扱いをするということを行っております。最後、例外的に、どうしても受け入れがないという場合には、当該小規模保育等でそのまま受け入れ続けるという選択肢も一応残すというところで対応したいというふうに思っております。

○堀内(照)委員 つまり、行き先がなければ特例としてそのまま小規模に入り続けるということだと思ふんです。

ゼロ歳からの乳児の居場所に三歳以上の子供がともに生活することになるわけです。現場の保育士さんから伺いますと、ゼロ、一、二歳を一緒に預かるだけでもなかなか大変なんだと。例えば、二歳児ぐらいになると動きが活発になってきます。ゼロ歳の子を寝させるためには、一緒にできないので、上の子供たちを夏の暑い中でも散歩に連れ出さなければならぬ、体調を崩した子もいる。雨の日になると外に出られませんが、ゼロ歳児が泣き通しだと。

一歳と二歳の子供を二人小規模に預けていたお母さんは、上の子の方がだんだんと活動範囲が広がっていく中で、施設の居室だけではなかなかおさまらずに、それでも保育士の手は限られていまして、保育者の方から、私たちがもっと外に連れ出してあげられたいと思ったのですが、こう言われたというんです。

現場の保育士さんの実感から見ても、子供の安全が守られ、成長や発達に本当に保障されるんだらうかと思ふわけでありまして。ゼロ、一、二歳児のみの在籍を前提にした施設で三歳児が混在する、これは大臣、問題だとは思われませんか。

○塩崎国務大臣 基本的には二歳までということになっておるわけでありまして、特例的に三歳児までということになりますと、今先生御指摘のように、元気な、活発な子がゼロ歳児と一緒にいるみたいなことがあり得るわけです。

三歳未満の子供を主に対象とする小規模保育事業等においても、例外的に三歳以降の子供を受け

入れるということが可能でありますけれども、その場合においても、保育者一人当たりが保育することができると乳幼児の数、乳幼児一人当たりに必要な面積、必要な設備、構造等について、国が定める基準に従って条例で定める基準、これを遵守していただくこととされているわけでありまして、このため、安全面それから子供の発達についての問題があるというふうには考えておりません。

一方で、小規模保育事業等の施設においても、安全面が確保されるように保育室を区切るとか保育室の利用の仕方を工夫することや、小規模保育事業等の保育内容について支援などを行う保育所等の連携施設における子供同士の触れ合いなどを通じて、年齢に応じた子供の活動への配慮が行われることが適当ではないかというふうに考えております。

いずれにしても、本来的には、希望する三歳以上の子供について、保育所それから認定こども園などに適切に入所できる環境整備に努めてまいることが基本だということに思っております。

○堀内(照)委員 問題があるとは考えていないというの重大だと思ふんです。

厚生大臣が示した厚労省告示である保育所保育指針では、「三歳未満児の保育に関わる配慮事項」として、特に感染症にかかりやすい時期であるとか、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整えるですとか、情緒の安定を図りながらなどとされているわけでありまして。

活発になっていく三歳児以上とこうした配慮が必要な乳児と一緒に保育されるという、基準を守るのは当然なんです、それでもなお危険があるじゃないかと私は指摘しているわけでありまして。

三歳児の発達という点でも、外遊びや集団遊び、それから人間関係でも集団行動というのが必要になってくる年齢であります。こういった指針が掲げている方向から照らしても、それとは異なる状態を生み出してしまふ。しかも、連携先が見

つからない、もしくは受け入れ先が見つからない、そうした特例というのが常態化しかねないんじゃないかと私は危惧をするわけでありまして。

今大臣は、ですから保育所ですとか受け皿をしっかりと整備する必要があるんだとおっしゃいました。本当にそこが私は求められているんだと思うんです。規制緩和された施設のさらに特例なんということになる、本当に安全、発達に責任を負えるのかと思ふんです。

そこで、この三歳児の行き先、私はやはり公立保育所で受け皿をつくるなど自治体が責任を持つべきだと思ふわけですが、その点、大臣、いかがでしょうか。

○三ツ林大臣政務官 お答えいたします。

小規模保育事業等の事業者に対しては、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるとともに、卒園後も満三歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う連携施設を適切に確保することを求めています。

厚生労働省としては、各市町村に対して、みずから公立施設を連携施設として設定することも含め、積極的な関与や役割を果たすよう求めています。

また、公立保育所の施設整備費については、地方六団体の提案による三位一体改革の結果、平成十八年度に一般財源化されたものであります。施設整備に係る事業費のうち、五〇％が一般財源化に係る地方債の対象とされ、その償還金の財源として地方交付税措置が講じられているところであります。こうした枠組みに沿って対応していただきたいと考えております。

○堀内(照)委員 自治体の責任ということを担当にはつきりさせる必要が私はあると思つています。

小規模に預けていた方は、子供が三歳になつて、行き先が見つからない中で、何度も行政の窓口相談に行つたというんですね。ところが、担当者からは、あなたが小規模を選んだのだ

から仕方がない、こう言われたというんです。しかし、最初に利用申し込みをしたときには、認可保育所に入りたいという希望を伝えました。しかし、そんなことを言っていたら入るところはないですよ、こう言つて、第一志望を小規模にするように促されていたわけでありまして。

新制度の指針でも、新制度の教育、保育給付や他の支援事業は市町村が実施主体だと明記されているわけでありまして。決して親の責任じゃない、自治体の責任だということをやはりはつきりさせるべきだと思ひます。

今答弁がありましたように、自治体が責任を果たす上で、やはり公立の役割というのは大事ななだと思ひます。認可保育所を思い切つてふやす、その中でも、この公立の役割が非常に大事だ。

しかし、きょう資料でお配りしていますが、全国で公立保育所はむしろ減っているわけでありまして。廃止、民営化が進んでいます。グラフにありますように、今本当に、そして答弁がありましたように、整備、運営にかかわる財源が一般財源化されたからにはほかなりません。ちょうどその時期を境に公立と私立の施設数が逆転をしているわけでありまして。私立の方が今多くなつてい

る。そこへ、今、施設の老朽化が進み、建てかえや改修が必要になつていまして。そういうことも契機となつて、今、次々と公立保育所が廃止されたり、民営化が進んでいるということなんです。

この財源、やはり一般財源化したということが私は大きな原因だと思ひます。ここをしっかりと戻す、そして、公立保育所の老朽化対策等、自治体の裁量ではなくて、財政面で、先ほど五〇％はという話がありましたけれども、しっかりと国がもつと責任を持つ、今でもこうですから、もつとしっかりと責任を持つということが必要ではないかと思ふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○三ツ林大臣政務官 お答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたけれども、公立保育所の施設整備費については、地方六団体の提案

による三位一体改革の結果、平成十八年度に一般財源化されたものでありますが、施設整備に係る事業費のうち、五〇％が一般財源化に係る地方債の対象とされ、その償還金の財源として地方交付税措置が講じられているところであり、こうした枠組みに沿って対応していただきたいと考えております。

○堀内(照)委員　そういう対応ができるじゃないかということでありませうけれども、もう一方で、総務省は、自治体に向けて、公共施設等総合管理計画の策定要請を今出しております。公共施設等の最適化などと称して、老朽化が進む公共施設の維持管理について、自治体に中長期計画を持たせ、人口や利用需要、そして民間代替可能性などを検討して、整理統合、解体、撤去を進めるものと言わなければなりません。

この公共施設というものに公立保育所は含まれるんでしょうか。

○内藤政府参考人　お答えいたします。

公共施設等総合管理計画につきましては、過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあること等を踏まえまして、各地方公共団体が公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立つて、保有する公共施設等の維持管理、更新等を適切に行っていくため、各地方公共団体に対し、策定を要請しているところでございます。

このような趣旨を踏まえまして、計画の対象施設は、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物全としておりまして、御質問の公立保育所も含まれるものでございます。

○堀内(照)委員　公立保育所の整備費が一般財源化された中で、老朽化した公立保育所の改修、建てかえなどは、自治体にとっては本当に財政的に苦しい事業なんだと思います。運営費も当然一般化ですから、改修した後、維持するということが懸念として出てくるわけがあります。そこへ、今

のメニューですね、公共施設の最適化。集約化、複合化、除却を進めよと。取り組みを後押しするために地方債措置をとるとしているわけでありませう。

これでは、さらなる民間移管や廃止へ国が誘導しているようなものじゃないかと思うわけですが、大臣、いかがですか。

○塩崎国務大臣　もともと、三位一体の議論の際に、国と地方の役割分担ということで、いろいろな議論がありました。こういう形になって、一般財源化というものが行われたわけでありませう。

今、保育が民営化の方に追いやられるんじゃないか、こういうことだろうと思いますが、それはそれぞれの地方がお考えをいただくというのが地方自治の基本だというふうに思いますので、必ずしもいわゆる民間の保育だけに偏っていくということではないんだらうというふうに思います。それは地方が決めることではないかと思ひます。

○堀内(照)委員　財政的に苦しい中でそう追いやられている実態があるんだと私は言わなければならぬと思うんです。

連携先が、そして受け入れ先がない中で、本当はふさわしくない特例をせざるを得ない、こういう問題を解決するためには、やはり思い切った公立が積極的な役割を果たすことが必要だと。これは、答弁も今あったとおりです。

その公立が大事だと言いつつながら、今現に公立保育所はほとんどなくなっている。ここをどうするのかがということが私は問われていると思うんです。だからこそ、公立保育所の運営、整備にかかわる国の財政的な責任をもっと果たしていく必要があるということを厳しく指摘したいと思うんです。

保育園ふやし隊(杉並の皆さんが、三歳の壁について保護者アンケートをとっておられます。八四％という圧倒的多数が認可保育所への入所を希望しております。先ほども少し答弁で、保育所だけではなくて、こども園ですとか幼稚園の預かりなんかも確かに受け皿の一つなんだと思うんで

す。しかし、八四％がなぜ認可と言うかという理由、理由は、幼稚園での預かり時間では仕事を続けられないと言っているんです。

確かにそうで、私、神戸市の公立で調べましたら、一番長く預かってくれるのは五時までなんです。四時までは、週何回しかできませんとか、これではフルタイムで働くお母さんはとてもじゃないけれども預けられない。だから、なかなか三歳の行き先が今ないんだ。とりわけ、そういう中ですから、やはり公立保育所が役割を果たすことが必要なんだと思うわけでありませう。

こういう声にこたえるためにも、規制緩和ではなくて、公立を初めとした、基準がきちんと定められた認可保育所のさらなる増設へ思い切った手だてを強めるべきだと厳しく指摘したいと思うんです。

保育士確保、処遇改善についても伺いたいと思います。

今、保育士のなり手が少なく、公立の正規でも人が集まらないですとか、保育士を採用できずに開所できなかった小規模施設があるなど、保育の受け皿づくりの上でも、保育士確保が欠かせません。

神戸市の認定こども園で働く一年目の保育士の女性の方から私は話を伺いました。ゼロ歳児保育の担任をしておられて、やりがいもあるけれども、勤務時間のほとんどがどうしても子供を見る時間に割かれ、記録や打ち合わせの時間がなかなかとれない、結局、事務作業はサービス残業になる、家に帰っても、くたくたで、もう仕事が終わる一方だ、仕事がつきつ、幼い命を預かるその責任の重さの割に、手取りでは月十四万ほどだ、本当に割に合わない。そして、割に合わないだけじゃなくて、いよいよ体調を崩してやめていく人も、先輩を見ていて、大体みんな二年ぐらいやめていくんだという話でありました。こういう実態はどこも共通していることだと思ひます。

この間、公務員の給与改定に対応して、公定価に算定される保育士の本俸基準額も引き上げら

れてきましたけれども、十九万九千九百二十円、資料の二枚目に表をつけておきました。国家資格を持った専門職として、そして命を預かる責任の重さから見て、それに値する水準とは、私、決して言えないと思うんです。キャリアを積んだ主任保育士でも二十三万四千四百九十八円が基準額です。手取りにすると、二十万そこそこあるかないかじゃないかと思うんです。

大臣にこれを伺いたいんですけども、これで、生涯にわたって生活を支える職業として選択するに値する賃金と云えるでしょうか。

○塩崎国務大臣　待機児童の解消に向けて保育の受け皿拡大を大きく進めていく中で、大事なことは、保育の担い手をどう確保していくかということと、極めて重要かつ喫緊の課題であるということとは、我々も深く認識をしているところでございます。

個々の保育士の賃金水準は、置かれた状況によってそれぞれでありますけれども、御指摘のように、生活できるような待遇になつていないと断定するところまで言えるかどうかというのは、いろいろ評価があると思うわけでありまして、保育士として勤務しない理由などに給与水準の低さが挙げられることが多いということは、やはり保育士の処遇を改善していくことは人材確保を図る上で重要な課題であるということ、これはやはり変わりはないんだらうというふうに思ひます。

それで、平成二十七年の四月から施行いたしました子ども・子育て支援新制度、この中で、消費税財源を活用して、処遇改善等加算として三％相当の改善を行うとともに、人事院勧告に従った処遇改善も行ったところであるわけでありませう。

今後とも、この処遇改善に取り組んでいくことが重要だと思ひますけれども、何分にも、先ほど来議論が出ているように、財源であります。財源なしに、上げることだけをお約束するのは空手形になつてしまふわけでありまして、恒久的にやはり財源を確保していくということが極めて大事で

あるわけで、一体改革の中の、先ほど来も取り上げられております三千億超の財源確保につきましても、私も自由民主党の中でも、かつて私がまだ自民党で政調会長代理をやっていた際には、本当に、この三千億をどう確保していくのかということ、しばしば議論を真剣に行ってきたことがあります。

この財源確保によって実施をする事項に、質の向上というのが中心的な役割を果たしていくというふうな思っているわけでありまして、その中で、二%相当の処遇改善が約四百億円ぐらいかかるわけでありまして、この財源を恒久財源として確保しながら取り組まなければならないということ、引き続き全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○堀内(照)委員 消費税財源について、私たちは全く立場は違うわけでありまして、財源論の話をし出しますと、それこそ、なぜこれだけもうかつて内部留保をため込んだ大企業には減税なのか、財源といえ、もつと取るところがあるじゃないか、それはもう議論がもろろあるわけですから、当然、私たちは、そういう財源はしっかり確保してやるべきだと訴えているわけでありまして、今、処遇改善のことも言われました。資料の三枚目にそのイメージ図をつけておきました。これを見ていますと、階段状に、勤務年数、経験年数に応じて加算がされていくことになっているわけですが、これは十一年で頭打ちなんです。これはなぜ十一年で頭打ちなのでしょう。十一年以内に離職するということが前提なんではないか。

○中島政府参考人 お尋ねの処遇改善等加算でございますけれども、これにつきましては、保育士さん等の人材の確保及び資質の向上を図り、長く働いていただける職場の構築を促すべく、職員の平均勤続年数や賃金改善等に応じた人件費の増について評価をさせていただくという仕組みでございます。

委員御指摘のように、この加算率については、平均勤続年数が十一年を超えた場合には一律となるという仕組みになっていることは、御指摘のとおりでございます。

これにつきましては、二十七年四月施行のいわゆる新制度の施行前に、民間の保育所に対して、現在の処遇改善等加算と同様の機能を果たしていた民間施設給与等改善費、保育士等処遇改善臨時特例事業において同様の考え方、制度を組んでいたということでございまして、十年を超えた場合、加算率が一五%で一律ということだったというところでございます。

新制度、去年の四月施行でございましたが、それ以降の現在の処遇改善等加算では、それにさらに工夫を加えて、平均勤続年数を一年延長して十一年に、そして加算率を一%分上乗せして四%とさせていただくということで、保育士等のさらなる処遇改善のために努力はさせていただいているというところでございます。

○堀内(照)委員 長く働いていただくためだと言いながら、なぜ十一年でとまるのかという話なんです。理由は、結局、以前から民改費等はそのいう仕組みだったということですから、十一年で頭打ちにするという確たる理由は見当たらないんだと私は思うんです。

厚労省告示である「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」というのがあります。ここでは、給与水準の確保の必要性とともに、「従事者のキャリアアップの仕組みを構築するとともに、国家資格等取得するなど、高い専門性を有する従事者については、その社会的な評価に見合う処遇が確保され、従事者の努力が報われる仕組みを構築する必要がある。」という書いてあるんです。

まさに、社会的評価に見合う処遇の確保のために、本俸の部分をしっかりと引き上げること、そして、従事者の努力が報われる仕組みというんだつたら、この勤続年数に合わせて、十一年で頭打ちではなくて、しっかりとそういう勤続年数が反映されるような、昇給が続くような財源保障を公

定価格でもしっかりと見るべきだと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○堀内(照)委員 年功によって引き上げていくという考え方は、一般的に我が国の雇用慣行ではあるわけでありまして、これは、民間の企業でのお話ともかくとして、今内閣府から答弁があったように、公定価格ということで決められているわけでありまして、

これについては、やはり財源をどうするかということが大事であって、消費税等に関する考え方が違うというお話がありました。私も、私どもとしては、当初、七千億は消費税で、その中で三%の引き上げを行ったわけでありまして、あと、必要だということ、民主党、公明党、自民党の中で合意を見た後、三千億分に対応する二%相当の処遇改善をしていくということ、何度も申し上げましたけれども、恒久財源を確保しながらやっていくということ、これを今最大の課題としているわけでありまして、とりわけこの処遇に関しては、先ほど申し上げたように、約四百億円かかるわけでありまして、このところをどうするかということ、

で、今回、この十一年以上、以下の問題については、限りある財源の中でここまで精いっぱいやっていくというふうに理解をしております。

○堀内(照)委員 先ほど紹介しましたけれども、保育士で十九万九千九百二十円、主任保育士でも二十三万四千四百九十八円、所長でも二十五万三千三百円が基準額なんです。ですから、本当に、今の大臣の答弁を保育を目指す学生が聞いてどう思うかと私は思うんです。やはり、抜本的にこれは引き上げないと、本当に保育士確保というのであれば、夢を持って、志を持って保育を目指す学生が、この仕事なら続けられると思うような仕組み、メッセージを発する必要があるんじゃないかと思うわけです。

保育士の給与をこの基準からさらに引き下げる要因になっているのが、私は人員配置の低さだと思うんです。保育士は、子供の保育だけが仕事ではありません。勤務時間の中で事務や打ち合わせ、研修等も必要です。それらを保障するために、公定価格上、保育士の配置がどのように算定されているんでしょうか。

○中島政府参考人 保育士さんに行ってくださいます事務処理や会議への出席、さらには研修への参加に伴います負担を軽減していただくということ、大変重要な課題だと思っております。

したがって、公定価格の基本分単価におきましては、以下申し上げる二点を盛り込んでおるところでございます。

一つは、これは新制度施行の前から措置されていたものでございまして、保育士さんが事務処理や会議出席、休憩の時間を確保できるよう、いわゆる休憩保育士、そうしたものを加配していただく、そういう部分の人件費というものを引き続き措置させていただく。

そして、これに加え、新制度になりました今日は、消費税一〇%への引き上げを前提とした、いわゆる七千億メニューを前倒しする中で、研修を受講する保育士さんのかわりに保育に従事していただくために加配される、いわゆる研修代替保育士に係る人件費といったものもあわせて新たに評価をさせていただくということで、保育士さんのもろもろの負担軽減等について、職員配置上、公定価格で手当をされているということでございます。

○堀内(照)委員 今の休憩代替は具体的に何人分でしょうか。それから、研修代替は年に何日分でしょうか。

○中島政府参考人 いわゆる休憩保育士につきましては、利用定員が九十人以下の施設につきましては常勤保育士一名、それから九十一名以上の施設につきましては非常勤保育士一名の費用を算定しているというのがまず最初のお答えでございます。

二つ目、研修代替保育士につきましては、年間二日分の費用を算定させていただいているというところでございます。

○堀内(照)委員 クラスは何クラスもあるわけ

で、一人分、それから研修は年二日分、これは本
当に負担軽減になるんだらうか。

計画を立てる、記録をつける、保護者への支
援、職員相互の話し合い、小学校に送付する資料
づくり、これは全て保育指針で定められている業
務なんです。そういう保育指針で定められた業務
自体が、幼稚園の場合は基本四時間教育、残りは
事務作業に充てられるでしょう、ところが、保育
所の場合は、勤務時間のほとんどがやはり子供と
向き合う時間ですから、そういう事務などの時間
がとれないわけでありまして。

そもそも、保育所職員の配置基準が実態に見合
わない、少ないんだと私は思うんです。大臣、こ
れはぜひふやすべきだと思ふんですが、いかがで
しょうか。

○三ツ林大臣政務官 お答えいたします。

保育所等の職員配置基準については、児童の年
齢ごとに、国が定める最低基準を上回る範囲で都
道府県において定めることとされております。

昨年四月より始まった子ども・子育て支援新制
度においては、消費税財源を活用し、三歳児の職
員配置について、最低基準である保育士一人当た
り二十人を上回って、保育士一人当たり十五人と
した場合に公定価格上の加算を行う改善を図った
ところであります。

今後、○三兆円超の質の向上メニューに含ま
れる一歳児や四、五歳児の職員配置基準について
も、必要な財源を確保しながら、さらなる改善を
行っていくこととしております。

このほか、平成二十八年年度においては、保育補
助者の雇い上げ費用の支援や、保育所等における
ICT化の促進を行い、保育士の負担軽減を行う
こととしており、これらを通じて保育の質の確保
に努めてまいりたい、このように考えておりま
す。

○堀内(照)委員 ぜひ現場の実情をしつかりつか
んで対応していただきたいと思うんです。

NHKの朝の情報番組組で取り上げられておりま
した埼玉のある園なんですが、子供の午睡の時間

に正規職員の打ち合わせ会議ができるように、
パート職員を上乗せ配置しております。しかし、
その給与というのは、正規職員の給与を削って捻
出しているわけなんです。

今、虐待など子供とのかかわりでも、親への対
応、支援でも難しいケースがふえています。にも
かかわらず、配置基準が少ないうえに、ただで
さえ少ない給与を削減してでも手厚く人を配置す
る必要が出てくる。現場ではそういう努力が行わ
れているわけでありまして。

ですから、この低賃金、過重労働が改善しない
わけです。配置基準を実態に見合ったものに抜本
的に改善すべきだと強く指摘をしたいと思ふん
です。

最後に、保育の担い手確保ということで、朝夕
の保育士配置の要件を変えようとしております。

保育士は最低二人以上必要なのですが、児童が
少数である時間帯に保育士一名と無資格者でい
い。今年度限り特例で認めていたものを、省令
改正して広げようということだと思ふんですが、
これは少数でやるということなんですが、何人なん
でしようか。

○香取政府参考人 御答弁申し上げます。

御指摘のように、今、必ず保育士は二人配置と
いうことで、どんなに人数が少ない場合でも、朝
夕で子供が少なくなった場合でも二名配置とい
うことになっているものにつきまして、一定の緩和
措置を講じるということでございます。

この場合の児童の少数の考え方でございますけ
れども、例えば一歳児ですと、子供六人に対して
保育士一人というのが標準的な配置になります。

それに対して、現在は、六人を下回った場合でも
二人配置をしないというのが今の基準で、これ
を、一名プラス研修を行った者一名という形で代
替するということになりますので、その意味でい
いますと、子供六人に対し一人ということになり
ますので、六人を下回った場合ということにな
るかと思ひます。

例えば、五人預かる場合、基準上は一人でもいい

ものを、二人と今しておりますので、一人プラス
一人という形でやっていただけるようにする、こ
ういう趣旨でございます。

○堀内(照)委員 私は、少数だからいいというわ
けにはいかないと思ふんです。

朝夕の時間というのは、乳児、幼児混合の保育
となります。けがをしないようにと、それだけで
もしつかり目を配らなければならぬ時間帯であ
ります。そういうときに、朝は、例えば、きょう
は子供が熱を出しましたと保護者から電話がか
かってくる、早くから来ている乳児にはお茶やお
菓子を出したりする。夕方は、けがなんかがあつ
たら、きちんとそのことを親に申し伝えなければ
なりませんし、保護者への支援という育児相談な
どの時間にもなるわけでありまして。何かと保育士
が忙しい時間帯でもあります。

厚労省の資料の中に自治体へのアンケートもあ
りましたけれども、そこでも、七％が特例を認
めていない。けが等の発生が多いことから、最低
基準に基づく保育士の配置は必要だとか、保育の
質及び子供の安全面の確保という観点から、質や
安全性の低下を懸念する意見が多く寄せられてい
ます。

現場からこういう声が上がっているのに、どう
して導入するんでしょうか。大臣、いかがです
か。

○香取政府参考人 今回の措置につきましては、
今の話では、保育士二名の配置のうち、一名につ
いては保育士と同等の知識、経験を有するものと
認められる者で代替してもよろしいということに
なりますので、職員を二名配置している、その意
味でいうと、人を減らすということではないとい
うことが一つ。

それから、この措置につきましては、地方団体
からの要望を踏まえて、一年間の特例措置で行っ
たものを延長するというところでございますので、
むしろ自治体側の御要望も踏まえて私どもとして
は対応したということでございます。

○堀内(照)委員 そのアンケートでも、やるべき
だというのは二七％に対して、やるべきではない
というのが二九％というのが出ていましたよ。
それで、この問題を報道で知った学生が、こ
う言っているというんですね。これは大臣にぜひ最
後にお答えいただきたいんです。学費をかけて四
年間学んだにもかかわらず無資格者と変わらな
いのか、子供の貧困や虐待なども含め専門性を身
につけたいと学んでいるのにどうということなん
だ。

これでは、保育への志をそぐことにしかなりま
せん。保育士確保にはむしろ逆行だ、やはりこ
ういうのはやめるべきだと思ふんですが、大臣、い
かがですか。

○塩崎国務大臣 一生懸命勉強していただいて保
育士の資格を取って、その方々が保育を行うとい
うのが原則であることは、これは変わりがないと
ころでございます。今回の保育の受け皿整備を
進める中で、限定的な対応として、先ほど申し
上げているように、先ほど来御指摘のような制度
を行っているわけでありまして、朝夕における保
育士配置要件の弾力化などを行うということにして
いるわけでありまして。

これはやはり、十一時間開所をして、いっぱい
いっぱいに皆さん頑張っておられる、そういう保
育現場の実情に応じて柔軟な人材活用を可能とす
るということが趣旨でございます。例えば、朝
夕など児童が少数となる時間帯において、保育士
一名に加えて、先ほど来出ている子育て支援員の
研修を修了した者、保育所で保育業務に従事した
期間が十分にある者、家庭的保育者などの、先ほ
ど地方からの声がという話がありましたけれども、
都道府県知事が認める一定の知識等を有する
者が一名配置されていけばよいということとして
いるわけで、専門職である保育士と一定の知識の
ある者がチームを組んで行う体制としているわけ
でございます。保育の質の確保は引き続きして
いく。

先ほど申し上げたように、この弾力化措置は、
児童が少数となる時間帯に限って、待機児童を解

消して受け皿拡大が一段落するまでの時限的な対応ということで、保育所等における保育は、さつき申し上げたように、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものでありますので、専門的な知識と技術を持った保育士にお願いをするというのが原則であることに変わりはないと思います。

○堀内(照)委員 時間なので終わりますけれども、指針でも子供の最善の利益ということが明記されているわけでありまして、それを考えると、やはりやるべきではない。

さらなる規制緩和でもある企業主導型保育なんかも検討されているわけで、そうではなくて、認可保育所をしつかりふやしていく、保育士の処遇の抜本的な改善に乗り出す、そのことを強く重ねて申し上げて、終わります。

○渡辺委員長 次に、浦野靖人君。

○浦野委員 おおさか維新の会の浦野です。よろしくお願いをいたします。

きょうは二十分ですので、早速質問に入りたいと思います。

きょうは三問お聞きしますけれども、一つ目、既に予算委員会等で話題にもなっていますし、対応していただいていると思っていますけれども、一八九ですね、虐待通知番号。一八九にかけた多くの人が途中で切ってしまうという問題ですけれども、これは、ガイダンスが長いために切られるんじゃないかというふうに言われています。

これは、もちろん今もう既に答弁をされて、春には半分にしたというふうにおっしゃっていますが、今、多分もう春なので、いつそれが実現できるか、ちよつとお聞かせください。

○塩崎国務大臣 もともと三桁にすることにについては、先生からの御提案もあってやらせていただいていたわけですが、長過ぎるというこのガイダンスを、何とか時間をとりあえず半分以上短縮する、それから、携帯電話からかけた際に、その場所を特定する番号入力などの操作の手間を減らすといったことを可及的速やかにということ、この春、といつても、もう既にもうすぐ

桜も咲くころでありますけれども、桜の咲く月には何とかしたいというふうに考えているところでございます。

○浦野委員 それはそれで、できるだけ早くやっていた方がいいと思います。

ただ、それでも恐らく、短くなればどれだけ効果が出るかというのは未知数ですけれども、やはり私は、人が対応するコールセンターを考えるべきだと思います。

このコールセンター、ではやりましょうと言つてすぐできるような話でもありませんので、そんなに急にやれとは私も言いません。ただ、どれぐらいの時間がかかって、どれぐらいの予算がかかるかというぐらひは、やはり僕は厚生労働省として試算だけはしておくべきだと思うんですけれども、試算だけでもしませんが。

○塩崎国務大臣 御指摘のコールセンターの設置についても、一つの提案だということではしつかり受けとめたいと思っておりますが、先ほど申し上げたように、ガイダンスなどの短縮については、今、通信事業者と詳細を詰めておりまして、できるだけこれは早く実現したいと思っておりますけれども、今のような抜本的なことについても、他の、例えば一〇番とかそういう形で、しつかり一カ所でどこでもうまくつながる、対応できる、そういう体制をやはり組まない、もともと命にかかわることありますから、そのところはしつかり、先生の今の御提案も正面から受けとめて、対応してまいりたいというふうに思います。

○浦野委員 次、二問目になりますけれども、大臣所信で、子育て世代包括支援センターの法制化という項目があります。これは、今、各市町村で取り組んでいただいているものを、三十二年までにやろうというところで取り組んでいきますけれども、なかなか、現在、二十七年で五百五十弱、百五十まではいっていないと思えますけれども、それを二十八年度に二百五十まで何とか伸ばそうということ、この取り組みが少ない理由が、法制化されてい

ないという原因も一つあるだろうとおっしゃっているからこそ法制化しようということだと思っておりますけれども、それだけの理由でこのセンターが前に進んでいないのかという、ちよつと私は、これだけではないと思うんですけれども、何かほかに原因があると思うんですけれども、その理由はお伺いできますか。

○塩崎国務大臣 例えば、埼玉の和光市はたしか五カ所、既に同様のものがありますし、三重県の名張市ではたしか十三とか、正確には覚えておりませんが、たしかそのくらい、子育て世代包括支援センターと同じような役割をなしているところをしつかりと地域のものとして運営しているということをやっております。

なぜこれが今まだ進まないのかということでもありますけれども、基本的には、これは地方がしつかりとこの重要性を受けとめて、やはり、子供を妊娠したときから子育て期に至るまで一貫して相談から対応もできる、和光市の場合には子供も産めるといふところも助産所としてございましたが、そういうような理解を深めた上で、その地域でやっていただくということが大事なんだろうと思うので、その理解をやはり深めるように努力をしなければいけないというふうに思います。

一方で、ただ建物をつくるわけではありませんので、その中に入る方々として、まずはやはり保健師さんとか助産師さんとか、そういう専門職の方を確保することが難しいといったことがあり得る。

今申し上げたようなことでありまして、では、うまく回っているところはなぜうまく回っているのかというような市町村の好事例を私どもとしては周知して、このような形でやりになって、人材確保もこうやっていることを示していきたいなというふうに考えております。

また一方で、法定化を含む児童福祉法の改正というのがございますが、これも子供の、先ほど先生から虐待のことが御指摘をいただきましたけれども、それらを含めて、子供というものに対する

問題の大事さということをさらに全国的に広めていく、深めていくということをお私どもとしてもやっていかなければならないんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○浦野委員 きょうは、非常に子育てに関する、特に保育に関する質問が多い一日でした。

私も最後に保育の関係の質問をしますけれども、要は、きょうの質問も聞いていても、どのつまり、保育士不足なんです、全ては。人材不足なんです。保育士が足りないからこそ保育園がつくれぬ。箱はつくれても子供を預けることができない。それはなぜか。保育士がいないからなんです。

これはずっとずっと、私も、去年もおとしも、国会に送つていただいていたことについては絶えず皆さんにお願いをしてきました。正直、国はやることをやっているとは思いますが、それは十分成果が出ていないというのはありますけれども、人を育てるには時間がかかってしまふ、これは仕方がないんです。

これは保育に限らず、介護もそうなんです。今、日本が必要としている分野において、人材不足というのが今一番大きな問題になりつつある。でも、これは、先ほど山尾委員もおっしゃっていましたが、待機児童はもうずっと前から問題になつていまして、十年と山尾委員はおっしゃっていましたが、実は、そんなのもっと前から、四十年、五十年前から同じことがずっと言われ続けているんです。

私も、地元に戻れば保育園を経営していますから、先ほどの白須賀さんと同じように、妻が保育園の園長をしていて、帰るたびに、国会議員は何をやっているんねん、保育園大変やねんと、みんな、怒られると言ったらあきませんね、叱咤激励を毎週受けております。やはり現場を一番よく知っている保育園の園長の、妻でもある園長から、これはどうなっているの、あれはどうなっているの、何とかしやと、毎週私は勉強するわけ

です。まあ、私もともと保育士だったので、あの程度は知っていますけれども。

ただ、でも、やはり保育士を育てるというのはそんな簡単な話じゃないんです。先ほど二十時間という話がありました、研修。二十時間なんかで保育士のかわりになるような人は育てられませんか。保育園実習だけでも何週間行くか御存じですか。朝から晩まで、毎日毎日、実習先の保育園に行つて、最後、その日のまとめを書いて、三時、四時までかかつて書いて、毎日毎日寝不足になつて、三週間、みんな頑張るんですね。そういう努力もした上で、勉強した上で、みんな立派な保育士になつて社会に出てくるわけですよ。

堀内委員も最後おっしゃいましたけれども、その保育士と同じように横並びでされると、確かに保育士としてのアイデンティティーというのがどんどんなくなつてしまふじゃないか、それは私も心配はします。

ただ、これは、待機児童解消という大きな大きな政府のつとめている政策目標をクリアするため、に、びぼう策じゃないですけれども、その場所の場でやらざるを得ないからやつていて、それは私も理解はできます。ただ、余りやり過ぎると、保育園の質、保育士の質がどんどん下がつていくんじゃないか。今でももう下がつていきます。だって、試験を受けたら全員通るわけですから。そこに競争がありませんので、質のいい悪いなんて関係なしに保育園に採用されていってしまう。それがどんどんどんどん保育士の質を下げていく結果になりかねないんです。今、私はそこは非常に危惧をしています。

では、待機児童解消を保育園のそういう政策だけでやっているとつたら、僕は無理だと思つています。なぜ待機児童がふえるか、これはただ単純な話で、都市部に人口が集中し過ぎるからです。

私は、だから、これは初めて言うわけではないですけれども、人口の分散をやはり政府としてしっかりと本気でやらないと、保育所問題は絶対

に解決できないです。一方で地方で定員が割れている保育園がたくさん出てきている、一方で保育園に入れない人が二万何千人もいる。このいびつな状況をやはり改善しない限り、待機児童の解消というのは絶対まずできない、私はそのように思っています。人口の分散をやっていく。ロンドンなんかは、人口の集中がひどかつたので、わざと人口分散の政策をとっています。日本もそれをするべきです。

それと同時に、今、市町村事業で保育園をやっています。ただ、市町村の枠を超えて保育園に入るように一応制度はなっています。しかし、この制度もほとんど使われていないように私は思うんですね。ちよつと市町村を超えれば保育園がある地域があるのであれば、そこにすぐに入れるような簡素化をすべきだと思うんですけれども、この人口分散と市町村の枠を超える件について御答弁をお願いします。

○塩崎国務大臣 東京一極集中を解消しないといけないということ、安倍内閣としても正面から受けとめて、地方創生担当大臣を置いて、今さまざまな試みをしているわけでありまして、特区についても、地方であるうとも特区を認めていく、そういうことで、東京に人口が集中するということはやはり解消していかなきゃならないというふうに私も思っているわけでございます。

若い世代が子育てをしながら働ける環境を地方につくっていくかないと、やはり若いカッパルは帰ってきてくれないわけでありまして、そのために、やはり我々は、待機児童解消加速化プランを実行するとともに、少子化社会対策大綱にさまざまな定められた目標がありますけれども、これもしっかりやらなきゃいけないというふうに思っております。

最近、首都機能移転というのが余り議論にならなくなつております。かつては福島もその一つであつたわけでございますし、もちろん、他の地域、近畿も含めて、いろいろところが手を挙げていたわけでありまして、改めて、そういうこ

とで、今、一部、消費者庁、文化庁などの移転ということも含めてやっているわけでございます。それから、市町村を超えて保育所を利用できるようにということでありましてけれども、いわゆる広域利用は、周辺自治体において保育の需給が不均衡である場合の緩和策や改善策として、待機児童の解消にもこれは資するのではないかとこのうに考えております。

広域利用に当たっては、保護者が、利用者ですね、居住する市町村と保育所等が所在をする他の市町村間において、児童の入所に関する連絡調整というのが必要になります。その際に、簡素で効率的な手続となるように、留意すべき点などを私どもはしっかりと通知などでお示しして、自治体に周知を図らなければならないと思っておりますし、また、それを今やりつつあるわけでございます。

来年度から導入予定の企業主導型保育事業、これは市町村の利用調整を介さずに広域でサービス利用が可能となる仕組みでございますので、しっかりと事業を推進して、広域で利用できるように保育施設についてやればなというふうに思っております。

○浦野委員 きょうは、朝からずっと保育の問題をやってきました。財源の問題というのも指摘をされてきました。

私は、財源については、実は、こういうふうにしたらよかつたのになというふうに思っているものがあります。それは何か。平成二十六年に二千七百六十七億円、平成二十七年に五百十億円、平成二十八年に四百三十一億円、合計で三千七百八億円。この三千七百八億円は何に使われたか。これは、実は、公務員の人件費を上げたんです。この人件費、上げずに子供に使つたらよかつたんじゃないんですか。皆さんも賛成してくれるんじゃないですか。今からでも遅くないです。

この財源を子ども・子育てに回すということを私は考えた方がいいと思います。公務員の人件費を上げるよりも子供たちのための予算をつけてい

く、それが、今、国会で、きょう一日じゅう審議されたことではないかと思ひます。

もちろん、私たちは、公務員の皆さんだけに負担を押しつけるんじゃないで、我々も協力をして、その予算に恒久財源ができるまで、少なくとも、恒久財源を政府がちゃんと見つけてきてくれるまで私はそれに協力すべきだと思います。これに反対する政党はないと思ひますので、ぜひお考えをいただけたらと思ひます。

最後に、これは、うわさでは、共産党の吉良よし子先生もお子さんが保育園に入れなかつたということでツイッターで嘆いておられました。目黒区ということで、旦那さんが目黒区の区会議員さんなので、区の方で何とかしてあげたいのになとは思ひましたけれども。ただ、四三パー、これは山尾先生の資料にもありましたけれども、目黒区は一番、今回、保育園をつくらうと思つたけれどもできなかったところの一つなんです。

ここはやはり、当事者たち、私の子供も実は兄弟入所できなくて、兄弟が違う保育園に行かなあかんようになってたんですよ、自分のところの保育園なのに。うちの市は、自分のところの保育園に自分の子供を入られる市なので、白須賀さんのような問題はなかつたんですけれども、ただ、違う保育園に入れないと、兄弟で同じ保育園に入所できなかったんです。それぐらい、やはり私の市も厳しいです。

私は、この財源の問題も含めて、一度集中審議をしたらどうか。保育だけに限らず、子ども・子育てに関する集中審議をぜひ厚生労働委員会でお願ひをしたいと思います。

○渡辺委員長 理事会で協議をいたします。

○浦野委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、重徳和彦君。

○重徳委員 改革結集の会、重徳和彦です。私は、きょうは、認知症の鉄道事故への賠償責任について、柚木委員からも御質問がありました

が、私の方からも少し掘り下げてみたいと思っております。

二〇〇七年ですから、もう八年以上前ですね。当時九十一歳の男性が鉄道でひかれました。そして、その奥さんが、当時は八十五歳という高齢でございました。そして、御長男がおみえになるというところに対して、鉄道会社が振りかえ輸送の費用として損害賠償を請求したというものでありますけれども、最高裁の結論としましては、賠償責任がないということでありました。

さまざまな報道がありまして、やはり遺族の皆さん、よかったですと安堵しているという見出しが躍りました。

でも、この本当によかったというのが、私は、賠償責任がないよという判決がよかったというだけではないと思います。

裁判所という公的な機関が、認知症の本人そして御家族の実情を理解してくれてよかった。それから、自分たちは、その一つの家族だけじゃなくて、多くの、何百万人という認知症とその家族の方々をよって立つ、自分たちだけの裁判ではないというプレッシャーとの闘いが済んでほっとした。さらには、当然のことながら、肉親の方が亡くなっているわけですから、その死とともに、よもやの大企業との八年余りの法廷闘争、本当に不安な、そして、一審、二審では厳しい判決が出され、そういう苦しい日々からようやく解放されてよかった、さまざまな思いがこれは想像されるところであります。

きのうの朝も、記事に出ていましたね。貨物列車に認知症の男性が、これは七十九歳の方が宮城県の方でひかれたということがございました。

認知症の方で、家族がお店、ドラッグストアの中で買い物をしていて、車に残っていたんだけれども、家族が戻ってきた際にはいなくなっていました。そして、ちよつとびつくりなんです、お店からおよそ二十キロ離れたところに数時間後にいて、そして線路内で列車にはねられたということであります。

本間にいつ自分事として起こるかわからないようなこのような事故、事件なのでありますけれども、基本的には、今回の判決はよかったと思いますが、さまざまな課題が残っています。

裁判所は、法律上の責任を負うケースを、監督義務を引き受けたと見るべき特段の事情がある場合に限定をしたということでありますが、これは総合判断でありますので、一々、家族のかかわり方、介護の状況、いろいろな諸般の状況を総合考慮しないと監督義務があるのかないのかわからないとか、それから、被害を受けた側からすれば、賠償責任を負う人がいるのかないのかもわからない、こういう社会の安定性、安心感に支障が生じるのではないか、こういう声も多いんですけれども、まず、厚生省の御見解をお伺いします。

○三浦政府参考人 まず、今回の件で亡くなられた認知症の方には、改めて御冥福をお祈り申し上げます。

今回の判決を受けて、認知症の方の事故に対する賠償の問題につきまして、例えば民間保険の活用など、さまざまな対応の選択肢が指摘されていると承知しているところでございます。

今後、社会として備えるためにどのような対応が必要かということにつきましては、広くさまざまな立場から議論していただくということが重要だと考えております。

そのような観点から、関係省庁と連携いたしまして、実態の把握に努め、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議において、各省庁間での情報交換も含め、議論が深まるようにしていきたいと考えているところでございます。

○重徳委員 地域づくりとか認知症の方をみんなを支えていくというのは、政策論としてはどんどん進めていくべきことだと思ふし、このニーズはどんどん大きくなると思うんですが、やはり法律論として今回の裁判結果というのは大きな課題を投げかけたかと思つています。

今回のケースとはちよつと違うんですけれども、

も、今一万人いると言われる行方不明の認知症の方、こういう方がどこで何かの事故や事件に巻き込まれたというような場合に、今回の判決を踏まえると、責任を問われるようなケースというのは想定されますか。

○三浦政府参考人 今回の判決などを拝見いたしますと、認知症の方が第三者に損害を与えてしまった場合、家族に損害賠償責任が課されるのかどうかということにつきましては、介護をしている家族に監督義務があるかどうか、今回の判決で掲げた六つの事項を総合考慮し判断されるということと、また、監督義務があった場合に、家族がその義務を怠っていないかどうかを個別に判断し、決定されるということになると考えております。

○重徳委員 行方不明だからといって、その定義もいろいろありますけれども、だけれども、全くどこに行っちゃっているかわからないからといって、責任が全くないとは言えない、総合考慮をした上で、六つの事項に当てはめて、そういう御答弁だったと思います。

つまり、この一万人と言われる方々についても、どこかで何かが起こったときに責任を問われるケースはないと一概に言い切れることはできない、そのような御答弁だったと思います。

これはすごく大事なところなんです。確かに、毎日かわつていて、本当に必死の思いで世話をされている家族の方が、さらにその上いろいろな責任をしろされる、そして、その可能性がどのぐらいあるのかわからないということでありまして、いなくなつたからといって、どこを何をしているかわからないわけなんですけれども、それでも何かしらの賠償責任を含む責任論が生じ得る、こういうことでありますから、非常に不安のただ中にある方が、これは統計のとり方によりますが、全国で四百万人以上いると言われる認知症の方を取り巻く問題が、このように起こっているということでありまして。

これは、認知症の方が、今回の鉄道事故のように、

に、ある意味、鉄道会社に対する被害をもたらす、つまり、加害というちよつとイメージが湧かないんですけれども、被害を与えてしまうという場合もあると思うんです。

一方で、認知症の方本人が行方不明になったりして、被害者というか、誰からも構われずに病気になることも捨て置かれるとか、そういう被害者になることもあると思うんですけれども、通常、これに対する保護責任があると思うんですけれども、家族には、このあたりも同じような考え方でいいんですかね。ちよつと、通告してありませんけれども、どんな御見解でしょうか。

○三浦政府参考人 監督義務ということでございますので、その点につきましては、今回の判決と同じような考えということが考えられるのではないかと考えております。

○重徳委員 どういうケースであれ、監督責任の有無、その義務があるかどうかという、有無が問われるということなんです。

もう一度、翻つて、最初の今の三浦局長の御答弁で、地域で認知症の方をみんなで支える、見守るという体制を関係省庁で整えていくということなんです、さつき言ったように、政策論としてはそれは非常に、有効な方向に誘導していく政策というのがあったらすごくいいと思うんですけれども、やはり、これは民法七百十四条ですが、この規定というのは、被害を受けた方の救済という面が非常にあると思うんです。だから、誰のせいでもない、みんなのせいだよねというか、みんなを守らなきゃいけないだよねと言っているだけでは、何の解決にもならないわけでありまして。

しかも、この鉄道事故の場合は、大きな、JR東海という会社なものですから、理屈は理屈として賠償請求をするけれども、結果として認められなかったならば、それはそれで仕方がない、企業としての損失はあるけれども仕方がないということになると思うんですが、個人が何かしらの形で被害を受けたときに、これはもう本当に泣き寝入

りになってしまおうというケースがあると思います。

地域で認知症の方を見守っているというといったときに、その地域の方にもそういう法的な責任が何か及ぶという可能性はありますか。その辺、イメージは持っておられますか。

○三浦政府参考人 一般的には、住民の方々はまさにそこで生活をされていて、一般的な意味で、何か注意すべきことというのはあるかもしれませんが、少し具体的にどのような状況なのかということもその検討には必要なことだということを申し上げます。一概にこうだというようにを申し上げるというのは、この段階では難しいのではないかとこのように思います。その状況によりけりだということに考えております。

○重徳委員 もともと、地域で支えるということとは、必ずしも責任論とか法律論とばかりではないような場面もあるかもしれませんけれども、でも、事金銭的なことに限らず、精神的なものも含めて、やはり法律上の責任が伴うケースというのは想定されると思っています。政府を挙げて、これから何百万人という認知症の方々、とりわけ重度の方を支えよう、地域で支えるシステムをつくっていくというところであれば、これはやはり、非常に重たい、目を背けたくなるような現実にも目を向けなければならぬというふうに思っています。

決していいこととは思いませんが、家族が責任を負うということであれば、それはそれで一つのわかりやすい割り切りなんですよ。だけれども、さまざまな事情を考慮して、今回、最高裁が必ずしもそうじゃないという判断をした以上、では、誰が認知症の方を支えていく責任があるのか、そして何か起こったときに責任をとらなきゃいけないのか、こういうことも法制度として検討していく必要があるんじゃないかな、私はそう思っております。

柚木委員からは、結局誰の責任でもない、誰も責任をとれないという場合だって結果としてある

わけですから、その場合に、起こった被害を賠償する保険制度というものを、さまざま御提案ありまして、そういった仕組みもぜひとも検討していく必要があると私も思いますが、その前提として、今回の、総合的に六項目に基づいて判断するという基準らしきものが最高裁から示されたものの、具体的当てはめというものが非常に想像ににくい、抽象的な基準になっております。

こういったことについて、大臣にお尋ねしたいんですけれども、今現状、今認知症の方のお世話をしている方々は、今回の最高裁判決をもって、さっき言ったように、一旦ほっとする部分もある一方で、自分の場合はどうなるんだろうかというように、また悩ましい課題に直面されているんじゃないか、そういう面があるんじゃないかと私は考えますが、厚労省として、この曖昧な感じ、基準は示されたもののまだよくわからない、そういうものに対して、一定のルールづくり、ガイドラインといましようか、もう少しみんながわかるような明確なルールを何か検討して、作成して、公表していく、こういったお考えはないでしょうか。

○塩崎国務大臣 今回の最高裁での判決に至るまでに、下級審で責任あり、形は第一審、第二審、少し異なるわけでありますが、そういう判断が出た後に、最高裁で今回のような結論になったということがございまして、私どもとしてはやはりこれを重く受けとめて、一つの司法が下した判断というところで受けとめなければならぬと思っております。

この六項目の、監督義務者としてのその責任があるかどうかというこの判断の中身を見てみると、例えば、認知症の方と親族関係の有無や濃淡、それから、認知症の方の心身の状況や日常生活における問題行動の有無、内容。こういったことを考えると、右か左とか、白か黒とかいいうことでは全くなくて、グラデーションのある、非常に無限大の組み合わせというのがある中で、これらの項目についてどう考えるのかということ

で、監督義務を果たしているかどうかということとを判断することなんだろうなと、今回の判決は。見る限りはそんな感じがいたすわけであり

ます。 いずれにしても、第三者に認知症の方が損害を与えてしまった場合の家族の監督義務の有無については、今回の判決を踏まえて、やはり個別の事情に応じて判断をしていくことになるだろうと思うので、今先生おっしゃったように、お気持ちばかりですが、ルールとかガイドラインとかそういうようなものを設けて、そこで皆さんに安心していただけたらどうかということではありますけれども、なかなかそれをするのはそう簡単ではないというふうに受けとめるところでござい

ます。 そういうようなこともあって、とりあえず、今回、新オレンジプランをつくったときの省庁連絡会議、この枠組みの中で、一体、実態としてはどういうことを、我々、これから本格的な高齢社会を迎えるに当たって、認知症もふえるという中にあって、どういうことを押さえないといけないのかという実態把握をやっていくながら、国民的な議論をリードしていければというふうに思っております。

そして同時に、やはり新オレンジプランで示した、地域で、みんなで、認知症に仮になったとしても当たり前のように安全で安心の暮らしができる、そういう仕組みを、これはヒューマンネットワークですから、お互いに気がついた人がどう助けていくのか。大牟田市で拝見しましたけれども、本当に携帯電話に、スマホにどんな情報が行って、多くの人がそれに目を向けて、守ろう、救おうということをやっているのを見て感銘を受けましたが、そういうことを含めて、しっかりとやっていかなきゃいけないというふうに思っています。

○重徳委員 終わりますけれども、政策はほとんどどんどん進めていくべきだと思いますが、さつきから申し上げているように、やはり心配なのは

法律論でありまして、いつ賠償責任を負わされるようなことがあるかどうかわからない、こういう不安の中でも御家族の方は一生懸命やっているということでもありますので、この点、難しいということはもうおっしゃるとおりであります。ぜひ、みんなの英知で、しかしながら、やはり安心して認知症の方を見守り、支える仕組みをつくっていくことができればと思っております。また議論させていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、内閣提出、雇用保険法等の一部を改正する法律案及び中島克仁君外八名提出、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。塩崎厚生労働大臣。

雇用保険法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○塩崎国務大臣 ただいま議題となりました雇用保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

少子高齢化の進展に伴い労働力人口が減少する中で、高齢者、女性等の就業促進や雇用継続等を図り、国民一人一人が活躍できる社会づくりを進めることが我が国の重要な課題となっております。

こうした状況を踏まえ、高齢者が安心して働き続けられる環境の整備及び高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保を行うとともに、子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等を行うため、この法律案を提出いたしました。

以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。

第一に、高齢者の雇用が進展している状況を踏まえ、失業中のセーフティネットを確保するた

め、六十五歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とするとともに、就業促進手当の引き上げその他の就職促進給付の拡充を行うこととされています。

第二に、着実に改善が進んでいる現下の雇用情勢、雇用保険財政の状況を踏まえ、失業等給付に係る保険料率を引き下げることにしています。

第三に、高齢者の希望に応じた多様な就業機会を確保するため、都道府県知事が指定する業種等について、シルバー人材センター等が行う有料の職業紹介事業及び労働者派遣事業に関し、業務の範囲を拡張することとともに、地方公共団体は、高齢者の就業機会確保に係る計画を、地域の関係者から成る協議会の協議を経て策定することができるとしています。

第四に、妊娠、出産、育児休業、介護休業の取得等を理由とする上司、同僚による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上の措置を義務づけることにしています。

第五に、男女ともに働きながら子育てができる環境を整備するため、有期契約労働者に係る育児休業の取得要件の緩和や、育児休業の対象となる子の範囲を拡大することにしています。

第六に、介護を理由とする離職を防止するため、介護休業を三回を上限として分割して取得できるようにするほか、介護休暇の一日未満の単位での取得を可能とし、労働者が請求した場合は、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならないこととするなど、介護のための柔軟な働き方を支援する制度を強化するとともに、介護休業給付の給付率を引き上げることとしています。

最後に、この法律案は、平成二十九年一月一日から施行することとしています。失業等給付に係る保険料率の引き下げ等については平成二十八年四月一日、介護休業給付の給付率の引き上げについては平成二十八年八月一日から施行すること等としています。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○渡辺委員長 次に、山尾志桜里君。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
〔本号末尾に掲載〕

○山尾議員 ただいま議題となりました介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

まず、本法案の提案理由について御説明いたします。

安倍政権は昨年四月から介護報酬を二・二七％も引き下げました。物価高を勘案すれば、過去最大の引き下げです。介護事業所には深刻な影響が出ており、既に休止や廃止に追い込まれた事業所が出てきています。

また、安倍政権は、介護離職ゼロの看板を掲げながら、平成二十七年年度補正予算や二十八年度予算では、一番求められている介護職員の賃金引き上げは盛り込んでいません。このままでは、人手不足で介護サービスが崩壊し、逆に介護離職がふえるおそれがあります。

本当に介護離職を削減するには、介護職員の賃金を引き上げてすぐれた人材を確保し、介護サービスの基盤を立て直すことが不可欠であることから、介護職員等の処遇改善を図る本法案を提出しました。

次に、本法案の概要を説明いたします。

第一に、都道府県知事は、賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等に対し、その申請に基づき、介護・障害福祉従事者処遇改善助成金または介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金のいずれかを支給することとしております。

この介護・障害福祉従事者処遇改善助成金による賃金改善の対象は、介護報酬及び障害福祉サ-

ビス等報酬における処遇改善加算の対象職種とし、助成金の支給により、平均して一人当たり月額一千万円の賃金引き上げが見込んでいると見込んでいます。

また、介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金による賃金改善の対象は、処遇改善加算の対象職種にとどまらず全ての職種とし、助成金の支給により、平均して一人当たり月額六千円の賃金引き上げが見込めることを見込んでいます。

第二に、国は、都道府県に対し、助成金の費用の全額及び事務の執行に要する費用を交付することとしております。

第三に、この法律は、制度について見直しが行われ、すぐれた人材の確保に支障がなくなったときは廃止することとしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、本法案の提案理由及び内容の概要であります。

介護は誰の身にも降りかかる問題であり、介護する人、される人を支える介護職員等の処遇改善は、党派を超えて政治が一丸となって取り組まなければならぬ課題です。全ての議員の皆様方からの御賛同をいただけるものと信じております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○渡辺委員長 以上で両案の趣旨の説明は終わりました。

○渡辺委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る十五日火曜日午前九時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十一日金曜日午前八時四十五分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

雇用保険法等の一部を改正する法律案

雇用保険法等の一部を改正する法律

(雇用保険法の一部改正)

第一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号の一部を次のように改正する。

第三十七条の四第二項中「掲げる」を「定める」に、「額」を「額」に改める。

第六十一条の四第四項中「第二号」を「第二号に掲げる額」に改め、「第二号ハ」の下に「に定める額」を加える。

第六十一条の六第四項中「第二号」を「第二号に掲げる額」に、「第二号ハ」を「第二号ロに定める額」に改める。

第六十二条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第一項の同意を得た同項に規定する地域・高齢者就業機会確保計画(同条第四項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。次条第一項第七号において「同意地域・高齢者就業機会確保計画」という。)に係る同法第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち雇用の安定に係るものを行うこと。

第六十三条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 同意地域・高齢者就業機会確保計画に係る高齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(介護休業給付金に関する暫定措置)

第十二条の二 第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した被保険者に対する同条第四項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十七」とする。

第二条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

目次中「高年齢継続被保険者の求職者給付」を「高年齢被保険者の求職者給付」に改める。

第六条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十条第三項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第四項第三号を次のように改める。

三 求職活動支援費

第三章第二節の二の節名を次のように改める。

第二節の二 高年齢被保険者の求職者給付

第三十七条の二の見出しを「高年齢被保険者」に改め、同条第一項中「被保険者であつて、同一の事業主の適用事業に六十五歳に達した日の前日から引き続き六十五歳に達した日以後の日において雇用されているもの」を「六十五歳以上の被保険者」に、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第二項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

第三十七条の三第一項中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第二項中「次条第四項」を「次条第五項」に改め、「新たに」の下に「高年齢受給資格又は」を加える。

第三十七条の四第一項中「(第四項)を」(第五項)に改め、同条第三項後段を削り、同条第五項中「第三十四条第一項」の下に「から第三項まで」を加え、「第三十七條の四第四項」を「第三十

七条の四第五項」に、「第三十七條の四第五項」を「第三十七條の四第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項に規定する場合における第二十二條第三項の規定の適用については、同項第二号中「又は特例一時金」とあるのは、「高年齢求職者給付金又は特例一時金」と、「又は第三十九條第二項」とあるのは、「第三十七條の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九條第二項」とする。

第四十三條第四項中「第四号」を「第三号」に改める。

第五十六條の三第一項第二号中「(限る。)」の下に、「高年齢受給資格者(高年齢求職者給付金の支給を受けた者であつて、当該高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。以下この節において同じ。)」を加え、「含む。以下同じ」を含む。以下この節において同じ」に改め、同条第二項中「受給資格者」の下に「高年齢受給資格者」を加え、「前項第一号イ」を「同項第一号イ」に改め、同条第三項第二号中「十分の五」を「十分の六」に改め、「あるもの」の下に「(以下この号において「早期再就職者」という。)」を加え、「十分の六」を「十分の七」に改め、「十分の四」の下に「(早期再就職者にあつては、十分の三)を加え、同項第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 高年齢受給資格者 その者を高年齢受給資格に係る離職の日において三十歳未満である基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額(その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項に規定する一万千七百四十円(その額が第十八条の規定に

より変更されたときは、その変更された額)に百分の五十を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額)

第五十九條の見出しを「(求職活動支援費)」に改め、同条第一項を次のように改める。

求職活動支援費は、受給資格者等が求職活動に伴い次の各号のいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めたときに、支給する。

一 公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動

二 公共職業安定所の職業指導に従つて行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動

三 求職活動を容易にするための役務の利用

第五十九條第二項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に、「前項の求職活動」を「前項各号の行為」に改める。

第六十條第二項中「新たに受給資格」及び「その受給資格」の下に、「高年齢受給資格」を加える。

第六十條の二第一項第一号中「被保険者(高年齢継続被保険者)」を「一般被保険者(被保険者のうち、高年齢被保険者)」に、「を除く。次号において「一般被保険者」という。)」を「以外の者をいう。次号において同じ。又は高年齢被保険者」に改め、同項第二号中「一般被保険者」の下に「又は高年齢被保険者」を加え、同条第二項中「(高年齢継続被保険者を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

第六十一條の四第一項中「高年齢継続被保険者」を削り、「その一歳」の下に「満たない子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七條の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。であつて、当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二

年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第一項に規定する里親である被保険者に委託されている児童のうち、当該被保険者が養子縁組によつて養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下この項及び第六項において同じ。)」を加え、「満たない子」を「満たない子」に改め、同条第七項中「第二十二條第三項」の下に「及び第三十七條の四第三項」を加え、「同項」を「第二十二條第三項」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、「であつた期間に」との下に、「第三十七條の四第三項中「第二十二條第三項」とあるのは「第二十二條第三項(第六十一條の四第七項において読み替へて適用する場合を含む。)」を加える。

第六十一條の六第一項中「ための休業」の下に「(以下「介護休業」という。)」を加え、「当該休業」を「当該介護休業(当該対象家族を介護するための二回以上の介護休業をした場合にあつては、初回の介護休業とする。以下この項において同じ。)」に、「当該休業」を「当該介護休業」に改め、同条第二項中「同項に規定する休業」を「介護休業(同一の対象家族について二回以上の介護休業をした場合にあつては、初回の介護休業とする。)」に改め、同条第三項中「第一項に規定する休業」を「介護休業」に、「当該対象家族を介護するための休業」及び「当該休業」を「当該介護休業」に改め、同条第四項中「休業」を「介護休業」に改め、同条第五項中「第一項に規定する休業」を「介護休業」に、「同項」を「第一項」に改め、同条第六項中「が対象家族を介護するための休業」を「介護休業」に改め、「であつて、当該休業を開始した日から起算して九十日を経過する日後」を削り、「該当する休業」を「該当する介護休業」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 同一の対象家族について当該被保険者が

四回以上の介護休業をした場合における四回以後の介護休業

第六十一条の六第六項第二号中「当該対象家族を同一の対象家族に」、「休業(対象家族を介護するための休業をいう。以下この号において同じ。)」を「介護休業に」、「休業を開始を」当該介護休業を開始に、「休業を終了を」当該介護休業を終了に、「日後の休業を」日後の介護休業に改める。

第六十一条の七第二項中「前条第一項に規定する休業を」介護休業に、「前項を」同項に、「当該休業を」当該介護休業に改める。

第六十六条第三項第一号イ中「徴収法第十一条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額(同条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。))を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額」を削る。

第七十二条第一項中「第三十七条の四第五項」を「第三十七条の四第六項」に改める。

第七十九条の二中「第三十七条の四第四項」を「第三十七条の四第五項」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七條 削除

附則第十二条の二中「第六十一条の六第一項に規定する休業を」介護休業に、「同条第四項を」第六十一条の六第四項に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第三条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(一般保険料の額)」を付し、同条第一項中「第十二条」を「次条」に改める。

第十一条の二を削る。

第十二条第一項第一号中「雇用保険率」の下に「(第五項又は第八項の規定により変更されたときは、その変更された率。第四項を除き、以下同じ。)」を加え、同条第四項中「千分の十七・五」を「千分の十五・五」に改め、同項ただし書中「千分の十九・五」を「千分の十七・五」に、「千分の二十・五」を「千分の十八・五」に改め、同条第五項中「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」を「千分の十一・五から千分の十九・五まで」に、「千分の十五・五から千分の二十三・五まで」を「千分の十三・五から千分の二十一・五まで」に、「千分の十六・五から千分の二十四・五まで」を「千分の十四・五から千分の二十二・五まで」に、「千分の十六から千分の二十四まで」を「千分の十四から千分の二十二まで」に改める。

第十三条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(概算保険料の納付)」を付する。

第十五条の二を削る。

第十六条中「第十五条第一項を」前条第一項に改める。

第十八条中「第十六条及び前条を」から前条まで」に改める。

第十九条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(確定保険料)」を付する。

第十九条の二を削る。

第二十一条第三項中「第三項を」第二項に改める。

第三十一条第一項第一号イ中「(高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に応ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項及び前項を」前二項に改め、同項を同条第三項とする。

第三十二条第一項中「第三項を」第二項に改める。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第四條 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十一条」に、「第二十条」を「第三十一条」を「第三十二条」第三十三條に、「第四章 削除」を「第四章 地域の实情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保」(第三十四条・第三十五条)に、「第四十条」を「第三十六条」に、「第四十一条」第四十三條の三を「第三十七条」第四十三條に改める。

第四章 地域の实情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に關する計画

(地域の实情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に關する計画)

第三十四条 地方公共団体は、単独で又は共同して、次条第一項の協議会における協議を経て、地域の实情に応じた高年齢者の多様な就業の機会の確保に関する計画(以下この条及び同項において「地域高年齢者就業機会確保計画」という。)を策定し、厚生労働大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 地域高年齢者就業機会確保計画において、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域高年齢者就業機会確保計画の対象となる区域(次項第一号において「計画区域」という。)

二 地域の特性を生かして重点的に高年齢者の就業の機会の確保を図る業種に関する事項

三 国が実施する高年齢者の雇用に関する事業に関する事項

四 計画期間

3 地域高年齢者就業機会確保計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

一 計画区域における高年齢者の就業の機会の確保の目標に関する事項

二 地方公共団体及び次条第一項の協議会の構成員その他の関係者が実施する高年齢者の就業の機会の確保に資する事業に関する事項

4 地方公共団体は、第一項の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画を変更しようとするときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

5 政府は、第一項の同意を得た地域高年齢者就業機会確保計画(前項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの)に係る第二項第三号に規定する事業について、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十二条の雇用安定事業又は同法第六十三条の能力開発事業として行うものとする。

(協議会)

四〇

第三十五条 地方公共団体、関係機関、第三十七條第二項に規定するシルバー人材センター、事業主団体、高齢者の就業に関連する業務に従事する者その他の関係者は、高齢者の多様な就業の機会の確保に関する地域の課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに、地域高齢者就業機会確保計画に関し必要な事項その他地域の実情に応じた高齢者の多様な就業の機会の確保の方策について協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項の協議会において協議が調った事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第三十一条中「第二十四条第一項を」「第二十六条第一項」に改め、第三章第三節中同条を第三十三条とする。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条の前の見出しを削り、同条を第三十一条とし、同条の前の見出しとして「(特定地域における措置)」を付する。

第二十八条中「第二十四条第一項を」「第二十六条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第二十七条を第二十九条とする。

第二十六条中「第二十四条第一項を」「第二十六条第一項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とし、第二十三条を第二十五条とする。

第二十一条第二項中「第二十三条第一項各号」を「第二十五条第一項各号」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十条第三号中「第二十三条第一項各号」を「第二十五条第一項各号」に改め、同条を第二十一条とする。

第三章第二節中第十九条を第二十一条とし、第一類第七号 厚生労働委員会議録第三号 平成二十八年三月九日

第十八条の二を第二十条とし、第十八条を第十九条とし、第十七条の二を第十八条とする。

第五十章第四十条を第三十六条とする。

第四十一条第一項中「含む」の下に「第三十九条及び」を加え、「次条第一号及び第二号」を「次条第一号第一号及び第二号」に改め、第六章第一節中同条を第三十七条とする。

第四十二条第三項中「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同条第六項の表第五項第二項の項中「第四十二条第五項」を「第三十八条第五項」に改め、同条を第三十八条とし、同条の次に次の見出し及び二条を加える。

(業務拡大に係る業種及び職種の指定等)
第三十九条 都道府県知事は、シルバー人材センターが行う前条第一項第二号及び第四号に掲げる業務に関し、労働力の確保が必要な地域においてその取り扱う範囲を拡張することにより高齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれる業種及び職種であつて、労働力の需給の状況 同項第二号及び第四号に掲げる業務(同号に掲げる業務にあつては、労働者派遣事業に限る。)と同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して厚生労働省令で定める基準に適合するものを、センターの指定区域内の市町村の区域ごとに指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一 当該指定に係る市町村の長
二 当該指定に係るシルバー人材センター
三 指定しようとする業種及び職種に係る有料の職業紹介事業者若しくは労働者派遣事業又はこれらと同種の事業を当該指定に係る市町村の区域において営む事業者を代表する者
四 当該指定に係る市町村の区域の労働者を代表する者

都道府県知事は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の指定をしたときは、当該指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域を公示しなければならない。

5 第一項の指定に係る市町村の区域において、シルバー人材センターが同項の規定により指定された業種及び職種について前条第二項の規定により有料の職業紹介事業、就業の場所が当該市町村の区域内にある求人に係るものに限り、を行う場合における同条第一項第二号の規定の適用については、同号中「軽易な業務」とあるのは、「軽易な業務若しくはその能力を活用して行う業務」とする。

6 第一項の指定に係る市町村の区域において、シルバー人材センターが同項の規定により指定された業種及び職種について前条第五項の規定により労働者派遣事業(派遣就業労働者派遣法第二十三条の二に規定する派遣就業をいう。)の場所が当該市町村の区域内にある場合に限る。を行う場合における前条第一項第四号の規定の適用については、同号中「及びその他の軽易な業務」とあるのは、「並びにその他の軽易な業務及びその能力を活用して行う業務」とする。

第四十条 都道府県知事は、前条第一項の指定をした業種及び職種が同項に規定する基準に適合しなくなつたときは、遅滞なく、その指定を取り消すものとする。

2 前条第四項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

第四十三条を第四十一条とする。

第四十三条の二中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十四条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十五条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十六条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十七条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十八条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十九条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

第五十条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

第五十一条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

第五十二条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

第五十三条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

第五十四条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

第五十五条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

第五十六条中「第四十一条第三項」を「第三十七条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

を「第三十七条第一項」に改め、同項第一号中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十四条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十五条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十六条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十七条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十八条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第四十九条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第五十条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第五十一条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第五十二条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第五十三条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第五十四条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第五十五条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

第五十六条第一項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十三条とする。

に、「中」第四十二条第一項を「中」第三十八条第一項に改め、「同項第四号中「前条」とあるのは「第四十八条において準用する前条」とを削る。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正)

第五条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第十一条の二 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第四條第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替へるものとする。

第十六条中「第十一条第一項の下に」、「第十一条の二第一項」を加える。

第二十條第二項中「第十一条第一項」の下に「及び第十一条の二第一項」を、「性的な言動」の下に「又は同項に規定する言動」を加える。

第三十條中「第十一条第一項」の下に、「第十

一条の二第一項」を加える。

第三十一条第一項中「第十一条第三項」の下に、「第十一条の二第三項」を、「第十一条第二項」の下に、「第十一条の二第二項」を、「第七

条 第九條第三項」の下に、「第十一条の二第一項」を、「従事しなかつたこと」との下に、「第

十一条の二第二項中「労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第八十七条第一項又は第二

項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」とを加える。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正)

第六條 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七條の二」を「第四十七條の三」に、「第四十七條の三」を「第四十七條の四」に改める。

第四十七條の二中、「第十一条第一項」の下に「、第十一条の二第一項」を、「同法第十一条第一項」の下に「及び第十一条の二第一項」を加える。

第四十七條の四を第四十七條の五とし、第四十七條の三を第四十七條の四とし、第三章第四節中第四十七條の二の次に次の一条を加える。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例)

第四十七條の三 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十

条(同法第十六條、第十六條の四及び第十六條の七において準用する場合を含む。)、第十六條の十、第十八條の二、第二十條の二、第

二十三條の二及び第二十五条の規定を適用する。この場合において、同条中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)

第七條 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

「第十章 対象労働者等に対する支援措置」

目次中 第一節 国等による援助(第三十

条―第三十五條)を「第十章 対象労働者等に対する援助(第三十條―第五十二條)」

「」に、「第六十八條」を「第六十六條」に改める。

第二十七條中「及び第三十九條第一項第一号」を削る。

第十章の章名を次のように改める。

第十章 対象労働者等に対する国等による援助

第十章第一節の節名及び同章第二節の節名を削る。

第三十六條から第五十二條までを次のように改める。

第三十六條から第五十二條まで 削除

第五十七條中、「第二十三條並びに第三十九條第一項第二号及び第二項」を並びに第二十三條に改める。

第六十條第一項中、「第十章第二節」を削り、「第六十七條」を「第六十五條」に改め、同条第二項中、「、第二十三條並びに第三十九條第一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三條」とを削る。

第六十一條第一項中、「第六十三條、第六十五條及び第六十八條」を「第六十四條まで及び第六十六條」に改める。

第六十四條を削る。

第六十五條を第六十四條とする。

第六十六條中「第六十二條から前条まで」を「前三條」に改め、同条を第六十五條とする。

第六十七條を削る。

第六十八條を第六十六條とする。

第八條 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第十六條の九」を「第十六條の十」に改める。

第二條第一号中「その子」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七條の二第一項の規定により労働者が当該労働者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該労働者が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第一項に規定する里親である労働者に委託されている児童のうち、当該労働者が養子縁組によつて養親となることを希望している者及びその他これらに準ずる者として厚生労働省令で定める者に、厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。第四号及び第六十一條第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))を除き、以下同じ。」を加える。

第五條第一項第二号中「一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。))を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。))を「一歳六か月に達する日まで、その労働契約(労働契約が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了することが明らかでない者」に改め、同条第三項ただし書中「当該子の一歳到達日」を「当該子が一歳に達する日(以下「一歳到達

日」という。)に改める。

第九条の二第二項中「同条第三項各号列記以外の部分中「一歳到達日」を「同条第三項ただし書中「一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。))に、「一歳到達日(当該配偶者を「一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。))当該配偶者」に改める。

第十一条第一項第二号中「(以下この号において「九十三日経過日」という。))を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者(九十三日経過日から一年を経過する日までの間に、その労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかである者を除く。))を「から六月を経過する日までに、その労働契約労働契約が更新される場合にあつては、更新後のものが満了することが明らかでない者」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一 当該対象家族について三回の介護休業をした場合

二 当該対象家族について介護休業をした日数(介護休業を開始した日から介護休業を終了した日までの日数とし、二回以上の介護休業をした場合にあつては、介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数とする。第十五条第一項において「介護休業日数」という。)が九十三日に達している場合

第十四条第一項中「次条第一項及び第二十三条第三項」を「及び次条第一項」に改め、同条第二項中「撤回がなされた場合において、当該撤回に係る対象家族についての介護休業申出については、当該撤回後になされる最初の介護休業申出を除く」を「撤回がなされ、かつ、当該撤回に係る対象家族について当該撤回後になされる最初の介護休業申出が撤回された場合においては、その後になされる当該対象家族についての介護休業申出については」に改める。

第十五条第一項中「介護休業等日数」を「介護

休業日数」に改める。

第十六条の二第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「日」の下に「(前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは子の看護休暇の開始及び終了の日時)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 子の看護休暇は、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるものの以外のは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

第十六条の三第二項中「六月」と「の下に」、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六条の二第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で子の看護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者(同項の規定による厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得しようとする者に限る。))」を加える。

第十六条の五第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「日」の下に「(前項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得するときは介護休暇の開始及び終了の日時)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 介護休暇は、一日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める一日未満の単位で取得することができる。

第十六条の六第二項中「六月」と「の下に」、同項第二号中「定めるもの」とあるのは「定めるもの又は業務の性質若しくは業務の実施体制に照らして、第十六条の五第二項の厚生労働省令で定める一日未満の単位で介護休暇を取得することが困難と認められる業務に従事する労働者(同項の規定による厚生労働省令で定める一日

未満の単位で取得しようとする者に限る。))」を加える。

第十六条の八第二項中「第十七条第二項前段」の下に「(第十八条第一項において準用する場合を含む。))」を加える。

第十六条の九中「前条第一項」を「第十六条の八第一項(前条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))」に、「同項」を「第十六条の八第一項」に改め、第六章中同条を第十六条の十とし、第十六条の八の次に次の一項を加える。

第十六条の九 前条第一項から第三項まで及び第四項(第二号を除く。))の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第一項中「当該子を養育する」とあるのは「当該対象家族を介護する」と、同条第三項及び第四項第一号中「子」とあるのは「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

2 前条第三項後段の規定は、前項において準用する同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十七条第二項中「第十六条の八第二項前段」の下に「(第十六条の九第一項において準用する場合を含む。))」を加える。

第二十三条第一項中「以下」の下に「この条及び第二十四条第一項第三号において」を加え、「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第二項中「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第三項中「介護する労働者」の下に「であつて介護休業をしていないもの」を加え、「連続する九十三日」を「連続する三年」に改め、「(当該労働者の雇入れの日から当該連続する期間の初日の前日まで」の期間における介護休業等日数が一以上である場合にあつては、九十三日から当該介護休業等日数を差し引いた日数の期間とし、当該労働者が当該対象家族の当該要介護状態について介護

休業をしたことがある場合にあっては、当該連続する期間は、当該対象家族の当該要介護状態について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から起算した連続する期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間とする。))」を削り、「措置」の下に「(以下この条及び第二十四条第二項において「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。))」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 前号に掲げるもののほか、介護のための所定労働時間の短縮等の措置を講じないこととするに合理的な理由がある

と認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

第二十三条に次の一項を加える。

4 前項本文の期間は、当該労働者が介護のための所定労働時間の短縮等の措置の利用を開始する日として当該労働者が申し出た日から起算する。

第二十四条第一項第三号中「第六章」を「第十六条の八」に、「所定労働時間の短縮措置」を「育児のための所定労働時間の短縮措置」に改め、同条第二項中「第二十三条第三項に定める措置」を「介護のための所定労働時間の短縮等の措置」に改める。

第二十五条 事業主は、職場において行われるその雇用する労働者に対する育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度又は措置の利用に関する言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

第五十二条の三中「前条」を「第二十五条に定める事項及び前条」に改める。

第五十六条の二中「第十六条の九」を「第十六条の九第一項において準用する場合を含む。」、「第十六条の十」を「第二十三条」を「第二十三条第一項から第三項まで」に改め、「第二十三条の二」の下に、「第二十五条」を加える。

第五十七条中「第二条第三号」を「第二条第一号及び第三号」に改め、「第一条第二項第一号及び第二号」を削り、「第十六条の二第二項」及び「第十六条の五第二項」の下に「及び第二項」を、「第十六条の八第二項第二号、第三項及び第四項第一号」の下に「これらの規定を第十六条の九第一項において準用する場合を含む。」を加え、「並びに第二十三条」を「第二十三条第一項から第三項まで並びに第二十五条」に改める。

第六十条第二項中「第二条第三号」を「第一条第一号及び第三号」に、「第十一条第二項第一号及び第二号並びに第三項」を「第十一条第三項」に、「第十六条の二第二項及び第二項」を「第十六条の二第二項から第三項まで、第十六条の五第一項から第三項まで」に、「第二十三条」を「第二十三条第一項から第三項まで、第二十五条」に、「第六章」を「第十六条の八」に、「第十六条の九」を「第十六条の九第一項において準用する場合を含む。」、「第十六条の十」に改め、「第十六条の五第一項」の下に「及び第二項」を、「第十六条の八第一項第二号、第三項及び第四項第一号」

の下に「これらの規定を第十六条の九第一項において準用する場合を含む。」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七條の規定並びに附則第十三條、第三十二條及び第三十三條の規定 公布の日

二 第一条中雇用保険法第六十二條第一項及び第六十三條第一項の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第四項、第五項及び第九項の改正規定並びに第四條の規定並びに附則第十條、第十五條、第二十六條、第二十八條及び第三十一條の規定 平成二十八年四月一日

三 第一条中雇用保険法第三十七條の四第二項、第六十一條の四第四項及び第六十一條の六第四項の改正規定並びに同法附則第十二條の次に一條を加える改正規定並びに次條第一項及び第二項、附則第十九條、第二十條、第二十二條並びに第二十三條の規定 平成二十八年八月一日

四 第二条中雇用保険法第六十六條第三項第一号イの改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同法第十一條の二を削る改正規定、同法第十二條第一項及び第六項の改正規定、同法第十五條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十五條の二を削る改正規定、同法第十六條及び第十八條の改正規定、同法第十九條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十九條の二を削る改正規定並びに同法第二十二條第三項、第三十一條及び第三十二條第一項の改正規定並びに附則第九條の規定 平成三十二年四月一日

(介護休業給付金に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法

(以下この項及び次項において「第一条改正後雇用保険法」という。)第六十一條の六第四項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に第一条改正後雇用保険法第六十一條の六第一項に規定する休業を開始した者(第三項の規定により第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「第二条改正後雇用保険法」という。)第六十一條の六の規定が適用される者を除く。)について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法(次項において「第一条改正前雇用保険法」という。)第六十一條の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

2 第一条改正後雇用保険法附則第十二條の二の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始された第一条改正後雇用保険法第六十一條の六第一項に規定する休業に係る介護休業給付金について適用し、同日前に開始された第一条改正前雇用保険法第六十一條の六第一項に規定する休業に係る介護休業給付金については、なお従前の例による。

3 第二条改正後雇用保険法第六十一條の六の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項に規定する介護休業を開始した者について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の雇用保険法(以下「第二条改正前雇用保険法」という。)第六十一條の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(高年齢被保険者に関する経過措置)

第三条 六十五歳に達した日以後に雇用された者であつて、施行日前から引き続き雇用されている者(雇用保険法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。)については、施行日に当該者が当該事業主の適用事業に雇用されたものとみなして、第二条改正後雇用保険法の規定を適用する。

(就業促進手当に関する経過措置)

第四条 第二条改正後雇用保険法第五十六條の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となつた者について適用し、施行日前に第二条改正前雇用保険法第五十六條の三第一項各号に該当する者となつた者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

(移転費に関する経過措置)

第五条 施行日前に第二条改正前雇用保険法第三十七條の三第二項に規定する高年齢受給資格者となつた者(次条において「旧高年齢受給資格者」という。)(施行日以後に高年齢受給資格者(第二条改正後雇用保険法第三十七條の三第二項に規定する高年齢受給資格者をいう。次条において同じ。)、日雇受給資格者(第二条改正後雇用保険法第五十六條の三第一項第二号に規定する日雇受給資格者をいう。次条において同じ。))又は特例受給資格者(雇用保険法第三十九條第二項に規定する特例受給資格者をいう。次条において同じ。))となつた者を除く。に対する雇用保険法第五十八條の規定による移転費の支給については、なお従前の例による。

(求職活動支援費に関する経過措置)

第六条 第二条改正後雇用保険法第五十九條の規定は、求職活動に伴い施行日以後に同条第一項各号に規定する行為(当該行為に関し、第二条改正前雇用保険法第五十九條の規定による広域求職活動費が支給されている場合における当該行為を除く。))をした者(施行日前一年以内に旧高年齢受給資格者となつた者であつて施行日以後に高年齢受給資格者、日雇受給資格者又は特例受給資格者となつていないものを除く。))について適用し、施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する広域求職活動費の支給については、なお従前の例による。

(教育訓練給付金に関する経過措置)

第七条 高年齢継続被保険者(第二条改正前雇用保険法第三十七條の二第一項に規定する高年齢

継続被保険者をいう。以下この条において同名するあつせん員に係属している同項のあつせんに係る紛争については、第五条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十六条及び第八八条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（介護をするための休業に係る承認の請求を公務員がする場合における経過措置）

第十二条 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（附則第十七条第一項において「行政執行法人」という。）の職員のうち、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員に対する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（次項において「育児・介護休業法」という。）第六十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「第十一条第一項ただし書」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第...号）第八八条の規定による改正前の第十一条第一項ただし書」とする。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第九条 第二条改正後雇用保険法第六十六条第三項の規定は、平成三十二年以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（雇用保険率に関する経過措置）

第十条 第三条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項の規定は、平成二十八年四月一日以後の期間に係る労働保険料（同法第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会又は同法第二十一条の規定により読み替

えて適用する同法第五条第一項の規定により指名するあつせん員に係属している同項のあつせんに係る紛争については、第五条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第十六条及び第八八条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（介護をするための休業に係る承認の請求を公務員がする場合における経過措置）

第十二条 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第四項に規定する行政執行法人（附則第十七条第一項において「行政執行法人」という。）の職員のうち、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員に対する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（次項において「育児・介護休業法」という。）第六十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「第十一条第一項ただし書」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第...号）第八八条の規定による改正前の第十一条第一項ただし書」とする。

2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員のうち、同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員に対する育児・介護休業法第六十一条第六項の規定の適用については、当分の間、同項中「第十一条第一項ただし書」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第...号）第八八条の規定による改正前の第十一条第一項ただし書」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、

なお従前の例による。

（検討）

第十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第五条、第六条及び第八八条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（職業安定法の一部改正）

第十五条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第十六条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第四項中、「その者が退職の際勤務していた国又は行政執行法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「『高年齢継続被保険者』を『高年齢被保険者』に改め、同項第二号中「第三十七条の四第三項前段」を「第三十七条の四第三項」に改め、同条第五項中、「その者が退職の際勤務していた国又は行政執行法人の事務又は事業を同法第五条第一項に規定する適用事業と」を削り、「『高年齢継続被保険者』を『高年齢被保険者』に改め、同条第十項第六号を次のように改める。

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者については、求職活動支援費

第十條第十一項中「規定は、」の下に「第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができない者（第四項又は第五項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これらを」第六項又は第七項に改め、「」の下に「雇用保険法」を加え、「及び第五十

六条の三から第五十九条まで」を「及び」に、「第五十六条の三から第五十九条まで」を「雇用保険法」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 退職職員（退職した国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた国又は行政執行法人の事務又は事業を雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば第二条改正前雇用保険法第六十一条第一号に掲げる者に該当するものにつき、前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（以下この条において「新退職手当法」という。）第十条第四項又は第五項の勤続期間を計算する場合における国家公務員退職手当法第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第...号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）以前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続き在職期間）」と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

2 新退職手当法第十條第十項（第六号に係る部分に限り、同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴い施行日以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、前条の規定による改正前の国家公務員退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十條第十項第六号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの

(施行日前一年以内に旧退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であつて施行日以後に新退職手当法第十条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。)について適用し、退職職員であつて施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 新退職手当法第十条第十一項において準用する同条第十項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する国家公務員退職手当法第十条第十項第四号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧退職手当法第十条第四項又は第五項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者(施行日以後に新退職手当法第十条第四項から第七項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。)に対する国家公務員退職手当法第十条第十項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

(厚生年金保険法の一部改正)

第十八条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二 第二項中「平成三年法律第七十六号」の下に「。以下この項において「育児・介護休業法」という。」を加え、「若しくは同法」を「若しくは育児・介護休業法」に、「当該育児休業等に係る三歳に満たない子」を「育児・介護休業法第二条第一号に規定する子その他これに類する者として政令で定めるもの(第二十六条において「子」という。)であつて、当該育児休業

等に係る三歳に満たないもの」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の三 第三項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

附則第十一條の三を附則第十一條の四とし、附則第十一條の二の次に次の一條を加える。

(介護休業手当金に関する暫定措置)

第十一條の三 第六十八條の三第一項及び同条第三項において準用する第六十八條の二第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十七」とする。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 前條の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十一條の三の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始された前條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第六十八條の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金について適用し、同日前に開始された前條の規定による改正前の国家公務員共済組合法第六十八條の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金については、なお従前の例による。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十一條 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に、「高年齢継続被保険者等」を「高年齢被保険者等」に改め、同条第五項中「高年齢継続被保険者又は」を「高年齢被保険者又は」に、「高年齢継続被保険者等」を「高年齢被保険者等」に改め、同条第七項中「高年齢継続被保険者等」を

「高年齢被保険者等」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二十二條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十七條の二の次に次の一條を加える。

(介護休業手当金に関する暫定措置)

第十七條の三 第七十條の三第一項及び同条第三項において準用する第七十條の二第三項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十七」とする。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 前條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十七條の三の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始された地方公務員等共済組合法第七十條の三第一項に規定する介護休業に係る介護休業手当金について適用し、同日前に開始された同項に規定する介護休業に係る介護休業手当金については、なお従前の例による。

(雇用対策法の一部改正)

第二十四條 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十八條第三号中「求職活動」の下に「又は求職活動を容易にするための役務の利用」を加える。

(雇用対策法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 前條の規定による改正後の雇用対策法第十八條(第三号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に同号に規定する求職活動(当該求職活動に関し、前條の規定による改正前の雇用対策法第十八條の規定による給付金が支給されている場合における当該求職活動を除く。)又は役務の利用をした者について適用し、施行日前に広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する当該求職活動に係る給付金の支給については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第二十六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三十四條の二及び別表第一第八十一号中「第四十二條第二項」を「第三十八條第二項」に改める。

(建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正)

第二十七條 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十四條中「第四十七條の三」を「第四十七條の四」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二十八條 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第八十三條中「第二十二條から第三十條まで及び第三十一條」を「第二十二條から第三十條まで及び第三十三條」に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

附則第四十三條の前の見出し中「高年齢求職者給付金等」を「高年齢雇用継続基本給付金等」に改め、同条第一項を削り、同条中第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第四十四條第一項を削り、同条第二項中「前条第二項」を「前条第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第二項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十條 雇用保険法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條中「第一條の規定による改正後の

雇用保険法(附則第四条において「新法」という。第六條第二号から第五号まで)を「雇用保険法第六條第一号から第四号まで」に改める。
(国家戦略特別区域法の一部改正)

第三十一条 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第二十四條の第三項第一号」を「第二十四條の第二項第一号」に改める。

第二十四條の一を削る。

第二十四條の第三項中「別表の十二の三の項」を「別表の十二の二の項」に改め、同条を第二十四條の一とする。

第二十四條の四「別表の十二の四の項」を「別表の十二の三の項」に改め、同条を第二十四條の二とする。

別表の十二の二の項を削り、同表の十二の三の項中「第二十四條の三」を「第二十四條の二」に改め、同項を同表の十二の二の項とし、同表の十二の四の項中「第二十四條の四」を「第二十四條の三」に改め、同項を同表の十二の三の項とする。

(国家戦略特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 前条の規定による改正前の国家戦略特別区域法第二十四條の二第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による内閣総理大臣の認定に係る国家戦略特別区域内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)の区域をその区域に含む都道府県の知事が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に当該市町村の長から、当該市町村の区域において第四條の規定による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十一条第二項に規定するシルバー人材センターが行う同法第四十二条第一項第二号及び第四号に掲げる業務(同法第四十一条第一項に規定するシルバー人材センター連合が行う同法第四十五条において

準用する同法第四十二条第一項第二号及び第四号に掲げる業務を含む。)に関し、その取り扱う範囲を拡張する旨の通知を受けたときは、当該都道府県の知事が、同日において第四條の規定による改正後の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十九条第一項(同法第四十五条において準用する場合を含む。)の規定により当該市町村の区域において全ての業種及び職種を指定したものとみなして、同法の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

少子高齢化が進展する中で高齢者、女性等の就業促進及び雇用継続を図るため、六十五歳以上の者への雇用保険の適用拡大、雇用保険の就職促進給付の拡充、シルバー人材センターの業務拡大、育児休業及び介護休業の取得要件の緩和、介護休業給付の給付率の引上げ、妊娠・出産・育児期を通じて事業主への雇用管理上の措置の義務付け等を行うとともに、失業等給付に係る保険料率の引下げ等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給(第三条・第七條)
- 第三章 雑則(第八条・第十条)
- 第四章 罰則(第十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、加齢により心身の機能が低下した高齢者等が安心して暮らすことができ、並びに障害者及び障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を実現するために介護・障害福祉従事者が重要な役割を担っているにもかかわらず、その賃金が他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にある現状等に鑑み、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めることにより、優れた人材を確保し、もって高齢者の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「介護・障害福祉従事者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設の開設者、同法第九十四条第二項に規定する介護老人保健施設の開設者、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者及び同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者並びに同法第四十二条第二号に規定する基準該当居宅サービスを行う事業所の設置者及び同法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスを行う事業所の設置者

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者及び同項に規定する指定障害者支援施設の設置者並びに同法第三十条第一項第二号イに規定する基準該当事業所の設置者及び同号ロに規定する基準該当施設の設置者

三 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者及び同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設の設置者並びに同法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援を行う事業所の設置者

四 前三号に掲げる者のほか、これらの者に類する者として政令で定めるもの

2 この法律において「介護・障害福祉従事者」とは、介護・障害福祉事業者等の従業者であつて専ら当該介護・障害福祉事業者等が行う介護保険法の保険給付に係る保健医療サービス又は福祉サービス、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規定する障害福祉サービス、児童福祉法第六條の二の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第七條第二項に規定する障害児入所支援その他の保健医療サービス又は福祉サービスのうち政令で定めるものに従事するものとして政令で定めるものをいう。

第二章 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の支給

(介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給)
第三条 都道府県知事は、介護・障害福祉従事者の賃金を改善するための措置を講ずる介護・障害福祉事業者等に対し、その申請に基づき、当該措置に要する費用に充てるための助成金(以下「介護・障害福祉従事者処遇改善助成金」という。)を支給する。

2 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給の要件、額、申請の方法その他介護・障害福祉従事者処遇改善助成金の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前項の政令を定めるに当たっては、加齢により心身の機能が低下した高齢者等が安心して暮らすことができ、並びに障害者及び障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を実現するために介護・障害福祉従事者

平成二十八年三月九日

(介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金の支給)

2 介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金の支給の要件、額、申請の方法その他介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金の支給に必要な事項は、政令で定める。

り心身の機能が低下した高齢者等が安心して暮らすことができ、並びに障害者及び障害児が自

立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を実現するために介護・障害福祉従事者が重要な役割を担っていること並びに介護・障害福祉従事者が従事する業務が身体的及び精神的負担の大きいものであることを踏まえるとともに、介護・障害福祉事業者等の実情を勘案し、かつ、第一項の申請に係る介護・障害福祉事業者等の負担に配慮するものとする。

(介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の支払に関する事務の委託等)

2 連合会は、国民健康保険法その他の法律の規定による業務のほか、前項の規定により都道府県知事から委託を受けて行う介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の支払に関する業務を行う。

第六条 偽りその他不正の手段により介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の支給を受けた者があるときは、都道府県知事は、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等の額に相当する

る。金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（交付金）
第七条 国は、介護・障害福祉従事者処遇改善助

成金等の支給に要する費用の全額に相当する金額を都道府県に交付する。

2 国は、毎年度、予算の範囲内で、介護・障害福祉従事者処遇改善助成金等に関する事務の執行に要する費用に相当する金額を都道府県に交付する。

告等)

第八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、介護・障害福祉事業者等若し

2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために

(事務の区分)

第九條 第三條第一項、第四條第一項、第六條第一項及び前條第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(厚生労働省令への委任)

第十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第十一条 第八条第一項の規定による報告若しくは

は物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 この法律は、介護保険制度並びに障害者

及び障害児に対する支援に係る制度について見直しが行われ、介護・障害福祉従事者に関し、優れた人材の確保に支障がなくなつたときは、廃止するものとする。

第三条 地方自治法の一部を次のように改正す

別表第一に次のように加える。

介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法(平成二十八年法律第 号)	第三条第一項、第四条第一項、第六条第一項及び第八条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務
--	--

第四条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)

の一部を次のように改正する。

第十条第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 介護・障害福祉従事者処遇改善助成金及び介護・障害福祉従事者等処遇改善特別助成金の支給に要する経費

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の十四の次に次の一号を加える。

二十の十四の二 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法（平成二十八年法律第 号）

理由

加齢により心身の機能が低下した高齢者等が安心して暮らすことができ、並びに障害者及び障害児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を実現するために介護・障害福祉従事者が重要な役割を担っているにもかかわらず、その賃金その他の業種に属する事業に従事する者と比較して低い水準にある現状等に鑑み、介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって高齢者等並びに障害者及び障害児に対する支援の水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約千七百八十億円の見込みである。

厚生労働委員会議録第一号中正誤

ページ 段 行 誤

二二末二 意見書

請願 正

平成二十八年三月二十四日印刷

平成二十八年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

〇